

Fukushima College

**CAMPUS**

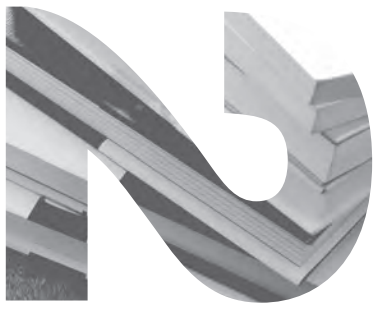
**LIFE**

**2017**

**学生便覧**

福島学院大学  
福祉学部





Fukushima College

**CAMPUS**



**LIFE**



**2017**

**学生便覧**



福島学院大学  
福祉学部



創立者 故菅野 慶助 両先生の胸像  
故菅野八千代



建学の精神の碑

## 創立者 故菅野 慶助 両先生の胸像 故菅野八千代

本学の創立構想は、昭和35、6年ころ、学園の創立者の一人である故菅野八千代先生の発想にはじまります。

これからの時代は、短期大学による専門教育、教養教育の時代であることを看取され、短大設立を念願とされました。昭和39年に至り、初代理事長・学長となられた故菅野慶助先生が決断され、創立の準備に入り、同先生の多大の苦心と努力のもとに、昭和41年4月開学に至ったものです。

なお、この胸像は昭和51年に「菅野両先生の顕彰会」の手によって本学校内東側庭園の一角に建立されました。

## 建学の精神の碑

本学の開学に当って、創立者故菅野慶助、故菅野八千代両先生が掲げられた理想は、「真心をもって行動し、社会に貢献できる人材の育成」にありました。

そして、この真心こそは、人間の行いの全てを貫くべきものであり、また、すべての徳の中でも根本に位するもので、この二つの意味をこめて、「真心こそすべてのすべて」と表現されたのです。

このことばは、昭和55年に当時の本校舎正面玄関前の池の中の島に、本県名産の鮫川石の自然石に刻み込んで、建学の精神の碑として建立されました。（現在は本館東側の庭園に移設されています。）

campus life

2017



目次

# 目次

## 福島学院大学の教育

I. 建学の精神	10
II. 教育の理念	11
III. 福島学院大学の教育の特色	12
IV. 本学の運営機構	16
V. 本学の沿革	18
VI. 校歌	19

## 大学での生活

I. 学生生活の心得	22
II. 学生指導・支援	28
III. 課外活動	30
IV. 政治的活動、宗教的活動	32
V. セルフディフェンス	33
VI. 学生アルバイト	36
VII. 就職	38
VIII. 福利厚生	40
IX. 学生生活のマナー	46
X. 福島学院大学図書館情報センター利用案内	49
XI. キャンパスの概要	52

## 福祉学部 福祉心理学科

I. 福祉学部福祉心理学科の教育	68
II. 教育課程と履修の方法	70
III. 科目履修	73
IV. 資格取得の方法	77
V. 地域社会に学ぶ体験教育	83
VI. その他	83

## 福祉学部 こども学科

I. 福祉学部こども学科の教育	92
II. 教育課程と履修の方法	93
III. 科目履修	96
IV. 免許状・資格取得の方法	100
V. 実習（認定こども園基本実習・幼稚園教育実習・ 保育実習・学童保育実習）	105
VI. その他	110

## 諸規程集

学則	120
福島学院大学福祉学部履修規程	134
福祉心理学科履修細則	138
こども学科履修細則	142
こども学科保育士資格取得に係る履修細則	145
学生受講規程	145
福島学院大学学長賞授与規程	147
福島学院大学学長特別奨学金授与規程	148
学部長賞授与規程	148
福祉心理学科長顕賞規程	149
試験規程	150
学費徴収猶予規程	151
宮代キャンパス教室等使用規程	151
福島駅前キャンパス教室等使用規程	152
体育館使用細則	153
のぞく館利用規程	154
カーサ・フローラ利用規程	155
カーサ・フローラ利用心得	156
図書館情報センター宮代本館運営規程	157
図書館情報センター駅前図書室運営規程	159
図書館情報センター宮代本館・スタジオ・教材制作室使用細則	161
学生生活規程	162
喫煙に関する細則	167
学生生活救急資金貸付規程	167
宮代キャンパス自家用自動車通学規程	168
自転車通学規程	169
アルバイト規程	169
学友会会則	170
選挙に関する細則	173
クラブに関する細則	174
学生間における差別とハラスメント防止に関する規程	174
学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則	175



# 福島学院大学の教育

I. 建学の精神	10
II. 教育の理念	11
III. 福島学院大学の教育の特色	12
IV. 本学の運営機構	16
V. 本学の沿革	18
VI. 校歌	19

## I 建学の精神

本学は学則第1条に、『教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づきSincerity（真心）とHospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的とする』とうたっています。

「真心」を身につけた学生を育成することが、本学の創立者故菅野慶助先生の建学の理想だったのです。

### (1) 真心

真心とはいうまでもなく、誠とか至誠とか呼ばれるものと相通じ、一般的な考え方を示すものとして、広辞苑では、「誠の心。いつわりのない真実の心」と記しています。また、「誠」の項では、「真」、「実」などの文字とともに、「真実の通りであること。うそでないこと」また、「人に対して親切にして欺かぬこと」と記しています。

このように、真心はまず、自己に対していつわりのないこと、すなわち「自らの良心の声に聞いて恥じないこと」を意味しています。

また、他人に対しては、自己に対するいつわりのない心で接し、その人の身になって考える思いやりがあり、他人を決して欺かないことを意味しています。

### (2) すべてのすべて

以上のような意味の「真心」こそは、人間の行為のすべてを貫くものでなければならぬのであって、菅野慶助先生が「一にも真心、二にも真心」と述べているのはこのことを指しています。

さらに、真心はすべての徳の中でも根本に位するものとして、これらをとらえることができます。この二つの意味を込めて「すべてのすべて」と言っているのです。

### (3) 信念のことば

真心を以上のように誠、至誠と解するとき、それは先ず、儒学における重要な概念として、儒学者の諸説があり、また、国学においても「真心」について説くところがあります。さらに、その他の倫理・哲学者においても説きかたは様々です。

しかし、本学における言葉並びにその精神は、創立者菅野先生の日常の実践の中において体得されたものであり、また、これを体現すべく努めに努めた体験の中から生まれてきた信念であって、思弁的な産物ではありません。

したがって、この言葉の真の意味は、菅野先生がこれまで歩んできた「足あと」そのものの中から見出すことができるものと言って過言ではありません。

本学においては、真心とその実践を基盤とする国際平和の実現のための教育を、ひとつの特色として打ち出しており、これもまた、菅野先生の信念から生み出されたものです。

われわれは、建学当初の「真心こそすべてのすべて」の精神を基本として、人々の信頼と幸福を求めるとともに、世界平和の実現のための教育の重視へと発展してきたその経緯をたずね、さらに将来を展望し、建学の精神の高揚に努めなければなりません。

## II 教育の理念

本学は、感銘と感動を与え、知的好奇心を喚起する授業の実施を目指すとともに、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受け入れ、支援します。

本学が求め、そして育成しようとする人間像については次の通りです。

### (1) 真心を持って人に接し、人の立場を考えて行動できるひとを育てます。

真心は人間社会を築く礎であり、人間関係の基本です。

心のこもった応対や接遇を心掛け、相手や他人の立場を理解しようとする謙虚さを失うことなく行動ができる人間を育成します。

### (2) 夢とロマンを胸に、自らの人生を創造的に生きようとするひとを育てます。

夢をもって生きること、ロマンを求めて生きること、その実現に努力すること、それは自らの青春を美しく磨くことです。

### (3) 的確な判断ができ、自らの知識と技能を生かして社会に貢献できるひとを育てます。

的確な判断は、現代社会に必要な知識と教養の獲得と、社会のいろいろな人との多様な人間関係の錬磨の中から生まれてくるものです。

自らの知識を深め、自らの技能を高めて、社会に貢献できる人材の育成に努めます。

### (4) 国際的な視野に立ち、多様性を理解し、相互理解の心を持つひとを育てます。

情報は一瞬にして世界を駆け巡ります。世界は日本に、日本はまた世界へ影響を与えます。国際的な視野に立って相手のことを考えることのできる人間の育成に努めます。

### (5) 感銘と感動を素直に表現できるひとを育てます。

感銘と感動ある人生ほど素晴らしいものではありません。

一つひとつの発見や驚きが、人生に若さと新鮮さを与えてくれます。そうした「ひとを育てる教育」でありたいと思います。

こうした学生を育成することを教育の理念として掲げ、本学はこれを建学の精神と合わせて学是としています。



### III 福島学院大学の教育の特色

#### 1. 学生・社会人としての基礎教育

##### (1) 表現力向上教育の重視

明快適切な自己表現によって、よりよい人間関係を作りあげていくことは、社会生活において重要なことであり、本学の教育の基本としています。特に正しい文字言語と音声言語の修得を基本とした、豊かな国語力は最も必要なものと重視しています。

本学では、文章並びに会話による表現力の修得を目的とした「国語表現」（4単位）を必修科目として開設するとともに、演習授業の一環として、「国語表現」統一テストを実施し、国語力を集中的に身につけることに力を入れています。

##### 「国語表現」履修方法、統一テストの内容と実施

###### 〈履修方法〉

- 正規時間割に組まれた「国語表現」の授業を履修します。
- 「国語表現」統一テスト（A：文字・成語テスト、B：小論文テスト、C：対話テスト）を受験します。

###### 〈単位認定方法〉

- 「文字・成語テスト」「小論文テスト」「対話テスト」の「国語表現」統一テストに規定通り合格した者について「国語表現」の授業の成績評価を行い、単位を認定します。
- 成績評価が不合格（欠格を含む）の場合、翌年度再履修とします。

###### 〈「国語表現」統一テストの内容と実施〉

###### 文字・成語テスト

- 「文字・成語テスト」の学習方法は、指定のテキストによる自学自習とします。
- テストの問題は、書き取り20～25問、読み取り15～20問、その他（類語、四字熟語等）10～15問の計50問を目安とし、指定のテキストの中から出題します。
- このテストは、前期3回、後期3回の年6回実施します。
- 実習のため受験できなかった学生を対象に、前期1回、後期1回の追試験を実施します。受験希望者は決められた期日までに教務課または駅前キャンパス事務室で所定の手続きが必要となります。（受験料はかかりません）
- テストは、100点満点で80点以上を2回得点した学生を合格とします。

###### 小論文テスト

- 小論文テストは、指定された会場で、当日、出された題目について、60分で600～800字にまとめなければなりません。
- このテストは、前期2回、後期2回の年4回実施し、合格するまで受験しなければなりません。
- 実習のため受験できなかった学生を対象に、前期1回、後期1回の追試験を実施します。受験希望者は決められた期日までに教務課または駅前キャンパス事務室で所定の手続きが必要となります。（受験料はかかりません）
- テストは、100点満点で80点以上を1回得点した学生を合格とします。

###### 対話テスト

- 対話テストは、年代差のある人、あるいは面識のない人との対話能力を養うために学生が自発的に話題を提供して、発展的に対話を継続できる能力を見ることを目的としています。所要時間は1人30分を基準とします。

- 原則として他学科教員と行い、その評価を受けるものとします。
- テストの可否は、担当教員がその場で通知します。「合」と認定された学生を合格とします。（否の場合は同年度内に再テストを実施します）

以上の各テストの実施日（予定）は、学科の学事・行事日程をご覧ください。正式な日時や教室は教務課または駅前キャンパス事務室から事前に掲示によって周知します。

##### (2) エチケット・マナーを重視した教育

入学時のオリエンテーション、クラスセミナー、教養教育科目「生活教養」の中で、学生主任、クラスアドバイザー、授業担当者が相互に連携を図りながら、マナー指導を実施していきます。

- 「本学の教育」は、建学の精神と特色ある教育の理解を通し、本学創立者が掲げた「真心をもって行動し、社会に貢献できる人材」となることを目指しています。また、「学生生活のマナー」及び「学生受講規程」に沿って大学における生活の基本を学びます。
- 教養教育科目「生活教養」では、ビジネスマナーの基本（訪問、来客対応、電話対応など）の講義・演習に加え、社会に出てから恥ずかしくない基本的なマナーを身につけます。

#### 2. 国際理解教育

##### (1) 「国際理解論」による教育

変化の激しい今日の国際社会の現状や歴史的な背景等を随時、映像（DVD・ビデオ等）を利用し、また、学生の感想や意見の発表等を取り入れながら学修します。

##### (2) 「国際理解演習」による教育

教養教育科目「国際理解演習」では、実際的な経験を通して国際理解を深めることができます。履修登録後、事前研究や文献調査を行い、研修旅行に参加の上で報告レポートを提出し、2単位が認定されます。

#### 3. 語学教育

##### (1) 語学教育の目標

「話せて読める語学力」の習得

世界はとて身近になっています。コミュニケーションスキルは欠かせない能力であり、様々な国の人々と交流できるコミュニケーションツールとして語学力の習得は非常に重要です。

本学では日常生活や社会に実践的に活用できるよう、会話能力を養成することとし、併せて諸外国の生活・社会・文化に対する知識を身につけます。

また、英語教育では、リーディング能力向上を目指した「英語リーディング」（福祉心理学科）、「英書リーディング」（こども学科）の科目を設置し、大学院進学を目指す学生の語学力向上をサポートします。

##### (2) 語学教育の内容

###### ① 学生の興味やニーズに合わせた語学の選択

英会話、中国語会話等の語学科目を設置し、学生の興味やニーズ、目的に合わせた履修が可能です。

②少人数教育の実施

教育効果を高めるために、それぞれの授業は原則として少人数のクラス編成としています。

③映像・CD等、視聴覚教材を活用する授業

覚えやすい授業、わかりやすい授業を心がけ、視聴覚教材を十分に活用して授業を実施します。

④学生が興味をもって学習に取り組めるテーマの設定

言語だけではなく、その言語を母国語とした国の文化にも関心を寄せられるようなテーマや他国の社会福祉を取り上げたテーマなどを設定し、学生が興味を持って積極的に語学習得に臨めるよう工夫しています。

4. 県内大学・短期大学特別聴講学生制度（単位互換）

平成11年度に、福島大学と本学短期大学部の間で始まった単位互換制度も、現在ではアカデミア・コンソーシアムふくしまに加盟する県内のほとんどの大学・短期大学・高等専門学校との単位互換が可能となりました。取得した単位は、本学の卒業単位の一部として認められます。他大学での特別聴講を希望する場合は、希望する大学のホームページで開放科目等を確認のうえ期日に余裕をもって教務課まで申し込んでください。アカデミア・コンソーシアムふくしまのホームページから希望する大学等のホームページにもリンクできます。

5. 体育

本学では、大学体育の目的（「健康教育」と「生涯スポーツ」）を達成するために、体育実技を必修としています。身体を動かすことの喜びと楽しさを理解し、生涯にわたり健康を保持・増進させていくための技術と習慣を体得することを目的としています。

〈体育講義〉 1単位 1・2年次開講 こども学科 必修（半期）

現代社会における健康問題は、多様にして複雑な問題を抱えており、それだけに生涯的な展望に立脚し、健康および健康生活の確立を考えていかなければなりません。講義では、心身の健康の確立について、特に運動やスポーツの持つ現代的な意味や役割、可能性を探り、学生が生涯にわたり健康なライフスタイルを創造する機会という観点から、

- ①健康観の歴史的変貌
- ②現代社会における健康問題の現状と課題
- ③健康と心身の仕組みと相互関連
- ④運動・スポーツの持つ現代的意味と役割
- ⑤運動・スポーツを通じた健康的なライフステージの創造

という五つの柱をもって進めます。

〈体育実技Ⅰ〉 1単位 1・2年次開講 必修（通年）

体育実技Ⅰでは、学生自ら積極的にその技術や知識を獲得し、健康・体力の維持向上を図りながら、継続して運動やスポーツに親しむ習慣や態度を身につけることをねらいとします。こども学科では、個々の学生が自分にあった種目を選択できるよう種目選択制体育実技とし、各種目ごとに最低到達目標を具体的に設定し、評価基準を明示することで、学生自らが目標を持ちながら積極的に学ぶ姿勢を育てていきます。

〈体育実技Ⅱ〉 1単位 2年次開講 選択（通年）

体育実技Ⅰで修得した知識と技術を更に深めるために、より実践的な内容を中心に実施します。より高度な技能習得、種目に対する興味を深めることで生涯スポーツに対するモチベーションを更に高めることをねらいとします。

対戦系種目（バレーボール、バドミントン他）においては、それぞれの種目特性を理解し、試合をより多く実施することにより高度な戦術・戦略を創造・獲得します。

身体表現・技能系種目（ヒップホップ&ジャズダンス）では、より高度な動きや表現などを追求し、実践することでそれぞれの種目への理解と探求心を深めます。

## IV 本学の運営機構

### 1. 本学の設置主体

本学を設置しているのは学校法人福島学院で、その機構を示したのが次頁の「法人機構」です。

福島学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「建学の精神」に沿って学校教育を行うことを目的に、文部科学大臣の認可を得た法人で、この目的達成のため、福島学院大学、福島学院大学短期大学部を設置しています。

また、学校教育に加えて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく保育を行い、地域社会の子育て支援に貢献するため、福島学院大学認定こども園を設置しています。

法人機構のうち「理事会」は最高決議機関であり、「理事長」は法人を代表して法人全体の総括・運営にあたります。

### 2. 本学の運営組織

本学は、理事会の決議により理事長から任命された学長の統督のもとに、次頁に示した組織で運営されています。

#### (1) 教授会

学長の諮問に応じ、教育研究に関する事項を審議し意見を述べるため、教授会があります。

#### (2) 学科長主任会議

福島学院大学福祉学部には福祉心理学科およびこども学科が設置されているほか、大学院心理学研究科には臨床心理学専攻およびこども心理専攻が設置されています。

また、短期大学部には、保育学科、食物栄養学科、情報ビジネス学科、および夜間課程の保育科第二部が設置され、さらに専攻科保育専攻第二部が設置されています。

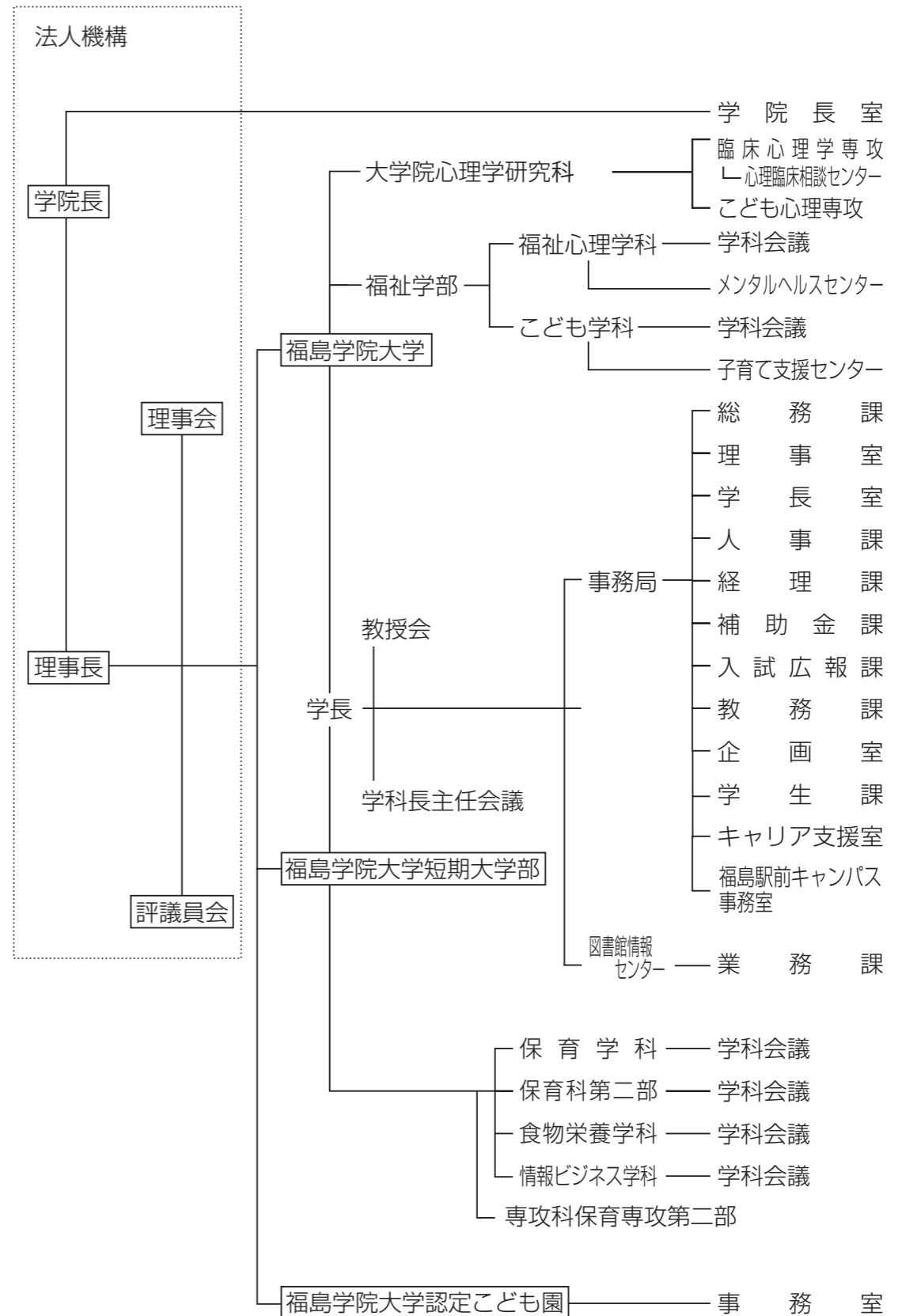
それぞれに学科会議がありますが、全学科にわたる事項を審議し、連絡調整を図るため、各学科の学科長・学科主任等で構成し、学長が主宰する「学科長主任会議」が設置されています。

#### (3) 事務局組織

本学の事務を円滑に運営するため、事務局があります。事務局には、学生の窓口となる教務課、学生課、キャリア支援室、福島駅前キャンパス事務室など12課室のほか、図書館情報センターがあります。

### 3. 福島学院大学認定こども園との関係

福島学院大学認定こども園は、本学こども学科及び保育学科学生の教育実習（基本実習）の場となっています。



## V 本学の沿革

昭和41年	4月1日	本学開学・保育科開設
昭和43年	4月1日	服飾美術科、食物栄養科開設
昭和46年	4月1日	保育科第二部開設
昭和48年	4月1日	専攻科（保育専攻）開設
昭和49年	4月1日	福島女子短期大学附属幼稚園開設
昭和60年	4月1日	秘書科開設
平成元年	4月1日	生活教養科開設（服飾美術科・学科名変更）
平成12年	4月1日	福島学院短期大学に名称変更（共学化） 生活デザイン科開設（生活教養科・学科名変更） 情報ビジネスコミュニケーション科開設（秘書科・学科名変更） 福島学院短期大学附属幼稚園に名称変更
平成13年	4月1日	福祉心理科開設 メンタルヘルスセンター開設 専攻科福祉専攻第一部（介護福祉士養成施設）開設
平成14年	4月1日	情報ビジネス科開設（情報ビジネスコミュニケーション科・学科名変更）
平成15年	4月1日	福島学院大学開学 福祉学部福祉心理学科開設 メンタルヘルスセンターを短期大学から大学附属に移設 福島学院短期大学 生活デザイン科、福祉心理科募集停止
平成16年	4月1日	福島学院大学短期大学部に名称変更 福島学院大学附属幼稚園に名称変更
平成18年	4月1日	福島駅前キャンパス開設 福祉学部3・4年次生科目を福島駅前キャンパスにて開講
平成19年	4月1日	福島学院大学大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）開設 大学院附属心理臨床相談センター開設
平成24年	4月1日	福島学院大学短期大学部に専攻科臨床栄養専攻及び専攻科情報ビジネス専攻開設
平成24年	10月1日	福島学院大学附属幼稚園を幼稚園型認定こども園として運営開始
平成25年	4月1日	福島学院大学大学院心理学研究科開設 （臨床心理学研究科・研究科名変更） 大学院心理学研究科にこども心理専攻（修士課程）開設
平成27年	4月1日	福島学院大学福祉学部にてこども学科開設 幼保連携型認定こども園として福島学院大学認定こども園開設
平成28年	4月1日	福島学院大学短期大学部 保育科第二部募集停止
平成29年	3月31日	福島学院大学短期大学部 専攻科福祉専攻第一部、専攻科臨床栄養専攻及び専攻科情報ビジネス専攻廃止
平成29年	4月1日	福島学院大学短期大学部 保育科第一部を保育学科、食物栄養科を食物栄養学科、情報ビジネス科を情報ビジネス学科に学科名変更

## VI 校歌

平成15年4月。本学は長年にわたり短期大学教育で培ってきた教育基盤を活かし、短期大学に加えて4年制大学「福島学院大学」を開学しました。

### 新校歌制定

大学開学の記念すべき年、学生が親しみを持って歌える新しい校歌を制定しました。平成15年4月、福島学院大学開学と同時に校歌検討委員会を発足。学友会役員、同窓会、教職員など多くの方からの意見を伺い、従来の校歌の固定観念にとらわれない、新しいイメージの校歌をつくることをコンセプトに検討が進められました。検討の結果、校歌は2曲制定されることになりました。

### 作詞・作曲はシンガーソングライター水谷晃子さん

校歌に制定された2曲は、水谷晃子さんというシンガーソングライターが作詞・作曲を担当しています。また、第一校歌は、「夢見るあなたへ」という水谷さんの楽曲をいただいて校歌にしたもので、歌詞の一部は、本学の菅野英孝前理事長が担当しています。

### 第一校歌「輝くあなたへ」 第二校歌「ここで手に入れたもの」

2曲の校歌は、第一校歌、第二校歌と位置付けることとし、それぞれ第一校歌「輝くあなたへ」、第二校歌「ここで手に入れたもの」というタイトルをつけました。歌詞には、本学の学是にうたわれている“まごころ”“夢”そして“ロマン”というキーワードが散りばめられています。この特徴を活かして、大学生活のさまざまな場面で2曲の校歌を歌い分けながら、後輩へ歌い継いでください。※校歌はCDになっており、入学者全員に配布しています。

第一校歌 輝くあなたへ

作詞・作曲 水谷晃子

がんばって夢かなえて！！

ロマン求めて 旅立つあなた  
思い切り自分を生きたいと  
自分を好きなら わかってほしいと  
あなたは そう云っていたよね

さびしい気持も もちろんするけれど  
それを消すような  
もっと 大きな何かをつかんでね

がんばって夢かなえて  
苦しくて つらいのは  
夢に近づいてる 証拠だから  
がんばって夢かなえて  
あなたならできる  
素敵な人だから あなたは輝ける

がんばって夢かなえて  
会えなくて つらいのは  
みんなもだと 思うから  
がんばって夢かなえて  
私がついてる  
真心を込めて あなたに伝えたい

夢に疲れて 戻ったあなたに  
言いたい言葉も見つからない  
自分はきっと 普通の人だと  
誰もが云うような弱音だね

言われた人の 気持ちを考えて？  
それを乗り越えて  
もっと 大きな何かをみつけてね

がんばって夢かなえて  
あなたの行く手に  
幸（しあわせ）あれと 願うから  
がんばって夢かなえて  
信じているから あなたならできる  
もうすぐ輝ける

第二校歌 ここで手に入れたもの 作詞・作曲 水谷晃子

君の笑顔で僕がどんなに幸せになれるかわかるかな？  
小さな声で言ってくれた 『がんばれ！』は宝物さ

ロマンを持って 生きてゆける人になりなさい、と  
あの人は言っていた

夢を夢で終わらせない強さ ここで手に入れた  
悔しさを優しさに変えて 真心を手に入れた  
そして僕は未来を恐れることなく  
いつでも 輝きつづける

僕の方で君を幸せにできたらいいのにな  
青く澄んだ空からこの場所を 見てみたいな

答えはいつも すぐには出ない  
だから おもしろい  
がんばれていることが うれしい

夢を夢で終わらせない強さ ここで手に入れた  
苦しさを楽しさに変えて 真心を手に入れた  
そして僕は今を大事にしながら  
未来へ 輝きつづける

夢を夢で終わらせない強さ ここで手に入れた  
悔しさを優しさに変えて 真心を手に入れた  
そして僕は未来を恐れることなく  
いつでも 輝きつづける

# 大学での生活

I. 学生生活の心得	22
II. 学生指導・支援	28
III. 課外活動	30
IV. 政治的活動、宗教的活動	32
V. セルフディフェンス	33
VI. 学生アルバイト	36
VII. 就 職	38
VIII. 福利厚生	40
IX. 学生生活のマナー	46
X. 福島学院大学図書館情報センター利用案内	49
XI. キャンパスの概要	52

# I 学生生活の心得

新入生のみなさんは、本学に入学して、これからは高校とは違った学生生活を送ることになります。ここでは、学生生活を送るうえで必要と思われる事項を、学生生活規程に基づいて説明しますので、よく読んで4年間を有意義に過ごしてください。

## 1. 証明書類の発行について

各種証明書は宮代キャンパスは教務課、福島駅前キャンパスは福島駅前キャンパス事務室（以下「事務室」という）で扱います。交付をうける時は必ず期間に余裕をもって申し込んで下さい。証明書によっては手数料（自動発売機で証紙を購入）が必要な場合があります。

なお、各種証明書を受け取る際は、必ず学生証を提示して下さい。

### ○学生証について（学生生活規程第6条）

学生証とは、学生の身分を証明する大切なもので、携帯していなければ期末試験等の受験ができなくなるほか、学外においても学生としての特典が受けられないなど、学生のみなさんにとっては大切なものです。取り扱いに充分注意してください。

- (1) 学生は、学生証を常に携帯し、必要に応じ提示しなければなりません。
- (2) 学生証を紛失、または破損したときは、証明書等交付申請書による再交付手続を経て、再交付を受けてください。（1,000円の手数料が必要となります）
- (3) 学生証は、卒業、退学、除籍の場合、及びその有効期限が経過したときは、直ちに教務課もしくは事務室に返納してください。

### ○通学証明書（無料）

JR、福島交通、阿武隈急行などを利用して通学する学生は、所定のコーナーに通学証明書、通学定期乗車券申込書がありますので、必要事項を記入して申し込んでください。

JRの場合、駅によっては、学生証の提示により定期乗車券が購入できる場合もありますが、なるべく通学証明書を利用して定期乗車券を購入してください。

なお、通学定期乗車券は、住所の「最寄駅」から、大学の「最寄駅」の通学区間に通学を目的として発行されるものです。（アルバイト目的等では発行いたしません）

また、実習のための通学定期乗車券が必要な場合、実習用の通学証明書により期間限定で購入することができます。詳しくは教務課もしくは事務室におたずねください。

### ○学割（無料）

学割証交付願に必要な事項を記入のうえ、発行希望日の3日前までに宮代キャンパスは教務課、福島駅前キャンパスは事務室に申し込んでください。

学割とは、学校に在籍する学生・生徒がJR各社の営業距離100キロメートルを超える区間を乗車の際、運賃が割引になる制度です。

学割証は、学生・生徒の自由な権利として使用できるものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とした制度に基づき交付するもので、以下に掲げる目的をもって旅行する必要がある場合に限り発行します。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業、および試験など正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等

- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

なお、不正使用した場合は、学生全員の使用が禁止される場合がありますので、不正使用は絶対しないでください。

○次の証明書を必要とするときは、証明書交付等申請書に必要な事項を記入し証紙（自動発売機で購入）を貼って教務課または事務室に申し込んでください。ただし、推薦書が必要な場合は、キャリア支援室にご相談下さい。

在学証明書	} ……………200円
成績証明書	
卒業証明書	
卒業見込証明書	
資格取得証明書	
資格取得見込証明書	
推薦書	
その他証明書	} ……………1,000円
英文証明書	

## 2. 諸願・諸届について

下記の諸願届は、窓口が教務課と学生課になります。願・届用紙はそれぞれの課にあります。必要な場合は申し出てください。

### (1) 教務課または福島駅前キャンパス事務室が窓口になる諸願・届出

各種証明書交付願 (学生証・在学証明・成績証明・卒業証明・卒業見込証明・資格取得証明・資格取得見込証明・推薦書)	
休学願	(学則第42条 )
復学願	( // 第43条第4項 )
退学願	( // 第46条 )
履修届	(履修規程第2条 )
履修放棄届	( // 第4条 )
追試験願	( // 第11条 )
再試験願	( // 第12条 )
再履修願	( // 第13条 )
保護者の変更届	(学生生活規程第4条 )
改姓名届	( // )
住所の変更届	( // )
欠席届	( // 第9条 )
教室使用願(グラウンド等を含む)	( // 第16条第2項・第22条)
科目履修許可願	(学則第53条 )
学費延納願	(学費徴収猶予規程第5条 )

なお、このうちの主なものについて説明を加えておきます。

- **休学願 (学則 第42条)**  
 病気、家庭の都合等の理由により長期にわたって欠席しなければならない場合には、保護者、保証人連署のうえ医師の診断書、または休学の事情を説明する理由書を添付して休学願を提出し、学長の許可を得なければなりません。
- **退学願 (学則 第46条)**  
 事情により退学しなければならなくなった場合には、保護者、保証人連署のうえ、退学願を提出し、学長の許可を得なければなりません。
- **保護者の変更及びその住所変更届 (学生生活規程第4条)**  
 保護者に関し変更があった場合や、その住所に変更があった時には、直ちに届け出てください。
- **住所変更届 (学生生活規程第4条)**  
 住所を変更した場合には直ちに届け出てください。
- **欠席届 (学生生活規程第9条)**  
 疾病又は事故により欠席するときは、欠席理由を明記した欠席届を提出してください。1週間以上欠席するときは医師の診断書、又はそれを証明するものを添えなければなりません。
- **教室使用願 (学生生活規程第16条)**  
 学内で集会をする場合の教室の使用については、集会の前にあらかじめ申し込んで許可を得てください。教室使用に当たっては、使用時間を守り、机、椅子等を移動したときには元通りにし、きれいにかたづけ帰ってください。なお、体育館、のぎく館、カーサ・フローラ等、別に定める規程等がある場合はそれに従ってください。

(2) 学生課または福島駅前キャンパス事務室が窓口となる諸届・届出

学生団体設立願	(学生生活規程第13条1)
学生団体継続願	( // 第13条3)
学生団体活動報告書	( // 第13条3)
学生団体設立願記載事項の変更願	( // 第13条5)
学生団体解散届	( // 第13条6)
学生団体加入願	( // 第14条)
集会・催し許可願	( // 第16条1)
文書等掲示願	( // 第17条1)
出版物等配布願	( // 第18条1)
販売願	( // 第18条1)
寄付受領許可願	( // 第18条2)
募金願	( // 第18条2)
拡声器使用願	( // 第19条)
出場許可願	( // 第21条1)
学外活動願	( // 第21条2)
物品借用願	( // 第23条)
自家用自動車通学許可願	( // 第36条1)
合同活動願	( // 第40条)
学外者招聘願	( // 第41条)
アルバイト届	( // 第42条1)
救急資金貸与願	(学生生活救急資金貸付規程第5条)
バーベキューコーナー利用願	

なお、このうち主なものについて説明を加えておきます。

- **学生団体活動の願 (学生生活規程第13条・第14条・第21条)**  
 新しく学生団体を組織し、活動しようとする時は、団体規約及び3名以上の会員名簿を添付し、願い出て承認を得なければなりません。その際必ず本学の専任教職員を顧問としておかなければなりません。そして本学の教育の目的に沿ったものであることが必要です。  
 また、団体の規約又はその他届出事項を変更するとき、及び学生が学外団体に参加したり学外で活動するときも同様に願い出て承認を受けなければなりません。  
 クラブ等、学生団体名簿は、学年末現在で更新します。その際必ず団体継続願等の提出をしてください。提出のない団体は解散したものとみなします。
- **集会・催し物等の願 (学生生活規程第16条)**  
 団体として集会及び催しなどを行う場合は学内外をとわず、開催日の7日前までに願い出て承認を受けてください。
- **文書等掲示の願 (学生生活規程第17条)**  
 学内外で、ポスター等の掲示をしようとする場合、願い出て承認印をうけて定められた場所に掲示してください。ただし簡易な内容のもので宮代キャンパスのぎく館1階の掲示板及び福島駅前キャンパス地下1階の掲示板に掲示する場合は承認印は不要です。  
 本学学友会内部に関するものは、所定の場所に掲示する限り許可を必要としません。その場合、責任者の所属と氏名を明記してください。  
 原則としてポスター類の大きさは80cm×110cm以内として、同一掲示板に同一目的のポスター類は、同時に2枚以上掲示することはできません。  
 万一、掲示されたものに不適当と思われるものがあった場合、学生指導委員会及び学生課・事務室が指導にあたります。  
 掲示期間は原則として10日以内（ただし、特別の許可を得た場合はその期間内）とし、期間終了後責任者は遅滞なくとり除いてください。
- **出版物、宣伝、及び販売等の願 (学生生活規程第18条)**  
 ビラやパンフレット、書類、その他の印刷物を配布しようとする場合、物品を販売しようとする場合にはその印刷物、物品を添え願い出て承認を受けなければなりません。
- **寄付、募金の願 (学生生活規程第18条)**  
 学生の団体が金や品物の寄付を受けようとする場合、募金活動をする場合には、その目的を明らかにした願書を提出し承認を受けなければなりません。
- **拡声器使用の願 (学生生活規程第19条)**  
 学内外においてスピーカーなどを使用する場合は拡声器使用願を事前に提出して許可を受けてください。
- **学内での飲酒 (学生生活規程第32条)**  
 学内での飲酒は原則として禁止となっていますが、各学科やクラスの懇親会や送別会などを17:30以降下記の場所で開催する場合、「集会・催し願 (第16条)」を提出し、許可が得られれば、20歳以上の学生に限り、特別に飲酒を認めることがあります。  
 ただし、節度ある飲酒を心がけ、飲酒の強要や飲酒後の自動車・バイク・自転車などの運転は禁止されています。  
 [福島駅前キャンパス]  
 学生ラウンジ兼イベント用オープンスタジオ  
 [宮代キャンパス]  
 スペイン広場、FCメイツ
- **自家用自動車通学の願 (学生生活規程第36条)**  
 福島駅前キャンパスに通う学生が通学時に自家用自動車を使用したい場合には、専用の駐車場が設置されていないので、自己責任で貸駐車場を利用してください。  
 なお、福島駅前キャンパス事務室にて、周辺貸駐車場の情報を提供します。  
 宮代キャンパスに通う学生が通学時に自動車を使用したい場合は、自動車通学許可願



を提出し、許可を受けなければなりません。許可願の受付は4月とし、駐車場に余裕のある場合は随時行います。この場合の許可は、任意保険（対人無制限、対物300万円以上、人身傷害3,000万円以上）が付されているなどの条件を満たしていなければなりません。

また、駐車場を指定しておりますので、それ以外には駐車をしないでください。駐車場の使用料は年額15,000円からとなっており、使用有効期限までの金額を一括納入するか、もしくは半期、あるいは1ヵ月ごとの分納もできます。詳細については自家用自動車通学規程を読んでください。

#### ●学外からの招聘の願（学生生活規程第41条）

コーチ、講演者などを招く場合は学外者招聘願を5日前までに提出して許可を受けなければなりません。

#### ●アルバイトの届（学生生活規程第42条）

学生のみなさんの本分は学業です。アルバイトはそれをそこなうものであってはなりません。本学では休暇などを利用して行えるアルバイトを紹介しています。ただし風俗営業や危険を伴うもの、夜間10時を超えるものは禁止しています。なお、詳しくはアルバイト規程を読んでください。また、自分で探したり、頼まれたりしてアルバイトを行う場合でもアルバイト届を提出してから行うようにしてください。

経済的問題については「経済援助について」を参照してください。

### 3. 健康診断について（学生生活規程第8条）

年1回健康診断を行いますので必ず受診してください。日常の健康に関しては自己の管理にゆだねられますから、常に健康に注意し節制につとめましょう。また「医務室」では、健康調査票による学生全体の健康状況の把握や傷病時の措置、心身の悩み相談等を実施しています。体調不良の時や何か悩んでいるときは是非利用してください。

### 4. 団体及びその行為について（学生生活規程第15条）

学生もしくは学生団体及びその行為が、本学の機能を書し、又は学内の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、学長がその行為を禁止、またはその団体を解散させることがあります。

### 5. 貸しロッカーの使用について（学生生活規程第24条）

福島駅前キャンパスに通う学生は、各々専用のロッカーを使用するものとします。

宮代キャンパスに通う学生のみなさんは在学期間中、貸しロッカーを使用できます。荷物の安全を図るためコインを入れ施錠してください。コインは解除時に戻ります。

貸しロッカーの使用は1日に限ります。原則として使用料は無料ですが、公平な利用を図るため1日を超える使用分についてはコインを引き落とします。個人専用にならぬよう心掛けてください。

いずれのロッカーにおいても、鍵を紛失した場合は、鍵取替料を弁償することになります。

### 6. 喫煙の禁止について（学生生活規程第28条）

学生の喫煙は原則禁止としますが、20歳以上の学生に限り認めますので喫煙に関する細則を遵守してください。

### 7. 学生のみなさんへの連絡についてなど（学生生活規程第39条）

- (1) 学生のみなさんへの連絡は全て掲示板で行っていますので、掲示板に掲載されたことを毎日必ず注意して読んでください。また、電子メールで一斉送信を行う場合もありますので、学生課メールニュースへの登録を行ってください。
- (2) ご家族等の緊急事態の場合は学生課直通（024-553-5811）または教務課直通（024-553-9657）、福島駅前キャンパスについては駅前キャンパス5F事務室（024-515-3221）もしくは宮代キャンパス代表（024-553-3221）にご連絡ください。

### 8. 学費について（学則 第58条—第64条）

- (1) 授業料は分納することができます。納入期限は前期4月20日（新入生は前年度3月31日まで）、後期9月30日迄とします。
- (2) 納入期日を守ってください。督促によっても納入しない場合は退学処分になります。
- (3) 支払猶予を望むときは、その理由書をもって届け出れば学長から許可される場合があります。詳しくは、学費徴収猶予規程を参照してください。

### 9. 校舎、校具、備品について

- (1) 許可なく教室の机、椅子、その他の道具をもち出さないようにしてください。
- (2) 校具、備品等の取扱いは慎重にし、汚損、破損のないように注意してください。もし校具、備品等を破損した場合は速やかに届け出てください。事情を考慮のうえ、弁償すべきかどうかを決めます。
- (3) 黒板に画びょう類を使用しないでください。
- (4) 校舎、机等に落書きをしたり、傷つけたりすることは固く禁止します。
- (5) 実験実習器具の取り扱い、後始末は充分に行ってください。

## II 学生指導・支援

大学は4年間でそれぞれ専門的な知識、技術を修得するとともに、社会人としての教養を身につけることです。

そのためには、生活環境を整えると共に、日常の生活行動にも自律自戒し責任を持たなければなりません。

学生の皆さんも、新聞やテレビなどの報道でよく耳にするかと思いますが、昨今のわが国の経済情勢は大変厳しいものがあります。

それに伴い人心の荒廃なども進んでいるようです。学生もその渦中で生活していることから、これらの影響に無縁ではありません。

金銭優先の風潮から起きる経済的な問題、学生を取りまくさまざまな誘惑、同性や異性などとの交友関係のトラブル、予想もつかぬ事故や事件などが、将来の方針を狂わせるような立場に学生をたたせることもあります。

このような現状から、それらの環境や生活の歪みを克服し、学生がすなおに心豊かに学習し生活することのできるよう、指導・支援しています。

### 本学における学生指導・支援の意味

- 学生各自が、あるいは友人と協力し、自主的に成長を遂げるように支援し助言する教育活動で、人間形成への援助を目的としています。
- そのためには、学生が社会の一員とし、政治や産業や文化を望ましい方向に発展させることのできる人間にまで成長出来るよう指導助言をします。
- 大学生活が円滑に送られると共に、日常生活の中でトラブルや悩みごとについて、適正に処理できるよう相談に応じたり、助言をします。

以上のことについて、学生との接触を密にし、自覚と責任のもてる人間の育成に努めています。

### 指導・支援の内容

次にあげる諸項目は、各学科、学生課、その他それぞれの委員会・係などで、適宜分担し全学が目的達成のためにあたっています。

#### 1. オリエンテーション

新入生に学則、施設の利用法、単位制、カリキュラムの内容、学生団体の活動状況、大学の教育方針、修学内容など、学生生活の方向づけをし、新入生が一日も早く大学生活になじめるようにアドバイスします。

#### 2. 課外活動、学友会活動の支援

- 学友会活動の健全な発展と運営を指導・支援します。
- 大学祭やクラブ勧誘会など、学内・学外の行事について適正に運営されるよう指導助言します。

#### 3. オフィスアワー

- 全教員によるオフィスアワーを設定しています。オフィスアワーとは各先生が学生のみなさんの相談を受ける時間として設定するものです。各先生のオフィスアワーは別

途周知しますので、利用してください。

#### 4. 教員による定期的な個別相談

- 学生の人間関係または性格にかかわる、適応の問題について相談を行います。
- 学生に関する事件の收拾または解決のために助力します。
- 学生に非行があったり、人生の挫折につながる困難があったりしたとき、その内容と要因を明らかにして、その指導・支援にあたります。

#### 5. 学生相談

学生相談とは、学生の人間関係または性格にかかわる適応の問題や、事件事故の收拾または解決に向けた支援のために行われるものです。また、学生に非行があったり、学生生活の挫折につながる困難があったりしたとき、その内容と要因を明らかにして、その指導・支援にあたります。

本学ではクラスアドバイザーによる個別相談や、学生課や駅前キャンパス事務室を窓口とする生活支援全般の相談の他に、下記のような専門家による相談窓口を設けています。相談内容、秘密は厳守されますので、安心して利用してください。

#### 心理臨床相談センター

人間関係、性格、学業、将来のこと等大学生活の中で悩んでいること、家庭・家族に関すること、あるいは何もやる気がしない、不安でたまらない、夜眠れない等心の健康に関することについて、臨床心理士という心のケアに関する専門のスタッフが対応します。

- 相談場所…学生相談室（福島駅前キャンパス4階、宮代キャンパス学生課内）
- 相談時間…午前9時から午後5時
- 申し込み方法…完全予約制。直接電話か又は医務室の先生に申し込んでください。電話の場合は「学生相談の予約で」とお伝えください。TEL024-515-3511（心理臨床相談センター）

#### 医務室

心身の健康上の問題に関する相談に対して、看護師資格を持ったスタッフが対応します。

- 相談場所…医務室（福島駅前キャンパス4階、宮代キャンパス学生課内）
- 受付時間…福島駅前キャンパス  
月・水・金 午前10時から午後4時  
宮代キャンパス  
月 午後1時30分から午後5時  
火・水・木 午前10時から午後5時  
金 午前10時から午後1時30分
- 申し込み方法…直接お越しください。

#### 学生課（学生カウンセラー）

学生生活の中で生じる心の問題について、心の専門家が対応します。

- 相談場所…学生相談室（福島駅前キャンパス4階、宮代キャンパス学生課内）
- 申し込み方法…各キャンパス医務室にお申し込みください。日程を調整いたします。

### Ⅲ 課外活動

本学においては、学是、各学科の教育目標にも掲げられているように、人格の完成を目指し、創造性を養い、社会の良き形成者としてみなさんを養成していくよう努力しております。

これを達成するためには一般的教養が必要であり、これを身につけるには教室内での勉強だけでなく、教室を離れたところでも自発的な活動を通して、様々な人間同士の関わりの中から学ぶことが大切になります。学内におけるクラブ活動や学友会活動、また地域におけるサークルなどに積極的に参加することによって交友の輪が広がり、より多くの人からより多くのものを得ることができます。同時に、より多くの人により多くのものを与え、相互によりよい影響を受け合うことが、自らを発見し、この自発的でしかも積極的な活動を通して責任感、協調性、創造力、指導力を養い、社会にさらに貢献できる素地を養うことになるでしょう。

しかし、その反面インターカレッジサークルと呼ばれる他大学サークルへの参加等においては、そこで生じる事故やけがなど注意が必要となる場合もあります。本学で認められたクラブの活動時における事故は、学生教育研究災害傷害保険に全学生加入していますので万一のけがに対する補償がありますが、上記学外サークル等における事故やけがの場合は、この保険の対象外となりますので十分注意をしてください。

#### 1. 学友会

本学では、学生の組織として学友会があります。

学友会は「本学の教育方針に則り、学生の自主的活動により教養を高め相互の親睦を深め、もって学生生活の充実向上を図ること」を目的としています。大学祭など全学生の参加によって行われる行事の企画運営も学友会の大切な役割です。またここでは学生一人ひとりの意見を正しく反映させ、本会の目的を達成させるために最高決議機関である委員総会や、全学生の代表と各学科の代表とによって構成される役員会、学科単位あるいは学科独自の意見や考えを反映させる学科学友会、クラブ活動あるいは広報活動など、様々な活動を企画し運営していく文化、運動、広報、厚生美化の常置委員会、またクラス全員で考えるクラス会などがあり、それぞれに合理的な組織運営がなされています。

このように学友会は常に情報の交換、意見の交換を行い、本学をよりよく発展させてゆく場ともなっています。しかし、この状態を維持し、推進させてゆくためには外部からの意図的影響に左右されず、学生活動本来の目的に沿い、また学是の精神に則って主体的に運営されなければなりません。

つまり学友会は、学生同士、教職員と学生との人間的交流が満ちあふれ、本学に平和と秩序と美しい学習環境をもたらす組織として運営がなされているのです。

#### 2. クラブ活動

クラブ活動は、同好の人たちの集まりであり、その積極的活動の中から豊かな教養を身につけることが期待できるものです。

本学ではクラブ活動を積極的に行うことにより得られるプラスの効果を、より多くの学生のみなさんに身につけて欲しいと願っています。そこでクラブ活動の振興に力を入れ、活動するみなさんの負担を軽減できるよう、クラブの「学外活動補助」等の金銭的補助を行っています。学生のみなさんには積極的に参加されるよう望みます。

参考までに現在活躍中のクラブ名を次に示します。詳しくは入学時に配布された「新入

生のみなさんへ」をよく読んでください。

クラブ一覧表

ク ラ ブ 名			
文 化 系		運 動 系	
1	Ecrire (エクリール) クラブ	1	アウトドアスポーツクラブ
2	軽音楽クラブ	2	ジャギークラブ
3	赤十字奉仕団	3	ソフトボールクラブ
4	手打ちそばクラブ	4	卓球クラブ
5	ハンドベルクワイア	5	バスケットボールクラブ
6	文芸クラブ	6	バドミントンクラブ
7	ボランティアクラブP's	7	バレーボールクラブ
8	ローターアクトクラブ~国際社会奉仕団~	8	フットサルクラブ
9	手話上達クラブ「ONE エミュ」	9	YOSAKOIクラブ「月下舞流」
10	地域貢献クラブ AMUZ	10	陸上クラブ
11	写真クラブ		

(平成29年2月現在)

## Ⅳ 政治的活動、宗教的活動

本学ではみなさんの政治的活動あるいは宗教的活動などについて次のように考えております。

学生の政治的活動あるいは宗教的活動その他の社会的活動については、もとより個人としての憲法上の自由が考慮されなければなりません。また、学生の政治的、宗教的教養の涵養については、大学教育上、十分な関心と配慮が払われなければならないと考えます。

しかしながら学生の皆さんは、本学において教育を受ける以上、本学がその教育目標を達成するため、およびその教育に必要な秩序を形成するために定める教育計画、諸規則その他の指示などに従うべきものであると考えます。本学では、修学に専念すべき学生の本分と政治的に宗教的に中立であるべき大学教育の理念に立って考えています。

このような考え方にたつて、学生の皆さんの個人として、団体としての自由は、ときとして必要とされる制限が加えられることがあります。(学生生活規程第10条、第11条)

## V セルフディフェンス

社会における学生の立場は、学生であるが故に保護されている反面、十分な社会的知識や経験が不足しているという観点から、みなさんをターゲットにした犯罪等が発生しています。様々な外的要因から自分自身で身を守る「セルフディフェンス」の意識を持ち、特に下記の項目に注意してください。

なお、万一何かのトラブルに巻き込まれてしまった場合、一人で悩むだけでは問題解決には至りません。本学には、健康問題や就学上の問題、学生生活上の問題等が生じた場合の相談窓口として学生課・事務室や心理臨床相談センター（福島駅前キャンパス）があります。また学科には学科独自の問題に対応できるよう、学生主任、クラスアドバイザーを配置して、学生の皆さんの諸問題に対応しています。相談にあたる教職員は守秘義務があり、皆さんのプライバシーを外部に漏らすことは一切ありません。

問題は一人で悩んで対応の時機を逸すると大きなトラブルに発展してしまう場合もあります。早期解決のために、早期の相談を心がけてください。

### 1. 悪徳商法

近年、学生をめぐる契約のトラブルが年々増加傾向にあります。高価な商品がすぐに手に入ったり、労せずして大金が入ったりと、うまい話には必ず落とし穴があると考えて、安易な気持ちで手続きをしないように心がけてください。

また、これらの勧誘を受けた時、曖昧な返事はつけ込まれるもとです。毅然とした態度で断るようにしてください。

- (1) **電話勧誘販売**  
家に電話があり、資格取得講座や書籍、教材を強引に勧められます。
- (2) **アポイントメントセールス**  
電話やはがきで喫茶店等に誘い出され、しつこく契約を勧められます。
- (3) **キャッチセールス**  
路上でアンケートにご協力ください等の声をかけられ、しつこく勧誘されます。
- (4) **マルチ・マルチまがい商法**  
ネズミ講と商品販売を組み合わせた方法です。商品の購入だけでなく、販売員の勧誘もされ、新規販売員を紹介すればマージンをもらえますよ等、儲かりそうな話をします。

### 2. 学外諸団体からの勧誘

近年、宗教・政治団体に関するトラブルが東北地区でも発生し、それらにのめり込んで学業を放棄してしまう学生が増えているとの報告があります。「卒業後の就職に関するアンケート調査に教えてください」等、巧みに声をかけてみなさんの現住所、電話番号を聞き出し、しつこく勧誘してきます。

勧誘を受けた団体の活動目的や趣旨等を明らかにしない場合には、相手の質問にはいっさい答えず、ましてや自分の身分を明らかにするような内容は決して話さないようにしてください。相手は勧誘のプロです。ちょっとした言葉から誘導されて最終的には自分の身元を話してしまわないとも限りませんので十分に注意してください。

### 3. 差別とハラスメントについて（学生生活規程第43条）

差別とは、下記の言動や活動のことをいいます。

- (1) 性差による差別的言動
- (2) 著しく合理性を欠く差別的言動
- (3) 排他的なグループまたは団体活動
- (4) 身体的な特徴に対する差別的言動

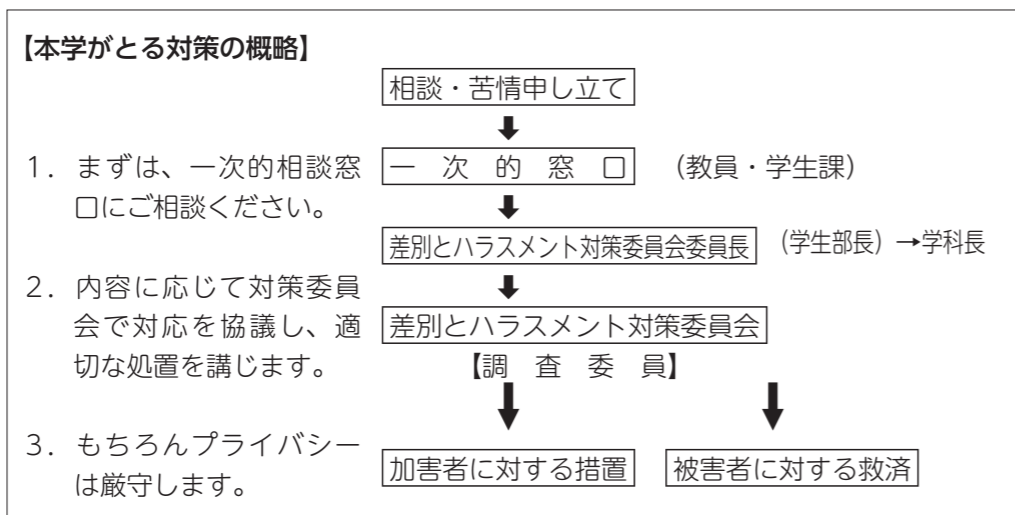
ハラスメント（嫌がらせ）とは、下記の言動や活動のことをいいます。

- (1) 相手に正当な理由なく不快感や嫌悪感を抱かせる言動
- (2) 相手に正当な理由なく、誹謗中傷する言動やプライバシーを侵害する言動
- (3) 周囲の者に不快感を与える身体的接触行為、儀礼的範囲や信頼関係の範囲を超える身体的接触
- (4) 相手が明確に拒否する性的言動
- (5) 相手を正当な理由なしに威圧する言動
- (6) 一方のみに迎合し、他方を疎んじたり、故意に無視する言動
- (7) 生活環境を悪化させる服装や言動
- (8) コンパ等で望まない他の者に飲酒等を強要する言動
- (9) ストーカー行為（電話・メール・尾行・執拗な追跡等の行為を含む）
- (10) 体罰を与える行為、脅迫的な言動

以上の他に、本学では「教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針」を定めています。その主たる事項を列記します。

- (1) 体罰を与える行為
- (2) 不自然な、不快感を与える身体的接触行為
- (3) 性差についての差別的な言動
- (4) 能力面に関する差別的な言及
- (5) 個人的相談を除いて、プライバシーを侵害しているととられる言動など。

もし差別やハラスメントの被害にあったら、ひとりで悩まず、ご相談ください



◇差別やハラスメントで不愉快な思いをさせないために◇  
日頃からお互いの人格を尊重しあうよう心がけましょう。

### 4. 防犯について

本学近辺は女子学生が多いことから、男性による声かけや尾行・追跡、あるいは公然わいせつや侵入等の事例が報告されています。

本学ではクラスセミナーの時間を利用して、現職の警察官の方を特別講師として招き「防犯講習会」を実施しています。また万一の事態に備えて「防犯ブザー」の無料貸し出しを行い、防犯意識の向上及び防犯対策を講じています。しかし防犯には何より本人の自覚と、誘いかけをきっぱり断る勇気が必要です。特に女子学生はこのことに留意して学生生活を有意義なものにして欲しいと思います。

## VI 学生アルバイト

学生アルバイトに関して、本学では下記のような方針で指導にあたっています。

学生の本分は学業であり、それ以外の余暇を利用してアルバイトを行うこと自体はなんら問題となることはありません。また、社会人になる一歩手前の段階で社会組織の理解、経済界の動向等、教科書では得られない様々な勉強や経験をする、すなわち学生の社会参加という意味においてのアルバイトは、卒業後の社会生活を考えると学生にとって大きな意味を持つものと言えます。

しかしその反面、単に金銭を得るためだけに職種や時間帯を選ばずに行うことは、学生生活にとって良いことではありません。特に深夜の酒類を提供する場や風俗店等でのアルバイトは、報酬として得られる金銭が大きい反面、法律に触れるような行為に発展するなど非常に大きな危険があり、自分の人生をも変えてしまう恐れがあります。また、疲労による健康の阻害、学習時間の短縮と成績不振による学業の放棄などの例もみられますので、本学では「アルバイト規程」において時間や職種などの制限を行っています。

下記に規程の抜粋を掲載いたしますので、アルバイトを行う際には必ず熟読の上、違反しないようにしてください。規程に違反した場合には懲戒処分や、特に学生の本分に反すると思われる違法なアルバイトには退学処分もあります。

### 「アルバイト規程（抜粋）」

#### （職種制限）

第3条 次の職種に関してはアルバイトを行うことができない。

1. 危険を伴うもの  
高所・水中等で行う作業、その他危険を伴う業務等
2. 人体に有害なもの  
農薬・劇薬等の有害薬物の取り扱い、高（低）温度中の作業等
3. 法令に違反するもの  
営利職業斡旋業者への仲介斡旋、マルチ商法、ねずみ講等商法に関するもの、その他法令に違反するもの
4. 人命に関わるもの  
無資格の水泳指導員、その他人命に関わることが予想される業種
5. 教育的に好ましくないもの  
風俗営業等
6. 本学が好ましくないと判断したもの

#### （時間制限）

第4条 アルバイト時間については通算週20時間を超えてはならない。

ただし、学生休業中はその限りではない。

- 2 アルバイト時間については、午後10時以降の深夜業務はこれを禁止する。
- 3 外国人留学生については別に定める。

#### （違反処分）

第5条 本規程に違反しアルバイトを行った場合は順次つぎの措置をとる。

1. 説諭
2. 懲戒

- 2 懲戒の種類は、学則第53条に定める譴責、停学とする。

ただし、特に学生の本分に反すると思われる違法なアルバイトについては退学処分を科すことがある。

## Ⅶ 就職

本学では、学生の皆さんが卒業後それぞれの職業を通して豊かな自己実現と、より確かな社会的自立が図られるよう、入学早々から就職指導に力を注いでいます。

キャリア支援室では、就職先の開拓・紹介、情報の収集・提供など就職に関する全般的な業務を担当しています。特に学生の皆さんの就職活動を支援するため、宮代キャンパス・福島駅前キャンパスにおいて個別指導や各種事業を精力的に実施しています。次にそのいくつかを紹介します。

### 1. 啓発的な集団指導の実施

近年、企業の採用活動が早期化・多様化しているため、キャリア支援室では、1年次より各学年のクラスセミナーの時間を活用して、就職活動の進め方や求人情報提供など時期に応じた就職活動指導を行っています。さらに様々な就職特別講座やガイダンス、公務員試験対策講座、能力適性テストや公務員の模擬試験など、本番に備える実践的なトレーニングも行っています。

就職活動は学生自身が進めるものですが、ご家族の方々の協力なくしては困難です。

そこで本学では、学生の就職活動の進め方や大学側の就職活動支援内容などをご家族の方々にご理解・ご協力をいただくために「ご家族就職説明会」を実施しています。

### 2. 就職のための個別指導

キャリア支援室では、卒業後の進路について学生の皆さんから「進路希望調査カード」を提出してもらい、これに沿ってキャリア支援室員が学生個人と面談し指導を実施しています。就職活動ばかりでなく、どんなことでも随時、具体的な助言・指導を行っていますので、積極的にこの個別相談を活用することが最も大切です。

就職試験で採用担当者が最も重視しているのが「面接」です。本学では、その対策として面接室の入退出・質疑応答など面接の様子をビデオで撮影し、再生しながら、身だしなみやマナー、質問に対する答え方や話し方、履歴書の書き方など実践的に指導する「ビデオ活用による面接指導」を実施します。対象学年は3年次生で、2月下旬に行います。

さらに、福島新卒応援ハローワークと連携し、「出張学生職業相談」も学内にて実施しており、学生のニーズに合った就職活動を支援しています。

### 3. 就職情報の提供

企業や社会福祉施設などの採用条件が分かる「求人票ファイル」や先輩が残してくれた「受験報告書」、受験参考書、就職情報誌など各種資料を宮代キャンパスしらゆり館のキャリア支援資料室、福島駅前キャンパス5Fのキャリアカウンセリングルームに取りそろえ、学生の就職活動に役立つ情報を提供しています。また、インターネットを利用できるパソコンも設置しています。

これらを上手に活用するとともにキャリア支援室員と気軽に相談することによって、効率的な就職活動を進めることができます。

以上、キャリア支援室の業務内容の一端を紹介しましたが、この他に、全学的な就職に関する組織として「就職対策委員会」が設けられています。この委員会は、学科の就職担当教員とキャリア支援室員によって構成され、互いに密接な連携をとりながら就職指導を

推進しています。

就職活動に関しては、下記の3点が特に重要となります。

- ① 就職活動は「受け身」の姿勢ではなく、自分自身が積極的に進めるものと自覚すること
- ② キャリア支援室から配られた「就職ガイドブック」をよく読み、学内のガイダンスや各種講座には必ず出席すること
- ③ 宮代キャンパスと福島駅前キャンパスのキャリア支援室を活用し、不明なことはキャリア支援室員や教員とよく相談してアドバイスを受けること

#### ※就職内定までの手順

- 1 進路希望調査カード提出（キャリア支援室へ）  
▽
- 2 学生カード提出（学生課経由でキャリア支援室へ）  
▽
- 3 進路相談（キャリア支援室員・教員と随時）  
▽
- 4 企業の情報収集  

求人票・求人ファイル、資料の閲覧  
 キャリア支援室員との相談、インターネットの利用（※）
- （※）一般企業希望者は、就職活動支援サイト等に登録  
▽
- 5 企業との接触  
 企業のホームページへのアクセス  
 合同企業説明会への参加  
 会社訪問・先輩訪問  
 会社説明会等への参加  
 ▽
- 6 受験先決定  
▽
- 7 応募書類提出（キャリア支援室または直接受験先へ）  
 履歴書・成績証明書・卒業見込証明書・  
 資格取得見込証明書（専門職の場合）  
 ▽
- 8 採用試験受験（一般常識試験・論作文・実技・適性検査・面接試験）  
▽
- 9 受験報告書提出（キャリア支援室へ）  
▽
- 10 内定連絡受信（内定先へ内定礼状発送・キャリア支援室へ内定報告書提出）  
▽
- 11 入社承諾書（誓約書）提出

## VIII 福利厚生

### 1. 経済援助について

#### 奨学金制度

学生のみなさんの中で人物、学業ともにすぐれ、かつ健康でありながら学資支弁の困難な人に対して奨学金制度があります。

この奨学金事業には日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英事業団（あしなが育英会、交通遺児育英会）等があります。この日本学生支援機構の奨学金制度には、進学前（高校時代）に出願する予約採用（進学後に奨学生としての採用が予約される）と入学後に出席する在学採用があります。後者の募集は4月に行われますので掲示を見て希望者は学生課まで出願してください。手続き等については奨学金募集説明会で説明しますが、詳細は直接学生課窓口（宮代キャンパス）または福島駅前キャンパス事務室（福島駅前キャンパス）へ問い合わせてください。

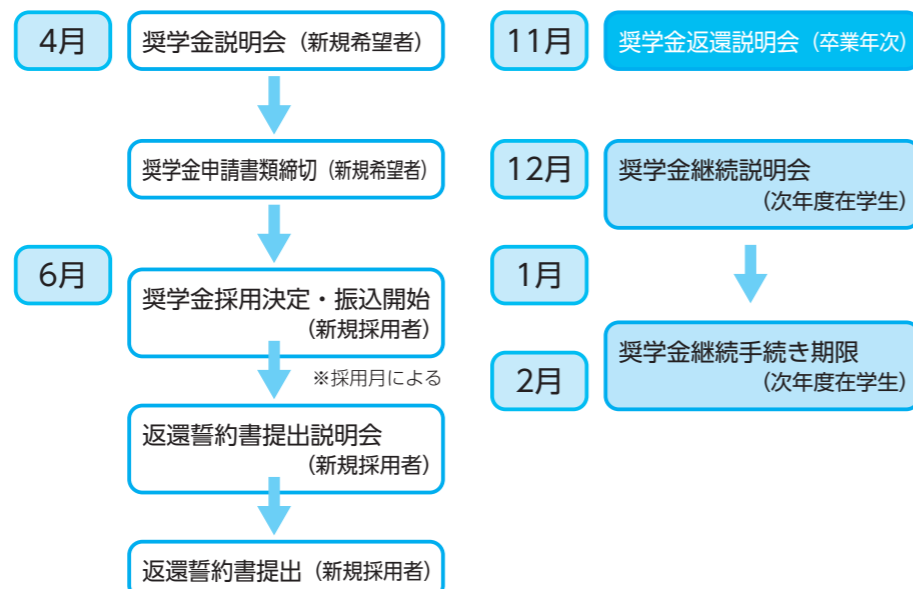
地方公共団体奨学金の場合は都道府県または市区町村で直接募集する方式がほとんどです。直接都道府県または市区町村役場へ問い合わせてください。

各奨学金とも、選考の基準は学力、家計、人物の3点となっています。

資金名	貸与月額
日本学生支援機構奨学金 ・第一種（無利子）	自宅 30,000円または54,000円 自宅外 30,000円または64,000円
・第二種（有利子）	30,000円、50,000円、80,000円 100,000円、120,000円の中から 希望の金額
福島県奨学資金	40,000円
地方公共団体奨学資金	25,000円～50,000円

※なお、貸与月額は変更されることがありますので、詳しくは学生課または福島駅前キャンパス事務室まで問い合わせてください。

#### 日本学生支援機構奨学金 主な手続きの流れ



### 2. 厚生施設について

本学には学生の福利厚生のための施設がいろいろあります。次にその主だったものを紹介します。

#### 【福島駅前キャンパス】

##### (1) スポーツルーム

学生のための福利厚生スペースとして、卓球、ビリヤード、サッカーゲームを配した軽スポーツルームがあります。

##### (2) 学生ラウンジ兼イベント用オープンスタジオ

テレビ局のスタジオセット風の学生ラウンジです。学生のみなさん以外に各種行事において地域の皆様にもご利用いただいています。

##### (3) 学生談話室兼喫茶室

お弁当やパン等を持ち込んで自由に食事ができるスペースです。

#### 【宮代キャンパス】

##### (1) のぎく館

大きな時計塔があるレンガ造りの建物がのぎく館です。

本学教職員や学生、それに卒業生やご家族の方にも利用していただける多目的施設です。食事、懇談会、その他授業や教育相談にも利用できます。

また、館内にはスポットライト付の小舞台、グランドピアノなどの設備があります。さらに、館内の一角には委託業者の東北スタミナフード株式会社が売店・学生食堂の営業をしております。

利用にあたっては「のぎく館利用規程」に従ってください。

##### (2) バーベキューコーナー

のぎく館の南側、バリ風庭園の中に赤レンガでかまどを築いたバーベキューコーナーがあります。

バーベキューやイモ煮会などクラスやクラブあるいは友達同士で利用してください。バーベキューなどで使用する金網等は学生課に申し出てください。調理にはバーベキューコーナー備え付けのテーブルを利用してください。申し込みについては学生課まで。

##### (3) サイクルハウス

阿武隈急行線福島学院前駅より八千草門（正門）に至る、左側にある白い建物がサイクルハウスです。

本学教職員や学生が使用するバイク、自転車を収容します。通学についての規程は学生生活規程第34、35条及び宮代キャンパス自転車通学規程をよく読んでください。バイク収容台数16台、自転車収容台数210台です。

##### (4) FCメイツ

カーサ・フロアの地下にある多目的ホールがFCメイツです。

FCメイツには通信カラオケシステム、マルチオートスライドが完備され、表現系の授業はもとよりクラスやクラブの懇談会等でも利用できます。また、週に2回程度、自由開放日を設けておりますので、詳しくは学生課まで問い合わせてください。

### 3. 保険制度について

本学では学生の授業中、通学中、実習中等の事故に対応するためにいろいろな保険に加入または紹介を行っています。次にその主だったものを紹介します。



(1) 学生教育研究災害傷害保険（本学負担で全員加入）

この保険は、学生が教育研究活動中、課外活動中、通学中に発生した、急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に適用される保険制度で、本学が保険料を全額負担し、毎年全学生を対象に加入しています。

通学中の事故に対する補償も条項に盛り込まれていますので、保険内容や事故発生後の手続き等は、オリエンテーション期間中に学生のみなさんへ配布した「加入者のしおり」を確認し、卒業まで大切に保管してください。

なお、保険請求手続きは、学生課または福島駅前キャンパス5F事務室までお問い合わせください。

また、事故発生の場合には必ず上記窓口にご連絡くださいますようお願いいたします。

■ 保険が支払われる事故の範囲

① 正課中

講義・実験実習、実技などの授業を受けている間、大学の学習施設において研究活動を行っている間。また、教育実習・インターンシップ実習・他の大学の正課を履修(単位互換特別聴講)している間も含む。ただし、学生の私生活のかかる場所において、これらに従事している間を除きます。

② 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、学位授与式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①、②以外で学校施設にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設にいる間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 課外活動中

学内外を問わず、大学が認めている課外活動団体の管理下で行う文化活動または、体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間もしくは、場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

⑤ 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間。

⑥ 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、大学が教育研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

■ 保険金額

① 死亡保険金（事故発生後180日以内に亡くなった時）

- (A) 「正課中」「学校行事中」 2,000万円
- (B) 「本学施設内」「課外活動中」「通学中・施設間移動中」 1,000万円

② 後遺障害保険金（事故発生後180日以内に発生した時）

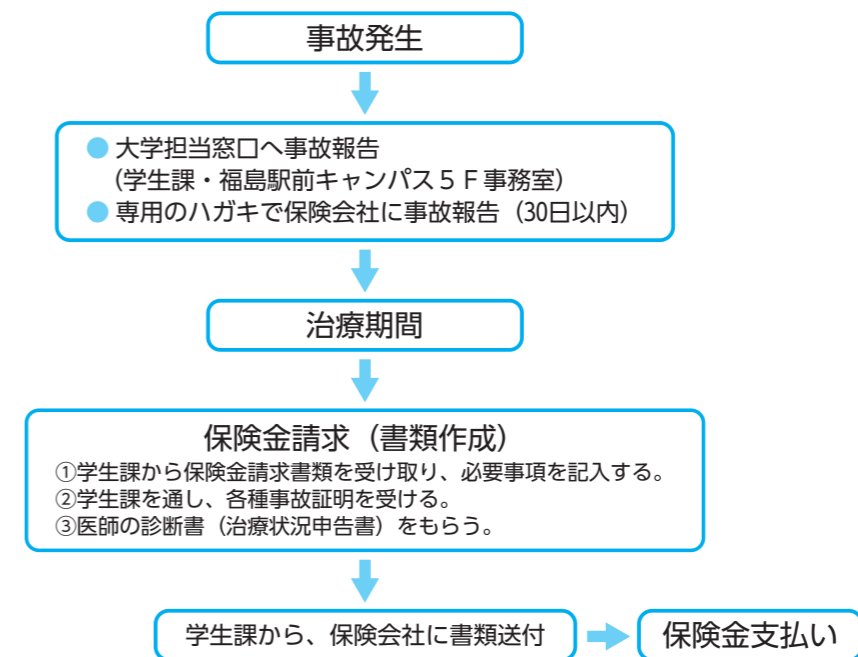
- その程度に応じ
- (A) 「正課中」「学校行事中」 120～3,000万円
- (B) 「本学施設内」「課外活動中」「通学・施設間移動中」 60～1,500万円

③ 医療保険金（医師の治療を受けた時）

※入院加算金については1日から対象となります。	平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中・学校行事中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が1日以上の場合が対象となります。)	治療日数1日～3日	3,000円	入院1日につき4,000円 (注) 入院加算金は、医療保険金に関係なく、入院1日目から支払われます。
特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が4日以上の場合が対象となります。)	// 4日～6日	6,000円	
	// 7日～13日	15,000円	
上記以外の学校施設内・学校施設内外での課外活動中 (クラブ活動中) (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が14日以上の場合が対象となります。)	// 14日～29日	30,000円	
	// 30日～59日	50,000円	
	// 60日～89日	80,000円	
	// 90日～119日	110,000円	
	// 120日～149日	140,000円	
	// 150日～179日	170,000円	
// 180日～269日	200,000円		
// 270日～	300,000円		

- (注1) 上記の保険金は、生命保険、健康保険、その他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- (注2) 保険金は、上記金額に限定されているので2口以上の加入はできません。
- (注3) 「治療日数」とは傷害を被り治療を開始した日から「平常の生活に従事することができる程度になおった日まで」の間の実治療日数（実際に入院または通院した日数）をいいます。治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。
- (注4) 「通学中・施設間移動中」の事故は治療日数4日以上の場合保険金が支払われます。治療日数が4日～6日のときの支払保険金は6,000円となり、7日以上ときは、上記の表の通りとなります。
- (注5) 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんので、ご注意ください。
- (注6) 通学中の事故に対する補償については、大学の正課、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加目的をもって、合理的な経路及び方法により住居と学校施設等との間を往復する間をいい、社会人入試を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は勤務先を含みます。

■ 保険金請求手続き



事故が発生したら、速やかに学生課に申し出て下さい。入院等で本人がこれない場合は、代理人でもかまいません。学生課の指示を受けて下さい。

(2) 全国保育士養成実習総合保障制度

① 実習賠償責任保険（本学負担）

実習生が実習中に、実習の対象児（者）または第三者にケガをさせたり、その財物を壊したりして会員校もしくは実習生が法律上損害賠償責任を負った場合に、その負担する損害賠償の実費が支払われる保険です。

補償額

	支 払 限 度 額	
身体（対人）賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	1億円
財物（対物）賠償	1事故につき	1,000万円

② 会員校賠償責任保険（本学負担）

実習中のみならず、会員校の施設の欠陥や管理の不備、および指導上のミスによって生じた事故にもとづき、会員校が学生や第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に、会員校の負担する損害賠償の実費が支払われる保険です。

(3) 学生総合保険（学生個人負担〈任意〉）

学研災付帯学生生活総合保険（任意加入保険）

本学では、前述のとおり、大学管轄下の教育研究活動中の災害に備え、日本国際教育支援協会の「教育研究災害傷害保険（略称：学研災）」に本学が保険料を負担して入学と同時に加入しており、この学研災への保険加入を条件とした同協会の『学研災付帯学生生活総合保険』を推奨しています。

この日本国際教育支援協会が主宰する『学研災付帯学生生活総合保険』は、「学研災」では補償されない学内外におけるケガや病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分、新型インフルエンザを含む）を補償する他、加害事故時の賠償責任補償（アルバイト中・部活動中を含む）等、学生生活を24時間総合的に補償する内容です。

配布済みの保険案内により、取扱代理店もしくは学生課までお問い合わせください。

また、この他にも万一の際の補償を行う保険制度が、各保険会社で設定されています。必要と思われる方は、各保険会社へ直接お申し込みください。

4. アパート紹介について

本学では新入生、学生へのアパート紹介を行っています。  
 アパート紹介を希望する学生は、学生課にて一覧表を閲覧し、必要なアパートの資料を参考にして、学生が直接家主または不動産会社と契約してください。

5. 国民年金について（20歳以上の学生）

国民年金は、高齢や不慮の事故などによって生活が損なわれないように、前もって保険料を出し合って、経済的にお互いを支え合う制度です。

本学では年金制度への加入年齢を迎える学生に対し、国民年金制度についての理解を深め、保険料納付の意識を高めることを目的として、クラスセミナーを利用して「年金セミナー」を実施しています。

国民年金は日本に住んでいる20歳から60歳までの人はすべて加入することになっていま

す。学生の皆さんも20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務づけられています。

なお、収入のない学生のために「学生納付特例制度」があります。

「学生納付特例制度」とは

収入のない学生については、届出（申請）をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできます。年度更新が必要です。

- ① 学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事故が起きた場合、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。
- ② 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件に算入されますが、年金額には反映されません。  
 ※満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料の追納をおすすめします。

学生納付特例期間から10年以内（3年目以降は加算がつきます）であれば、保険料を追納することができます。卒業後、忘れずに追納してください。

1 対象者

大学（大学院）、短大、その他の教育施設の一部に在学する学生等であり、学生本人の前年の所得が118万円＋扶養親族等の数×38万円以下であるとき。

2 申請方法

【市区町村または年金事務所国民年金窓口へ申請】



【年金事務所で承認を受ける】

- ※4月から年度末（3月）までの保険料納付が猶予されます。
- ※申請時点から2年1ヵ月前までの期間について、さかのぼって学生納付特例が申請できます。
- （注意）承認される前の期間は、保険料を納めなければ未納期間となり、その間に万が一の事故で障害が残っても障害基礎年金は、支給されないこともあります。

市区町村から「国民年金保険料納付案内書」が送られてきたら、忘れず納付するか、「学生納付特例」手続きをしましょう！毎年手続きが必要です。

※上記内容は平成28年度の資料に基づいています。年金制度改革により、条件・手続きが変更になる場合があります。詳しくは年金事務所（旧社会保険事務所）、各市町村の国民年金窓口へお問い合わせください。

## Ⅹ 学生生活のマナー

### 1. 服装

- 服装はその人柄を表すといわれています。きちんとした身だしなみをするこによって、大学生としての自覚と誇りが生まれ、誠実で品位のある人格が育ちます。本学の学生にふさわしい装いを心がけましょう。
- 学校行事や学科行事の場合など、大学側から指示された際には、下記に示した服装を着用するようにしてください。また、本学所定の徽章も必ずつけてください。  
\*男子学生…紺・グレー・黒のスーツ（ワイシャツ・ネクタイ着用）、靴は黒の革靴。  
\*女子学生…紺・グレー・黒のスーツ、靴は黒のパンプス。
- 日常の通学服については、大学生の品位を落とさない範囲内で自由とします。  
なお、授業によっては服装を指定される場合があります。特に、マナー教育や服装指導を行っている授業においては、指定外の服装を着用している場合、学習態度の一環として減点の対象となりますので、担当教員の指示に従って、服装を整えて出席するようにしてください。
- 通学および授業における履物として、草履・ゴム草履・下駄は禁止します。
- 体育実技の授業では種目に応じ、指定された運動用の服装（決められた期間は必ず着用）、およびシューズを着用します。指定外の服装等で出席した場合は欠席扱いになります。（詳細については、体育実技の授業計画を参照してください）
- 実験・実習・実技の授業における服装については、「授業計画」の中に示してありますが、授業担当教員の指示に従ってください。  
なお、講義形式の授業においては、実験・実習着やスポーツウェアを着たままで、受講しないように注意してください。

### 2. 言葉遣い

- 挨拶は人間関係を円滑にしていくための第一歩です。キャンパス内でも挨拶を習慣づけるようにしましょう。また、教職員やお客様に対しても自分から挨拶をするようにしましょう。
- キャンパス内では友達同士であっても言葉遣いに注意し、誰からも好感が持たれる話し方ができるようにしましょう。
- 学生の皆さんにとって、敬語は頭の中で理解できても、上手く表現することはなかなか難しいものです。しかし、社会人になると上下の関係、内外の関係等により、敬語を使いこなすことが要求されます。これはすぐには身につきません。普段から訓練し、敬語を身につけていきましょう。  
特に教職員や先輩と話すときは、親しい間柄でも敬語を使いましょう。
- 学外実習や就職活動の際には、丁寧な言葉遣いを心がけましょう。  
また、つい使ってしまうのが学生言葉です。その他、流行語や略語などにも十分注意してください。

### 3. エチケット・マナー

- 授業等の受講にあたり、次に記したことはマナーに反した行為です。「学生受講規程」を遵守するようにしてください。

- 授業の進行を妨げるような私語
  - 授業担当者の意欲を疎外するような悪質な居眠り
  - 教室への無断入退室
  - 授業に関係のない物（バック・飲食物など）を机の上に置くこと
- 教室や廊下等で大きな声を出し、他人に迷惑をかけないようにしてください。
  - 教室、研究室、事務室等に入室する際は、コート類（オーバー・コート等）は脱ぎ、小物類（マフラー・帽子等）はとってください。  
ただし、冬場などで授業担当教員の許可を得た場合は、この限りではありません。
  - ゴミは放置しないで、分別表示に従って所定のゴミ箱に捨ててください。キャンパス内を常に清潔に保つように心がけてください。
  - キャンパス内の備品を故意に破損させたり、落書き等により汚損することのないようにしてください。また、机・椅子等を移動した場合は、元の位置に戻しておいてください。
  - 授業はもちろんのこと、どんな場合でも時間を守って行動するようにしてください。会合の時間に遅れたりするのは、集まっている方々に迷惑をかけ、あなたの信用を失うことにもなります。
  - 宮代キャンパスの貸ロッカーや傘立ては、連続して独占的に使用しないでください。
  - キャンパス内における飲食は指定された場所で行ってください。特に許可された場合を除き、**教室内での飲食を禁止**します。また、宮代キャンパスのぎく館、カーサ・フローラ（スペイン広場・アングルシア）、福島駅前キャンパス学生談話室兼喫茶室等では、昼食時の席とりはしないようにしてください。  
なお、キャンパス内および周辺地域での歩きながらの飲食は禁止します。
  - キャンパス内での学生の喫煙は、20歳以上の学生に限り、指定の場所のみ認めます。ただし、喫煙する際は「喫煙に関する細則」を遵守してください。また、火災予防のため吸殻は完全に消火し、所定の灰皿以外には投げ捨てないようにしてください。  
なお、宮代キャンパス周辺地域での路上喫煙は自粛、周辺地域外においては非喫煙者の嫌煙権に配慮し、喫煙マナーを守るようにしましょう。  
福島駅前キャンパス在籍学生については、本学の方針に基づき、中心市街地の路上全域において、路上喫煙を禁止します。
  - キャンパス内では、原則として飲酒は禁止します。  
ただし、宮代キャンパスに限りクラスやクラブの懇親会等で飲酒を行う場合は、20歳以上の学生に限り、認めることもありますので、担当する教職員（クラスアドバイザーやクラブ顧問等）の指示に従い、許可をもらうようにしてください。  
なお、キャンパス内・外での懇親会やコンパ等において、他の学生等に飲酒を強要することは禁止します。
  - 携帯電話・スマートフォン等は、授業中や会合の時は電源を切るかマナーモードに設定し、交信を行わないようにしてください。  
なお、**携帯電話等の充電のために本学の施設を使用することは禁止**します。
  - 宮代キャンパスへ自動車で通学する学生は、学生課で所定の手続きを取って許可をもらい、指定された駐車場を利用するようにしてください。無許可のまま通学し、キャンパス周辺地域での路上駐車や他施設への無断駐車をしないようにしてください。

### 4. 地域社会におけるマナー

- 本学では、「学生生活規程」にも掲げているとおり、積極的な地域貢献を推進しています。地域貢献の前段として、地域に愛される大学、地域から信頼される大学を目指しています。
- そのためには、まず、地域住民の一員でもある学生の皆さん一人ひとりの良識ある行動が求められます。自分では気にならない「普通」のことが、社会的には常識から外れた行動として迷惑行為に繋がる場合もあります。

また、両キャンパス周辺の商店街で万引き等を行った場合、大学にすぐに通報が来るシステムになっています。その後、学則に基づき懲戒処分となります。一時の過ちが人生を大きく狂わせることとなります。絶対にしないように心しましょう。

なお、アパート等で一人暮らしをしている方は、生活騒音等で近隣の方に迷惑をかけたり、禁止されている事項（ペットを飼う等）には、十分注意をしてください。さらに、ゴミ出しのルールも守るようにしましょう。

日頃から「社会生活のルール」を守り、学生の皆さん一人ひとりが気を引き締めて快適な学生生活を送っていきましょう。

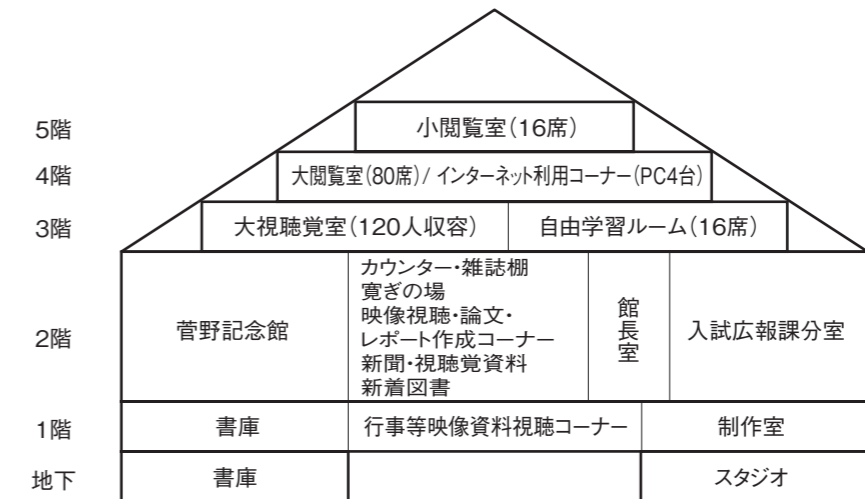
## X 福島学院大学図書館情報センター利用案内

図書館情報センターは、宮代キャンパス本館と福島駅前キャンパス図書室の2ヶ所からなっており、福祉学部と短期大学部が共用する施設です。

資料の受け入れやデータベースの蓄積、利用者データの管理、貸し出し・返却手続きの処理、学術情報の検索などが電子化され、両キャンパス図書館（室）間はネットワークでつながっています。蔵書等資料データを共有していますので、どちらのキャンパスからでも貸し出し・返却ができ、キャンパス間を毎日往復する定期便がデリバリーサービスを提供しています。

図書館情報センターは、地域に根ざした開かれた大学として、一般市民・県民のみなさんにも開放しています。学生の皆さんや地域の方のみなさんによる学習環境を提供するため、図書館職員一同は日々努力し、ご利用をお待ちしております。

### 1. 宮代キャンパス本館



宮代キャンパス図書館は昭和63年8月に竣工、10月に利用を開始しました。

本館から離れた独立棟で、地上5階・地下1階の鉄筋コンクリート構造です。

館内施設として、大小閲覧室、書庫、インターネットコーナー、視聴覚資料利用コーナー、自由学習ルーム、論文・レポート作成コーナー、大視聴覚室、スタジオなどがあり、書庫は1階と地下1階の2層となっています。

書庫には9万冊の蔵書が収容できますが、現在は約6万冊を所蔵し、出入り自由の開架式となっています。

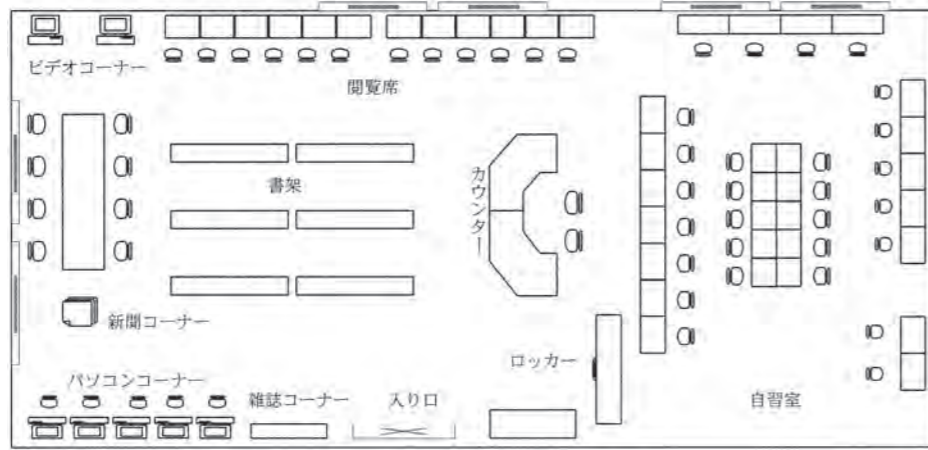
1階には映像を制作する入試広報課の制作室があり、制作された映像資料（実習、大学祭、海外研修旅行等の記録映像）はいつでも自由に視聴でき、DVD映像液晶モニターは1階ロビーに設置されています。

地下1階には、書庫のほか、教室としても兼用している「スタジオ」があり、また3階には、120人収容、VTR、DVDなどの映像を大画面スクリーンで鑑賞できる「大視聴覚室」や16席の自由学習ルームが設置されています。

4階・5階は閲覧室です。個人用閲覧席16席の5階は静かに勉強するところで、4階はグループ学習ができる80席の大閲覧室です。大閲覧室には絵本や児童向け図書が整備されているほか、学科別書架を設置しており、インターネット利用コーナーも一角に設置されています。

2階は図書館の中心部であり、貸出／返却・レファレンスなどのサービスカウンターや映像視聴・論文・レポート作成コーナー、新聞閲覧コーナーなどが利用しやすいように配置されています。また、図書館基本業務を担当する業務課のほか、映像の制作や学内行事の記録撮影を担当する入試広報課分室、本学の歴史にちなんだ収蔵品や本学にゆかりの深い美術家の作品などを保管・展示を行う菅野記念館があります。

## 2. 福島駅前キャンパス図書室



### 【駅前図書室の平面図】

図書室は、福島駅前キャンパスの6階にあり、約200平米のフロアに、およそ14,000冊の蔵書を収蔵しています。

学術雑誌39種を閲覧できるほか、電子ジャーナルやデータベースの検索利用もできます。また、ノートPCを使える席やインターネット検索利用端末を設置した席等を含む閲覧席は53席あります。

## 3. 開館時間

### (1)宮代キャンパス本館

平日 9:00~17:00

土曜日 休館（ただし、オープンキャンパス等の行事日は除く）

（夏休み・冬休み等期間）

平日 9:00~16:00

土曜日 休館（ただし、オープンキャンパス等の行事日は除く）

※業務カウンターの対応時間及び館内各室の開室時間は、「図書館情報センター宮代本館規程」第8条（業務時間及び開室時間）のとおりとなります。

### (2)福島駅前キャンパス図書室

平日 9:00~20:00

土曜日 9:00~16:00

（夏休み・冬休み等期間）

平日 9:30~18:00

土曜日 9:30~14:00

## 4. 貸し出し等サービス

- ・図書資料の貸し出し 1回2冊 2週間（延長可能）
- ・雑誌（バックナンバー） 1回3冊 2週間
- ・視聴覚資料 原則として館内視聴

## 5. 本学の資料

- ・蔵書約84,000冊（駅前分室所蔵約14,000冊）
  - ・学術雑誌52種（駅前分室39種）
  - ・視聴覚資料約4,700点
- （書庫は開架式で自由に出入りできます。）

## 6. 施設の案内

### (1)インターネットコーナー

宮代キャンパス本館には10台（うちタブレットは3台）、福島駅前キャンパス図書室には5台のパソコン（うちタブレットは2台）が設置してあり、申込み制ですが空いていればいつでも利用できます。

### (2)視聴覚資料利用コーナー

宮代キャンパス図書館には2席、福島駅前キャンパス図書室には1席の視聴覚資料視聴用機器を設置しています。映像資料のチェックやDVDの鑑賞などご利用頂けます。

### (3)その他

閲覧室や新聞コーナー、新着資料コーナー、論文・レポート作成コーナー、自由学習ルーム等もあります。みなさんのご来館ご利用をお待ちしています。

## XI キャンパスの概要

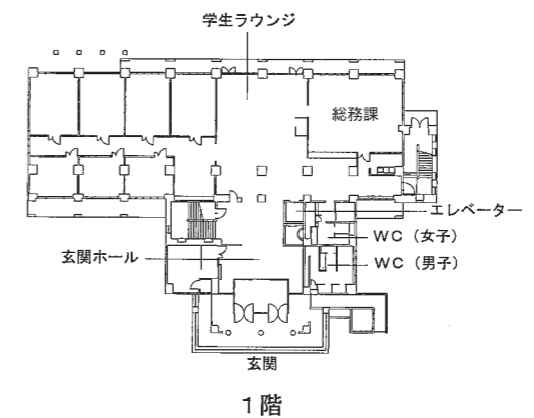
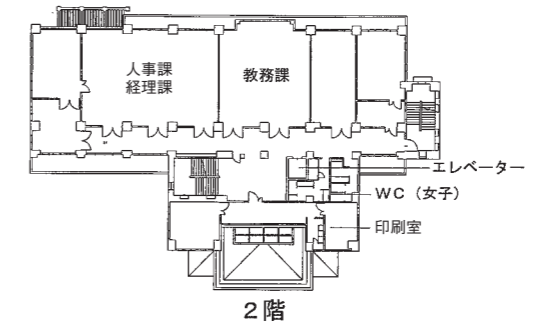
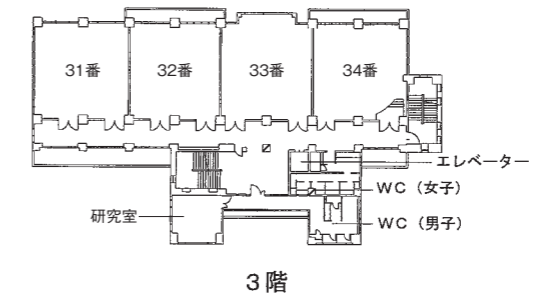
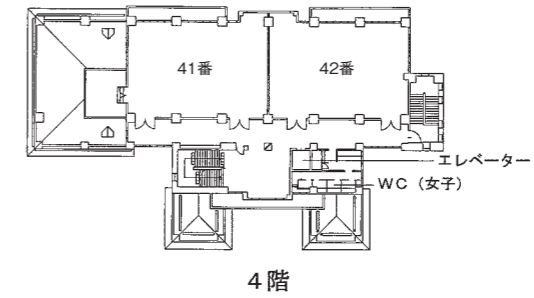
福島学院大学

### キャンパス案内図

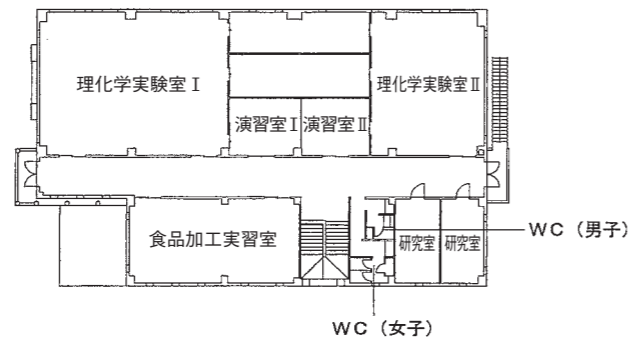
○宮代キャンパス



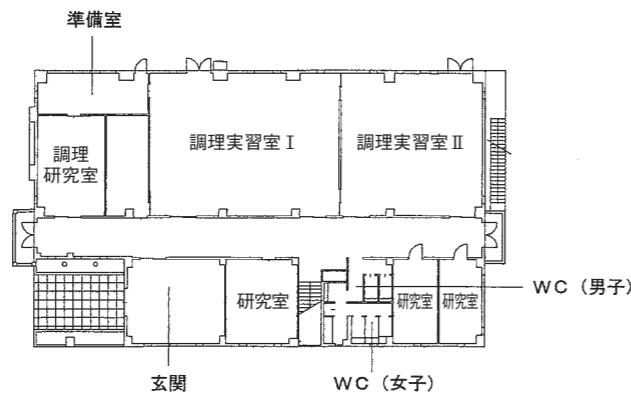
## 本館(カーサ・ピアンカ)



食栄館(実験・実習棟)

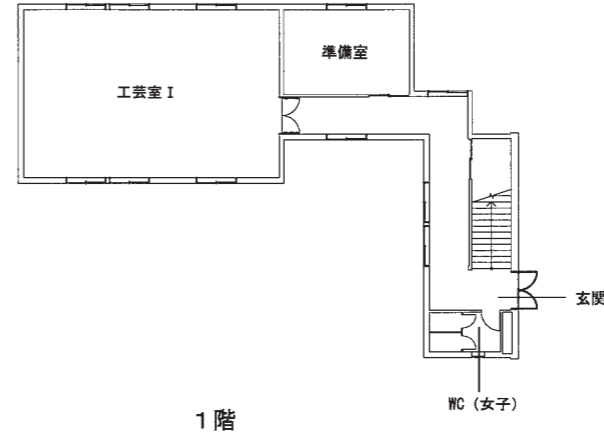


2階

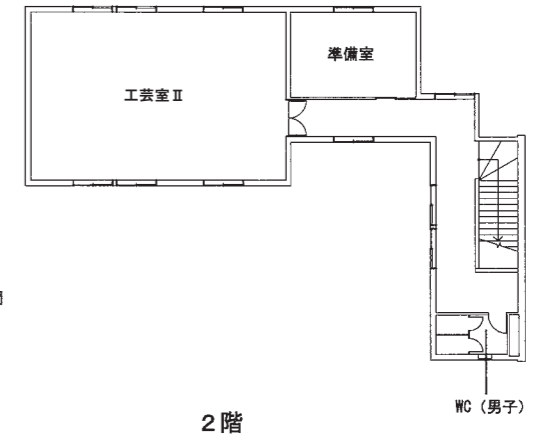


1階

工芸棟

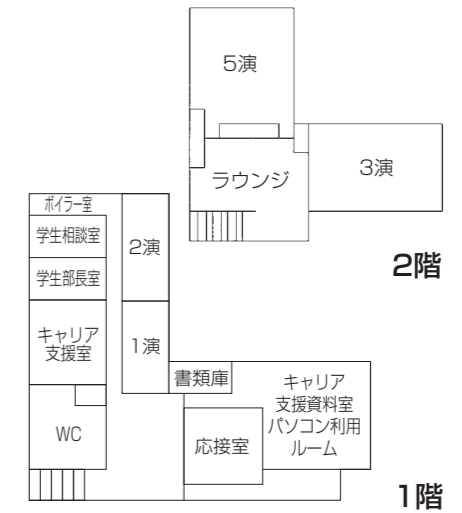


1階



2階

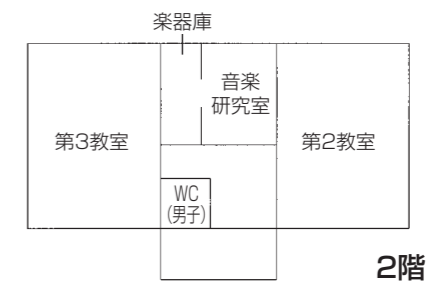
しらゆり館



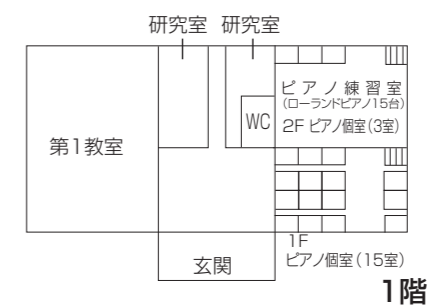
2階

1階

音楽館(カーサ・ムジカ)



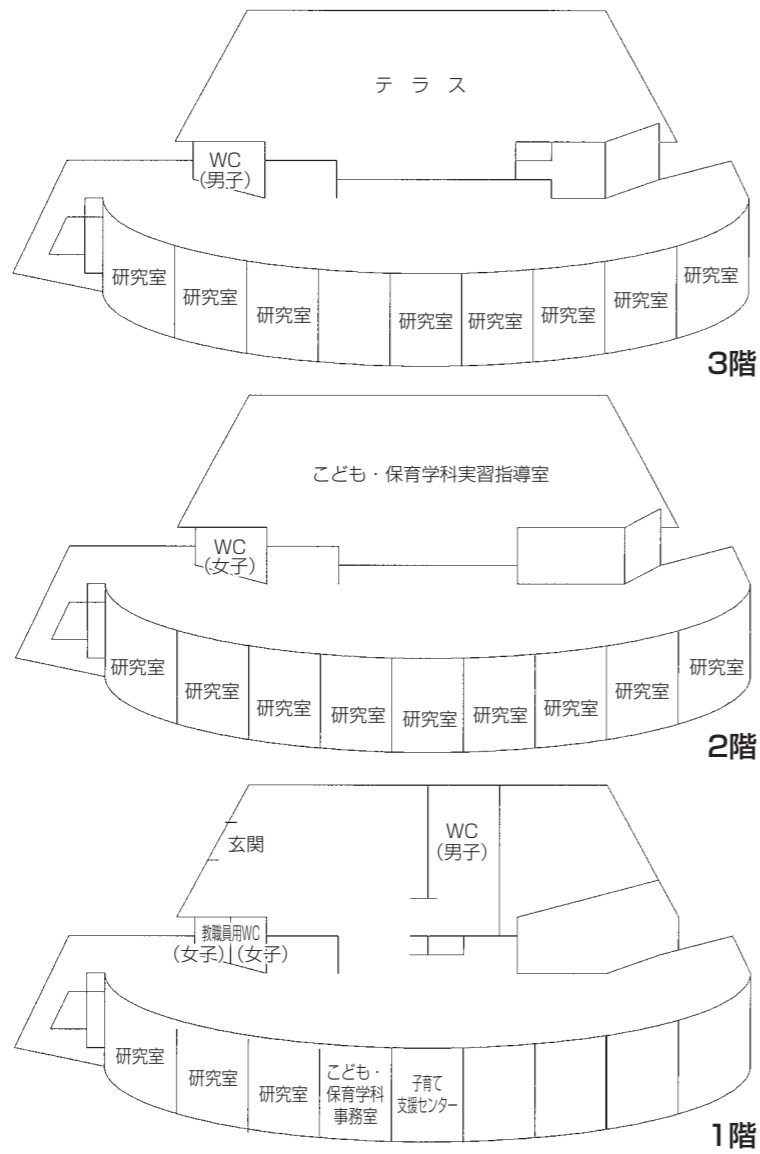
2階



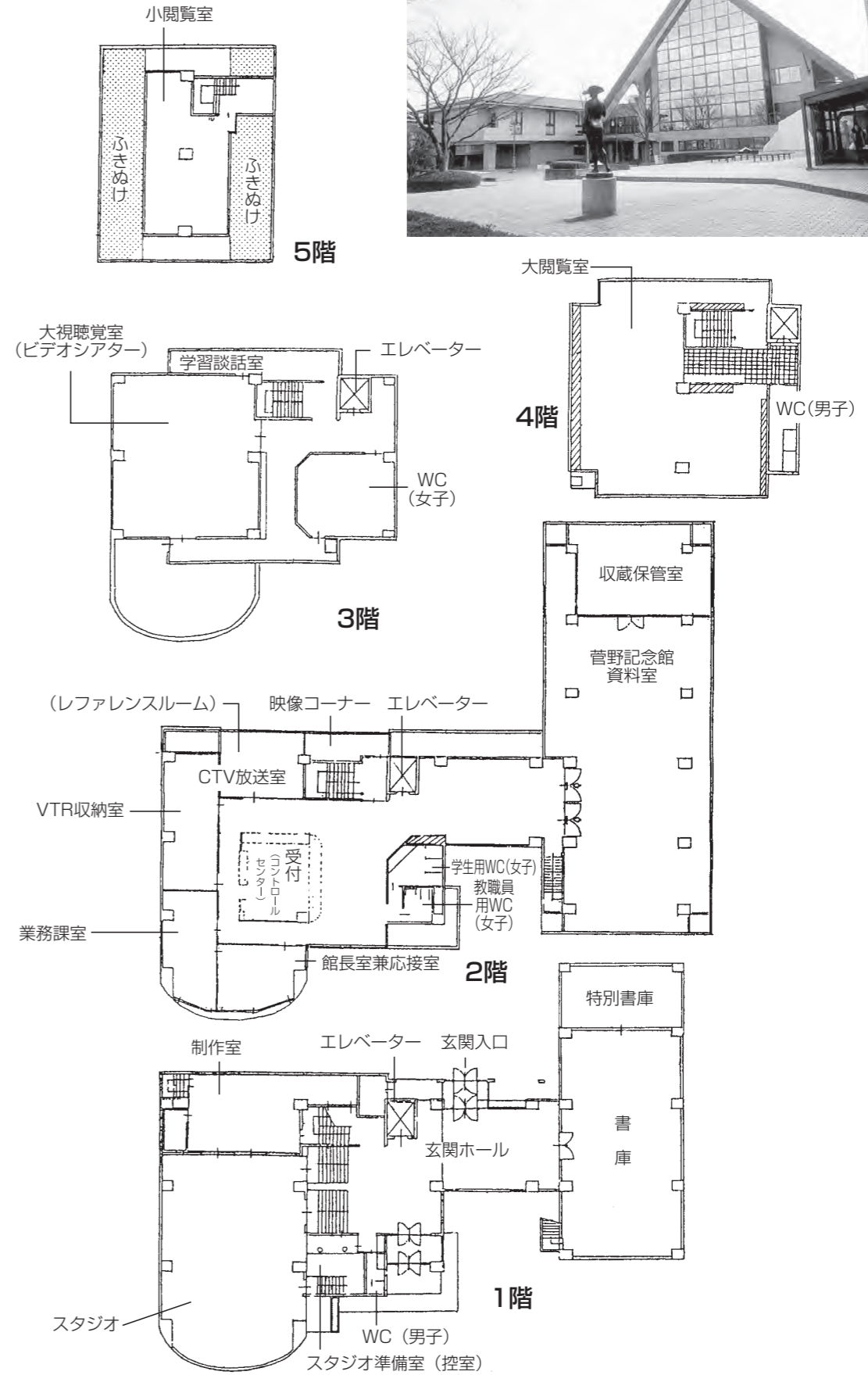
1階



すみれ館

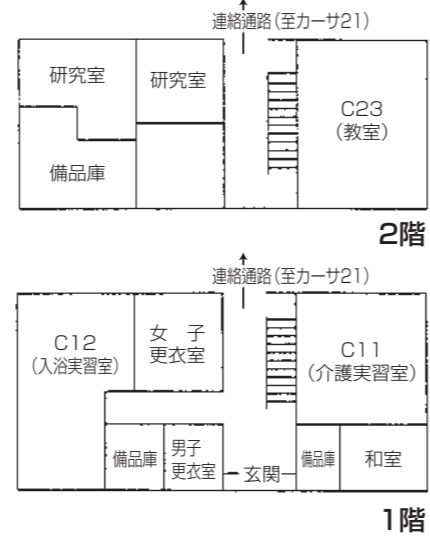


図書館情報センター

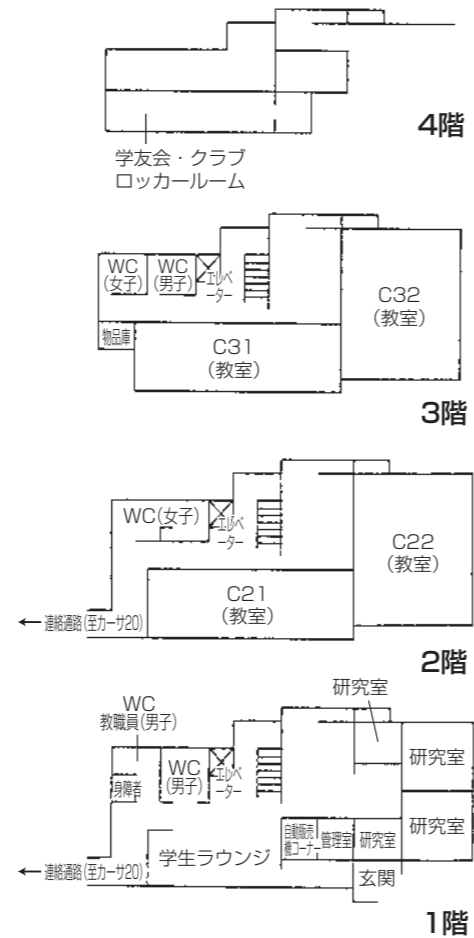




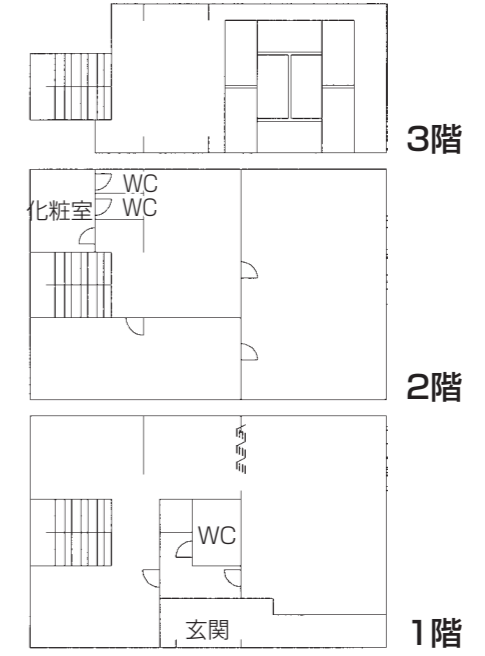
カーサ20



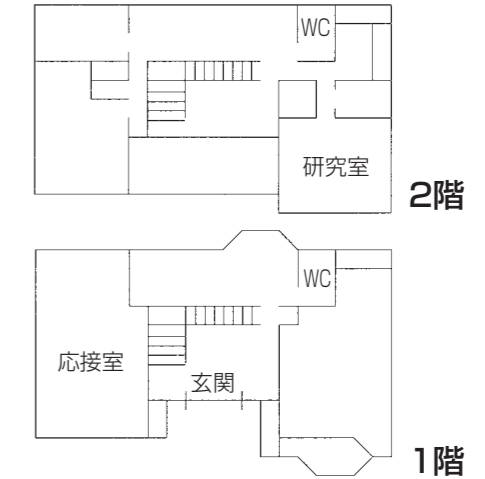
カーサ21



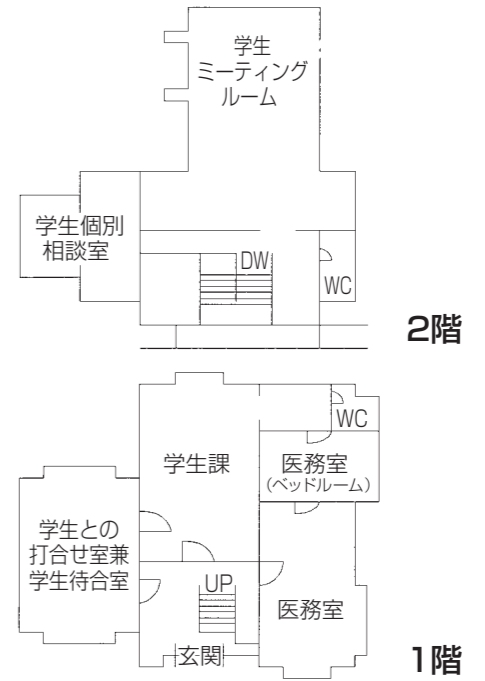
ジョージアハウス



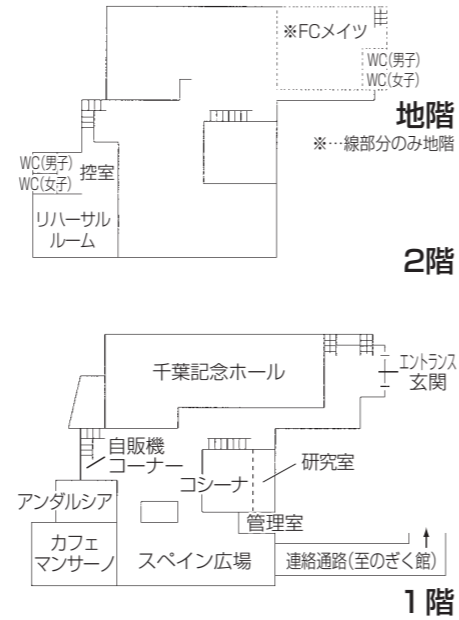
クレフォートハウス



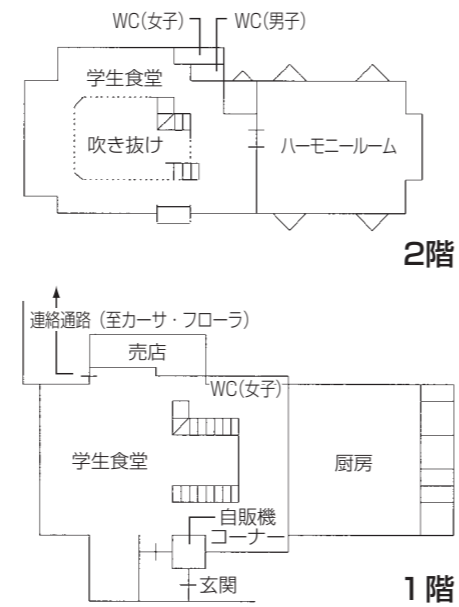
ハウスグリンデルワルト



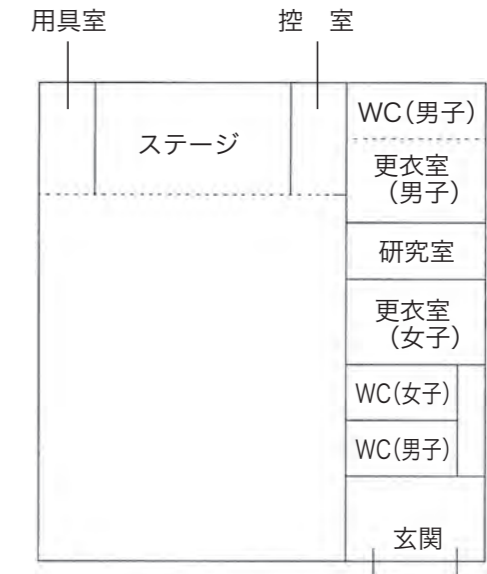
カーサ・フローラ



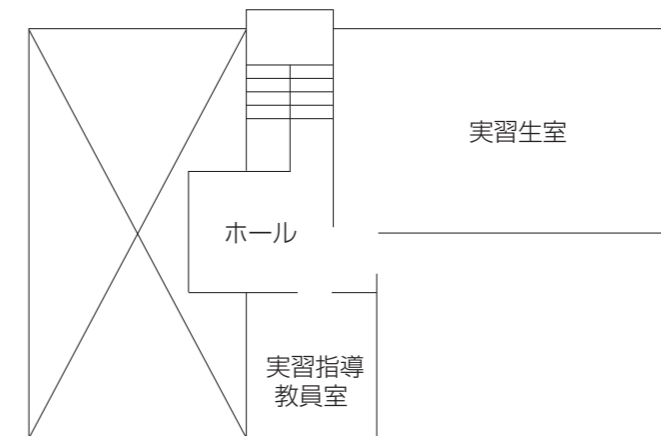
のぎく館



体育館



認定こども園内大学分室



○大学へのアクセス



宮代キャンパス



福島駅前キャンパス

〈宮代キャンパスまでの交通機関〉

◎JR利用の場合

東北本線「東福島駅」で下車し、東の方向（瀬上町方面）へ徒歩約10分「福島県教育センター」を右折しますと、体育館の見える「千草門」に到着します。

◎阿武隈急行線利用の場合

「福島学院前駅」で下車、徒歩30秒で「八千草門」に到着します。

◎福島交通バス利用の場合

「福島駅前」から伊達經由藤田行、保原行などを利用し（約20分）「福島学院前」で下車、蛭川沿いに徒歩3分で「八千草門」に到着します。

◎自家用車利用の場合

国道13号線からは、「北幹線」を東の方向（国道4号線方面）へ約2.5km、スーパー「いちい」手前の交差点を左折し約200m直進、阿武隈急行線ガード下をくぐり、左折すると間もなく本学「八千草門」に到着します。

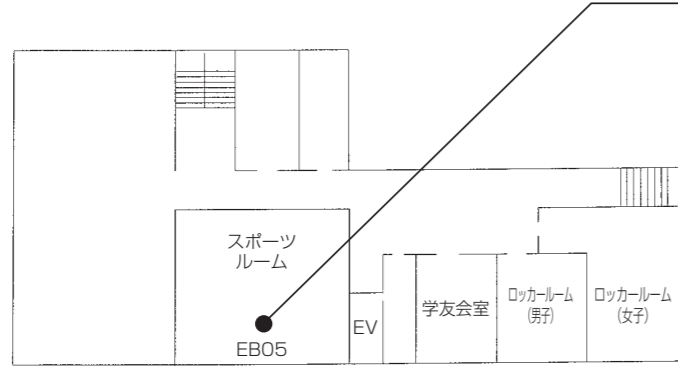
〈福島駅前キャンパスまでの経路〉

福島駅東口から徒歩約5分、国道13号線向かい側に見えるのが、明るく重厚な外観の福島駅前キャンパスです。

○福島駅前キャンパス

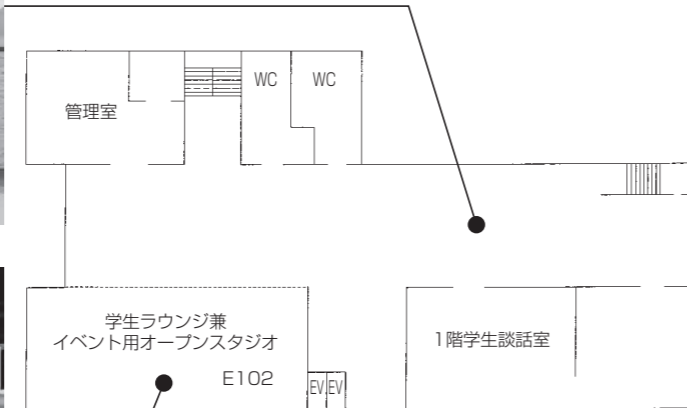
B F

●スポーツルーム



1 F

●ホールギャラリー

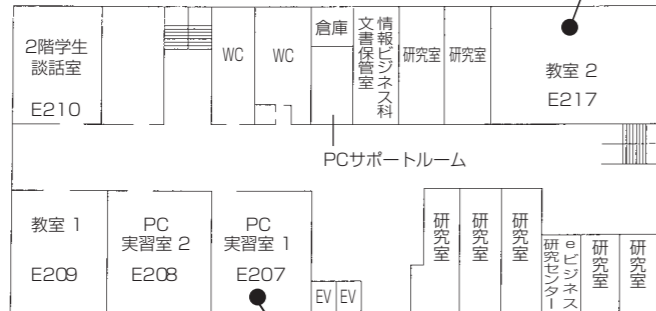


●学生ラウンジ兼イベント用オープンスタジオ



2 F

●教室2

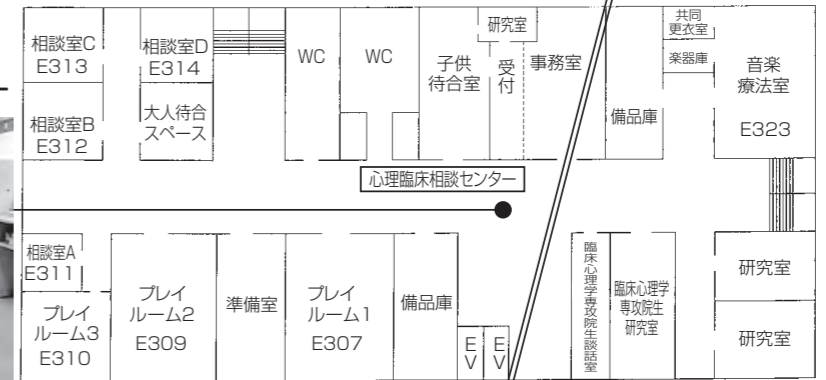


●PC実習室

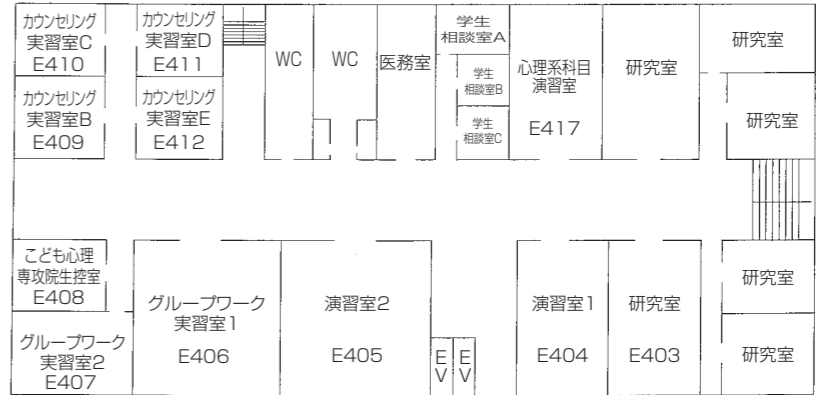


3 F

●心理臨床  
相談センター  
●メンタルヘルスセンター

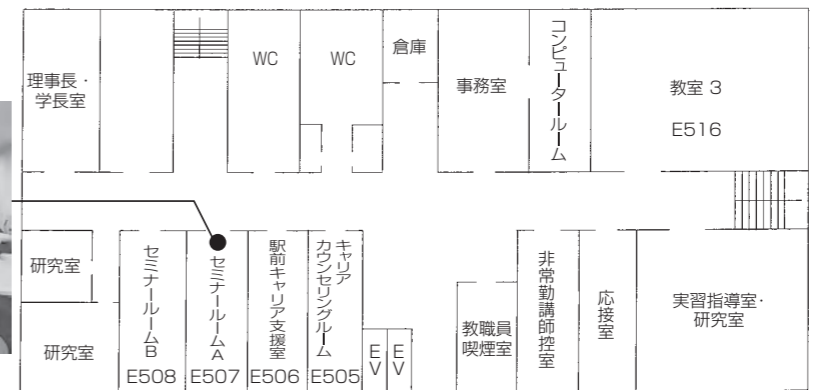


4 F



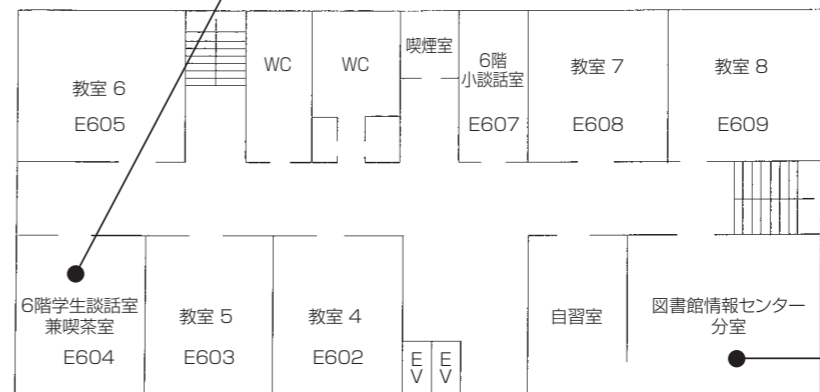
5 F

●セミナールーム



6 F

●学生談話室兼喫茶室





## 福祉学部 福祉心理学科

I. 福祉学部福祉心理学科の教育	68
II. 教育課程と履修の方法	70
III. 科目履修	73
IV. 資格取得の方法	77
V. 地域社会に学ぶ体験教育	83
VI. その他	83

## I 福祉学部福祉心理学科の教育

### 1. 入学者受入、教育課程の編成及び学位授与の方針

#### (1) 入学者受入方針（アドミッションポリシー）

福祉心理学科は、広く社会の福祉に貢献したいと希望する人、なかでも心理的対人援助活動に関心を持つ人を歓迎しています。近年日本でも、生活保護や社会からの孤立、いじめ、虐待、引きこもり、学習障害などが社会問題として注目されています。このような問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉分野に心理的側面からアプローチできる人材のニーズは高まっています。福祉心理学科では、社会福祉と精神保健福祉、臨床心理学を学ぶための科目群を用意しており、これらを積極的に学ぶ学生を求めています。

福祉心理学科を希望されるみなさんは、入学前に人間関係構築の基本であり、コミュニケーション能力の基礎となる国語力（「現代文」）を身につけてください。

また、あわせて、新たな知識を獲得するために力となる英語など語学能力を身につける学習をするよう希望します。

#### (2) 教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）

教育課程の編成にあたっては、学部及び学科にかかる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮します。

福祉心理学科の教育課程は、教養教育課程と専門教育課程からなり、さらに各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成しています。

1. 学生・社会人としての基礎教育を重視した教養教育科目と、目標とする専門性に特化した専門教育科目で編成します。
2. 教育課程の編成は、福祉心理という今日の社会福祉領域で、他者の心の痛みに共感でき、心の痛みを抱える人々に積極的な援助活動を行うことができる人材を育成するため、「専門基礎科目」「心理関連科目」「社会福祉関連科目」の科目群で構成しています。「福祉」と「心理」の分野から所定の単位を修得することを卒業要件とし、心のケアができる人材を育てる教育課程を編成しています。

#### (3) 学位授与方針（ディプロマポリシー）

次の要件を全て満たす福祉心理学科の学生について、学長は教授会の議を経て卒業を認定し、「学士（福祉心理学）」の学位を授与します。

1. 学則に定める年数以上在学した者
2. 所定の授業科目について、次の必要単位を修得した者  
教養専門科目／28単位以上  
専門教育科目／96単位以上
3. 成績評定平均点（GPA）が70点以上の者
4. 福祉心理学科の教育目的と人材育成の目的に適い、かつ学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると福祉心理学科会議で判定された者
5. 所定の学費を納入した者

### 2. 教育課程の考え方

#### (1) 「福祉」と「心理」の両面から援助できる専門家の養成

福祉心理学科が目指す福祉の専門家を育成するために、教育課程は「福祉」と「心理」

の2分野の専門性を両軸として「専門基礎科目」「心理関連科目」「社会福祉関連科目」の3科目群から構成されています。「福祉」と「心理」の2分野それぞれ30単位以上履修することが卒業要件となっており、「福祉」と「心理」の両面から心のケアのできる人材を育てる教育課程となっています。

現代はストレス社会、少子超高齢社会等と指摘されていますが、このような社会で生活していくためには、「心の問題」とどう向き合っていくかが重要です。福祉心理学科では、地域福祉の担い手として、幅広いニーズに対応できるとともに、深刻になりつつある「心の問題」を理解し、「心のケア」のできる福祉の専門家を養成しようとしています。

#### (2) 教養教育の充実

本学の学是である“真心こそすべてのすべて”の精神を持った人材を育成し、現代社会のニーズに応えるため、福祉心理学科の教養教育には、大学生に求められる表現力、マナー、異文化理解、地域ボランティア活動に重点を置いた特色ある科目を用意しています。

- ①「本学の教育」では、建学の精神の高揚に努め、学生生活の充実を図るとともに、本学創立者が掲げた「真心をもって行動し、社会に貢献できる人材」となることを目指します。
- ②「国語表現」では、社会においてどのような場面でも必要になる表現力の向上のため、その基礎となる漢字能力と対話能力を高めることを目標にしています。
- ③「生活教養」および「生活教養Ⅱ」では、コミュニケーションの基本となるマナーをしっかりと身につけるため、教養課程に人間関係分野を設け、大学生としてあるいは社会人として必要なマナーをケース・スタディ（事例研究）を通して学びます。
- ④「国際理解論」「国際理解演習」では、異文化への理解を深めることで、多様性を理解し、国際的な視野に立って物事を考えることのできる人材育成の観点から、教養教育科目に国際理解分野を設けています。
- ⑤「地域ボランティア活動」「地域振興活動」では、活動の中での人間関係の錬磨を通して、基本的な対人コミュニケーション力、的確な判断力、問題解決に立ち向かう態度を育てます。

### 3. 学習の成果を挙げるための方法

#### ①きめ細かい履修指導と個別相談

クラスアドバイザーの他に全学生に対して、個別面談担当教員を配置しています。

個別面談担当教員が学生との個別面談を実施することによって、学生一人一人と向き合い学生生活における様々な相談に応じる体制をとっています。

また、資格取得に必要な学修や就職活動、国家試験受験対策などについて、クラスセミナーや個別相談を通じて随時対応しています。

#### ②演習・実習科目の充実

資格取得に必要な科目はもちろんのこと、実社会において即戦力として役立つ知識や能力を身につけるため、授業は可能な限り体験・演習・実験の形態で進めていくよう工夫しています。演習等の科目においては、具体的な事例を通して理解を深めてゆきます。

#### ③ゲストスピーカーの招聘

授業では、それぞれの授業内容に関連し、授業担当教員が学生にとって最も効果的で新鮮な話を提供できる、ゲストスピーカーを招聘する授業も行います。ゲストスピーカーは、地域あるいは様々な職業現場で幅広く活躍している方々です。

#### ④映像及びプレゼンテーションツール利用授業

授業は、本学が長年推進してきた映像教育を行い、またプレゼンテーションツールを利用し、分かりやすく効果的に行います。

#### ⑤ディスカッション及びグループワークを用いた授業

一方的な講義ではなく、ディスカッションやグループワークの時間を授業に多く導入したアクティブラーニングを実施しています。

## ⑥施設見学

「相談援助演習Ⅱ」「精神保健福祉援助演習（専門）」等の実践的な授業科目については、福祉施設などを実際に訪問し、学生が目指す福祉の現場を見て学ぶ機会を設けています。

## ⑦附属施設スタッフ（兼任）による指導

大学院には心理臨床相談センターという子どものメンタルケアに対応している附属施設を併設しています。ここで相談業務にあたっている医師、臨床心理士は福祉学部の教員です。常に実践現場にいる教員が授業を担当することで、より実践的な授業が受けられます。

## ⑧成績評定平均点・本学独自のGPA（グレード・ポイント・アベレージ）の重視

厳格な成績評価の方法として本学独自のGPA制度を設け、各種表彰や実習・卒業のための基準のひとつに採用しています。GPAを学習成果の目安とし、4年間意欲的に学ぶことができます。（P76～P77のGPAについての説明を参照してください）

## 4. 学生の努力目標—生きた知識と実践教育

○本学の学是である“真心こそすべてのすべて”の精神にもとづき、福祉と心理学を学ぶ本学の学生としての「真心」と「専門職者意識」を高めるように努めましょう。

○卒業後の社会生活・職業生活を支える基盤をつくるために、専門的立場から、物事を多角的に判断し、実践できるような教養を身につけましょう。

○対人援助に必要な知識と技能を身につけるように努めましょう。

○各種のボランティア活動を体験し、他者理解や対人援助について能動的に考え、自らの福祉に関する興味関心を深めましょう。

○授業のなかで、実際に福祉・心理の現場で活躍されている方をゲストスピーカーとして招聘します。教科書だけでは学ぶことの出来ない生きた知識を吸収し、さらに積極的な姿勢で自分の問題意識を高めましょう。

○実習後には、事後指導の一環として、実習事後指導（実習反省会）を実施します。自分が体験したことをまとめて人に伝えることは、さらなる気付きのきっかけとなります。また、後輩の実習意欲を喚起する役割も兼ねていますので頑張って取り組みましょう。

○大学開講科目で学ぶ基礎知識をさらに専門的な知識・技術として習得するために大学が地域貢献として開催するセミナーなどへの参加に努めましょう。

○福祉・心理は人や社会と切り離しては考えられない学問です。常に地域社会の現状に関心を持ち、将来、地域社会と連携して活躍できる専門家を目指して日々の授業や課題に取り組みましょう。

## II 教育課程と履修の方法

## 1. 教育課程（カリキュラム）

## (1) 基本的な考え方

福祉学部福祉心理学科で開講される授業は「教育課程表」（P88～P90）のとおりです。

教育課程（カリキュラム）は、「教養教育科目」と「専門教育科目」に分かれています。そして、科目ごとに、授業の方法（講義・演習・実習）、履修できる学年（1年次～4年次）、科目の種類（必修・選択）、単位数（1単位・2単位・4単位・6単位）が決められています。

これらの科目の中から、どの科目を履修するのかを自分で決めていくのが大学でのシステムです。ただし、履修には幾つかの約束事がありますので、しっかりと理解し、確認してください。

自分で決めた科目（授業）を受けて、学期末の試験（筆記試験・レポート試験等）に合格すると「単位」が認定されます。「単位」については、後で説明しますが、卒業や資格取得への目安になる「数字」と考えてください。

## (2) 履修できる学年

教育課程表の「標準履修年次」に1～4までの数字がありますが、これはその授業を受けることができる標準的な履修年次です。「1」の場合、「1年次に受けることが望ましい授業」、「1・2」の場合、「1年次もしくは2年次に受けることが望ましい授業」ということです。

## (3) 科目の種類

科目には「必修科目」と「選択科目」の2種類があります。卒業までに必ず単位取得しなければならないのが「必修科目」であり、それ以外の科目は「選択科目」となっています。

「必修科目」は福祉心理学科で学ぶ学生が、最低限単位を取得する必要がある科目であり、卒業時にこれらの科目のうちひとつでも単位を取得できていなければ卒業ができません。

「選択科目」は原則として「受けてみたい」という科目を卒業に必要な単位数を満たす範囲で自由に選ぶことができますが、興味ある授業だけを選択するのではなく、「授業計画」を参考にして、幅広い教養を学ぶために様々な分野の科目を選択してください。

また、資格取得のために必要な科目もありますので留意してください。

## (4) 授業の開講期

授業科目は、教育課程表にまとめられています。この中から卒業、社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士の指定科目を取得するために必要な科目と単位数を確認して、履修する授業科目を決めていきます。

## (5) 単位制

学習時間は年間を前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）の2期に分け、1期15週とします。授業科目によっては前後各1期で完結する「半期科目」と、1か年（通年）30週で完結する「通年科目」があります。

① 単位とは学習時間を表したものであって、ある科目について所要の時間数を履修し、その試験に合格したとき、あるいは授業科目担当者がその科目を履修したことを認定した時に単位を取得したことになります。

② 単位の計算方法は「大学設置基準」に基づいて本学学則に定められています。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算します。

- 講義および演習については、15時間から30時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とします。
- 実験・実習および実技については、30時間から45時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とします。
- 授業時間は2時間連続（正味90分）を「時限」としておきますので、各時限を2時間として単位の計算をします。
- 授業時間以外に必要な学修時間の計算方法は、講義2単位の場合90時間の学修量が必要です。1回2時間（90分）で15回の授業では、2時間×15回＝30時間（90時間の1/3）の学修になります。90－30＝60時間は授業外の学修時間（予習・復習）となり、この場合60時間分の予習・復習等の学修が必要となります。



(6) 卒業に必要な単位数

「単位数」は決められただけの数を取っていないと卒業できません。福祉心理学科の「卒業に必要な単位数」は次のとおりです。

卒業に必要な単位数					
教養教育科目	28単位以上	必修	15単位		合計 124単位以上
		選択必修	7単位（情報機器操作Ⅰ履修者は9単位）		
		選択	6単位以上（情報機器操作Ⅰ履修者は4単位）		
専門教育科目	96単位以上	必修	心理系(P系)	8単位	
			福祉系(W系)	10単位	
		選択	78単位以上 (うち、P系科目22単位以上、W系科目20単位以上を含む)		

(7) 科目ごとの授業期間

「教育課程表」の一番右の欄に「通年科目」と「半期科目」があり、各科目ごとに定められています。

「通年科目」とは、1年間を通して授業を開講する科目で、原則として30回の授業です。ただし、後期末試験を行う場合は31回となります。

「半期科目」とは、前期か後期のどちらかに授業を開講する科目で、原則として15回の授業です。ただし、期末試験を行う場合は16回となります。

2. 履修の方法【履修規程】

学則第32条に「学生は毎年度の初めに履修する科目を選定し、履修届を提出して学長の許可を受けるものとする」とあります。

大学では高等学校と違い、自分で履修科目を選び履修届を提出しなければなりません。履修届の記入の方法、提出期日については、オリエンテーションで教務課より説明がありますので、しっかりと聞いてください。提出期限に遅れると履修が出来ません。また、教員や教務課職員が早く出すよう一人一人に指示をしたりはしませんので、全て自分の責任で届出を行うことになります。十分に注意してください。

<単位取得までの一連の手続き>

- ① 必要書類の確認 履修届の用紙、学生便覧等の書類がオリエンテーションの際に配布されます。
- ② 履修科目の選定 卒業必修科目、資格必修科目を確認してください。(不明な点は、必ず教員に確認すること)
- ③ 履修届の提出 指定された日時までに必ず提出してください。
- ④ 履修確認 履修登録にミスがないか確認し、修正の必要があれば教務課に提出します。
- ⑤ 授業の出席 定められた授業時数の3分の2以上を出席しなければなりません。5分の4以上の出席を義務付けている科目もありますので、注意してください。
- ⑥ 期末試験 【試験規程】参照
- ⑦ 成績通知 取得単位数の確認
- ⑧ 単位取得

3. 履修の制限

履修には制限のある場合があります。

- (1) (授業を行う学生数) 学則第29条
- (2) (履修科目の制限) 履修規程第17条

実習に出るには、それぞれの学年で取るべき単位を落とさずにとっておくことが大切です。標準履修年次が1・2年次の科目はその学年で取っておきましょう。1・2年次の科目を落としてしまうと、3・4年次に実習に向けて履修する科目に支障をきたします。

- (3) (履修科目の登録の上限) 履修規程第2条の2

修得しようとする一年間の単位数は、希望資格取得に必要な単位数や一人一人の能力によっても異なってきます。学生が各年次にわたり、授業科目を適切に履修するため、1年間に登録できる履修単位の上限をおおむね50単位としています。オリエンテーション時に履修の上限について説明・指導しますので注意して下さい。

4. 資格の取得

福祉心理学科において指定された単位を取得すると、次の資格が取得できます。

詳しくは、資格取得の方法(P80~85)の説明をよく読んでください。

実習に向けて「相談援助実習」と「精神保健福祉援助実習」では実習計画書を各自作成します。実習の前年度までに「地域ボランティア活動」または、「地域振興活動」を履修してください。

- ①社会福祉士国家試験受験資格
- ②精神保健福祉士国家試験受験資格
- ③社会福祉主事任用資格
- ④認定心理士

Ⅲ 科目履修

1. 授業時間

大学では1回の授業を1コマと数え、授業時間は1コマ90分です。

【福島駅前キャンパス】

1時限目	9:40 ~ 11:10	4時限目	15:20 ~ 16:50
2時限目	11:20 ~ 12:50	5時限目	17:00 ~ 18:30
昼休み	12:50 ~ 13:40	6時限目	17:50 ~ 19:20 (大学院)
3時限目	13:40 ~ 15:10	7時限目	19:30 ~ 21:00 (大学院)

【宮代キャンパス】

1時限目	8:50 ~ 10:20	3時限目	12:50 ~ 14:20
2時限目	10:30 ~ 12:00	4時限目	14:30 ~ 16:00
昼休み	12:00 ~ 12:50	5時限目	16:10 ~ 17:40

## 2. 評価

単位を取得するためには、履修した科目の評価を受けなければなりません。成績評価は、100点を満点とし、60点を合格、59点以下は不合格となります。成績の段階は次の6段階です。成績通知書にはこの評価が記載されます。

A <sup>+</sup>	90点以上	A	80～89点	B	70～79点
C	60～69点	D	50～59点	F	50点未満

### 【本学独自のGPA（グレード・ポイント・アベレージ）】

本学では、厳格な成績評価を実施することとしています。その方法として本学独自のGPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を設けています。

#### (1) 本学のGPA成績評価方法

- ① 授業科目はシラバスにより学習目標、成績評価基準を明示したうえで100点満点で成績評定し、単位取得科目（60点以上）の評価点（素点）に単位数を乗じた点数をその科目のグレード・ポイントとします。
- ② 入学以来の取得単位科目のグレード・ポイントを累計し、累計した総取得単位数の1単位あたりの平均点を算出します。これをGPA（グレード・ポイント・アベレージ）と呼びます。すなわち各科目の評価点に単位数をかけたものの総点を総取得単位数で割ったものです。
- ③ GPAは、次項に詳しく示しますが、進級・卒業・実習科目の履修に利用されます。それ以外にも、各学年の学期末に算出されたGPAが70点に満たない学生については、個別に学科長並びに学生主任、クラスアドバイザー等が学習指導、生活指導を行い、学力の向上の助言を行います。
- ④ C評価（60点～69点）の科目については再履修が認められ、評価点を向上させる機会が与えられます。しかし、その再履修の結果、点数が下がる、もしくは不合格になった場合でも、再履修時の評価が採用されますので注意してください。

#### (2) GPA評価の利用

- ① 進級  
学則第40条の2にあるように、3年次への進級に関して2年次末のGPA評価が利用されており、GPA65点未満もしくは取得単位数60単位未満の場合は3年次への進級を認めないことがあります。
- ② 実習科目の履修制限  
福島学院大学履修規程第17条にあるように、実習科目の履修をするうえで、GPAが70点に達している必要があります。
- ③ 卒業  
心身ともに健康で豊かな「福祉社会」の実現のために、地域社会に貢献できる人材の育成を目的とする本学においては、高い付加価値を身に付けた質の高い卒業生を送り出すために、厳格な卒業認定基準を設定します。  
すなわち、各授業科目の取得単位はそれぞれ60点以上の評価点を得れば認定され、必修科目を含むその累計単位数が124単位（教養教育科目28単位、専門教育科目96単位）以上であれば卒業認定要件を満たすことができます。  
本学ではさらに、学則第49条第1項2にあるように卒業年次末のGPAが70点以上であることを卒業要件として、学生の質の確保を図ることとします。
- ④ 卒業年次で留年した場合  
卒業要件が満たせず卒業年次で留年した場合は、下記のような学費免除もしくは軽減措置をとります。

- ア. 再履修科目が20単位以内であり、GPAが68点以上の場合については、留年後1年以内に限り授業料および教育充実費を免除します。
- イ. ア.に定める履修の期間を超えて留年となった場合は、所定の学費を適用します。ただし、卒業に必須の科目が10単位以内でGPAが70点以上の場合は科目履習生の学費を適用します。

## 3. 試験【履修規程】【試験規程】

学習成績の判定の方法は中間試験、期末試験、レポート、調査、作品、実技、出席状況、口頭試問等、担当の教員の定めた方法で行われます。試験には、他に追試験、再試験があります。

試験日程については、教務課の掲示板に掲示されます。学生に配布されたりすることはありませんので注意してください。

#### (1) 試験の種類

- ① 定期試験（中間試験、期末試験等）  
授業期間の途中や、前期末・後期末に実施される試験です。
- ② 追試験  
履修規程第11条による事由により定期試験に出席できなかった場合は、速やかに教務課に連絡し、その事由を証明する書類を添付して、追試験願を事前もしくは事後1週間以内に提出すれば追試験を受けることができます。  
ただし、本人の不注意だった場合には、満点は80点とし1科目につき追試験料1万円がかかります。（年度内3科目以内）
- ③ 再試験【履修規程第12条】参照  
卒業学年に在籍し、履修規程第13条に定める再履修を行う場合、卒業年度内の再履修が困難で、卒業もしくは国家試験受験資格、認定資格等取得に必須の科目が2科目以内である場合は、再試験願を教務課に提出して、試験等の再試験を受けることができます。再試験料は1科目1万円です。

#### (2) 試験の方法【試験規程】参照

- ① 筆記試験  
筆記試験は通常90分です。  
試験開始から20分以上の遅刻は認められません。20分経過すると退出が認められません。  
科目によって、教科書やノートを持ち込んでよいという指示がある場合もあります。試験日程とともに持ち込みの可否も掲示されていますので、よく確認してください。
- ② レポート  
レポート用紙や形式は、担当教員からの指示に従い、指定期限内に指示された場所に提出します。
- ③ その他の方法  
調査、作品、実技、口頭試問等、試験方法はさまざまです。

## 4. 科目「文章演習」

2年次の文章演習は指定者必修科目です。1年次に履修する国語表現の成績がC評価以下だった者は必ず履修して下さい。この単位は、教養教育科目の選択の単位に含みます。

## 5. 科目「情報機器操作」

情報機器操作はⅠ～Ⅱまであり、入学時の能力検定により履修レベルを決定します。

科目名	レベル	開講年次	単 位
情報機器操作Ⅰ	初級レベル	1年	2単位
情報機器操作Ⅱ	中級レベル	1・2年	2単位

入学時の能力検定により履修レベルを決定します。2単位以上を必修としますが、初級レベルの情報操作機器Ⅰの履修者は、中級レベルの情報操作機器Ⅱまで計4単位以上を必修とします。

- 1年次に初級レベルである「情報機器操作Ⅰ」を指定された人  
「情報機器操作Ⅰ」を履修して2単位を取得した後、「情報機器操作Ⅱ」も履修して2単位を取得してください。  
この4単位は教養教育科目の選択必修科目の単位に入ります。
- 1年次に中級レベルの「情報機器操作Ⅱ」を指定された人  
「情報機器操作Ⅱ」の2単位を取得してください。

## Ⅳ 資格取得の方法

## 1. 社会福祉士

## (1) 社会福祉士とは

社会福祉士とは、昭和62年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格であり、平成19年12月「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」の改正により、「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正されました。社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割、②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割、③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割、これらを適切に果たしていくことが求められています。

この社会福祉士の資格を取得するためには「国家試験」を受験しなければなりません。受験資格を得るには法律でいくつかの規定がありますが、本学はそのうち「指定科目を修めて卒業した者」の養成課程となっています。つまり、「大学で指定科目の中から条件を満たすように単位を取得した場合に国家試験が受験できる」ということです。

## (2) 指定科目

社会福祉士法では「指定科目」として22科目を規定していますが、本学の開講科目は26科目履修する必要があります。

「◎」のついた2科目は本学では「必修科目」ですので、必ず履修しなければなりません。

「○」のついた19科目は本学では「選択科目」となっていますが、国家試験受験のための「指定科目」となっていますので必ず履修しなければなりません。

「A1」のついた3科目については、法令では「3科目のうち1科目を履修すること」となっていますので、「A1」のついた3科目の中から1科目以上を必ず履修しなければなりません。しかし、国家試験ではこれらの3科目全てについて試験科目として出題されますので、3科目全てを履修することが望まれます。

「A2」のついた科目について、法令では「3科目のうち1科目を履修する」となっていますので、「A2」のついた3科目の中から1科目以上を必ず履修しなければなりません。しかし国家試験ではこれらの3科目全てについて試験科目として出題されますので、3科目全てを履修することが望まれます。

本学開講科目一覧は次の通りです。

社会福祉士 指定科目表

法令指定科目	本学開講科目	分類	年次	単位
人体の構造と機能及び疾病	医学一般	A 1	1・2	4
心理学理論と心理的支援	心理学	◎A 1	1	4
社会理論と社会システム	社会学	A 1	3・4	2
現代社会と福祉	社会福祉原論	◎	2	4
社会調査の基礎	社会調査法	○	3	2
相談援助の基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職	○	2	4
相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅰ	○	3	4
	社会福祉援助技術論Ⅱ	○	4	4
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	○	3・4	2
	コミュニティーソーシャルワーク	○	3・4	2
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	○	3・4	2
福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営管理	○	3・4	2
社会保障	社会保障	○	2	4
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者に対する支援と介護保険制度	○	1・2	4
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	2	2
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉	○	2	4
低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者に対する支援と生活保護制度	○	3・4	2
保健医療サービス	保健医療サービス	○	3・4	2
就労支援サービス	就労支援	A 2	3・4	1
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	A 2	3・4	2
更生保護制度	更生保護制度	A 2	3・4	1
相談援助演習	相談援助演習Ⅰ	○	2	1
	相談援助演習Ⅱ	○	3	2
	相談援助演習Ⅲ	○	4	2
相談援助実習指導	相談援助実習指導	○	3・4	3
相談援助実習	相談援助実習	○	3・4	4

(3) 科目「相談援助実習指導」「相談援助実習」

①科目の内容

「相談援助実習」は、社会福祉士の受験資格のため「180時間以上」の配属実習を学外（集中）で行うものです。これまで学んできた社会福祉援助に関する倫理、専門知識や専門技術について自らの体験を通じて主体的に学び、社会福祉専門職として基本的な態度を学びます。

「相談援助実習指導」では、年間45コマ（前期30コマ、後期15コマ）の授業を開講し、前期（実習事前学習）は、実習の意義と目的を学び、実習施設の理解を深めるとともに、実習に向けての「実習計画書」の作成を行います。後期（実習事後学習）は、「実習日誌」「実習全体のまとめ」から実習を振り返り、実習報告書の作成と実習反省会での発表を行います。

②履修制限

a. 福島学院大学履修規程第16条のとおり、「相談援助実習」は、履修する前の年度末の

時点でGPA70点以上でなければ履修することはできません。

b. 「相談援助実習」を履修する前までに履修する必要のある科目が不合格となり、学科会議で不適格とされた者は実習科目を履修することができないことがあります。  
※3年次に「相談援助実習」の履修を希望する者が、2年次末までに単位を取得する必要のある科目は次の9科目です。

- ①「医学一般」 ②「心理学」 ③「社会福祉原論」 ④「相談援助の基盤と専門職」
- ⑤「社会保障」 ⑥「高齢者に対する支援と介護保険制度」
- ⑦「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」 ⑧「児童・家庭福祉」
- ⑨「相談援助演習Ⅰ」

※4年次に「相談援助実習」の履修を希望する者が、3年次末までに単位を取得する必要のある科目は上記9科目を含む、次の3科目です。

- ①「社会福祉援助技術論Ⅰ」 ②「社会調査法」 ③「相談援助演習Ⅱ」

c. 履修制限の解除

履修規程第17条のとおり、第17条第1項によって履修制限を受けていた者が、その後の学期末の時点で、次のいずれかに該当する場合には、次の学期以降に「相談援助実習」の履修制限が解除されます。

- 1. GPA70点以上になったとき
- 2. 当該実習科目履修前に履修する必要のある科目の単位が合格となり、学科会議の結果、適格と判定されたとき

③「地域ボランティア活動」および「地域振興活動」の履修について

実習事前準備のため、実習履修の前年度末までに、「地域ボランティア活動」および「地域振興活動」のいずれか1科目を履修してください。

2. 精神保健福祉士

(1) 精神保健福祉士とは

平成9年（1997年）に制定された「精神保健福祉士法」に基づく国家資格です。精神保健福祉士法が改正され、平成24年4月から新カリキュラムが施行されています。

精神保健福祉士の仕事の内容は、精神障がい者の退院促進を支援し、精神障がい者が地域でその人らしく生きるための生活課題に取り組み地域生活の維持・継続ができるよう相談援助を行う仕事です。また、国民の心の健康と心にやさしい環境づくりにも取り組みます。

この精神保健福祉士の資格を取得するためには「国家試験」を受験しなければなりません。受験資格を得るためには法律でいくつかの規定がありますが、本学はそのうち「指定科目を修めて卒業した者」の養成課程となっています。つまり、「大学で指定科目の中から条件を満たすように単位を取得した場合に国家試験が受験できる」ということです。

(2) 指定科目

精神保健福祉士法では「指定科目」として22科目を規定していますが、本学の開講科目は24科目履修する必要があります。

「◎」のついた3科目は本学では「必修科目」ですので、必ず履修しなければなりません。

「○」のついた19科目は本学では「選択科目」となっていますが、国家試験受験のための「指定科目」となっていますので必ず履修しなければなりません。

「A 1」のついた3科目については、法令では「3科目のうち1科目を履修すること」となっていますので、「A 1」のついた3科目の中から1科目以上を必ず履修しなければなりません。しかし、国家試験ではこれらの3科目全てについて試験科目として出題されますので、3科目全てを履修することが望まれます。

本学開講科目一覧は次の通りです。

精神保健福祉士 指定科目表

指定科目等の名称	開講科目の名称	分類	年次	単位
人体の構造と機能及び疾病	医学一般	A 1	1・2	4
心理学理論と心理的支援	心理学	◎A 1	1	4
社会理論と社会システム	社会学	A 1	3・4	2
現代社会と福祉	社会福祉原論	◎	2	4
地域福祉の理論と方法	地域福祉論	○	3・4	2
	コミュニティーソーシャルワーク	○	3・4	2
社会保障	社会保障	○	2	4
低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者に対する支援と生活保護制度	○	3・4	2
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	○	3・4	2
保健医療サービス	保健医療サービス	○	3・4	2
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	○	3・4	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	2	2
精神疾患とその治療	精神医学	◎	1・2	4
精神保健の課題と支援	精神保健学	○	1・2	4
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	○	2	2
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	○	2	2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	○	3・4	4
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	○	3・4	4
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉に関する制度とサービス	○	2	4
精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活支援システム	○	2	2
精神保健福祉援助演習(基礎)	精神保健福祉援助演習(基礎)	○	2	1
精神保健福祉援助演習(専門)	精神保健福祉援助演習(専門)	○	3	2
精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習指導	○	4	3
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習	○	4	5

(3) 科目「精神保健福祉援助実習指導」「精神保健福祉援助実習」

①科目の内容

「精神保健福祉援助実習指導」では、年間45コマの授業があります。前期の実習事前指導30コマは、当事者への相談業務やリハビリテーション活動について必要な資質・能力・技術などの専門的援助技術を学ぶとともに、専門職としての自覚に基づいた行動ができるよう学習を行います。後期の実習事後指導15コマは、実習の振り返りを個別やグループで行い、実習事後指導（実習反省会）で発表し、それらを報告書にまとめます。この授業は4/5以上の出席を必要とします。

「精神保健福祉援助実習」（210時間、27日以上）では、①90時間以上の医療保健福祉関係機関での実習が法律上必修になっています。②また医療機関の他に必ず福祉サービス事業施設等での現場実習を行う必要があります。現場実習を通して精神保健福祉士の役割と業務の理解や関連分野の専門職種との連携のあり方を学びます。

②履修制限

- a. 福島学院大学履修規程第16条のとおり「精神保健福祉援助実習」は、履修する前の年度末の時点でGPA70点以上でなければ履修することはできません。
- b. 「精神保健福祉援助実習」を履修する前までに履修する必要のある科目の単位が不合格となり、学科会議で不適格とされた者は実習科目を履修することができないことがあります。  
 ※3年次末（実習を履修する前年度末）までに単位取得する必要のある科目は次の12科目です。  
 ①「医学一般」 ②「心理学」 ③「社会福祉原論」 ④「社会保障」 ⑤「精神医学」 ⑥「精神保健学」 ⑦「精神保健福祉に関する制度とサービス」 ⑧「精神障害者の生活支援システム」 ⑨「精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）」 ⑩「精神保健福祉相談援助の基盤（専門）」 ⑪「精神保健福祉援助演習（基礎）」 ⑫「精神保健福祉援助演習（専門）」
- c. 履修制限の解除  
 履修規程第17条のとおり、第17条第1項によって履修制限を受けていた者が、その後の学期末の時点で、次のいずれかに該当する場合には、次の学期以降に「精神保健福祉援助実習」の履修制限が解除されます。  
 1. GPAが70点以上になったとき  
 2. 当該実習科目履修前に履修する必要のある科目の単位が合格となり、学科会議の結果、適格と判定されたとき
- ③「地域ボランティア活動」および「地域振興活動」の履修について  
 実習事前準備のため、実習履修の前年度末までに、「地域ボランティア活動」および「地域振興活動」のいずれか1科目を履修してください。

3. 社会福祉主事任用資格

(1) 社会福祉主事とは

「社会福祉主事」とは社会福祉法第19条に認定されている資格です。社会福祉主事は福祉事務所で働く時に必要な資格であり、福祉事務所で「現業員」という仕事に就いたときに「社会福祉主事」と名乗れるというもので、このような資格を「任用資格」と呼んでいます。

つまり卒業して地方公務員試験を受けて地方自治体職員に採用され、福祉事務所に所属になったときに初めて名乗れる資格といえます。

しかし一般的に社会福祉の領域では、「社会福祉に関する業務を行うのに、最低限必要な資格」と位置づけられています。卒業後に社会福祉施設などで働く者にとって、最低限必要な資格といえるでしょう。

(2) 指定科目

社会福祉法では指定科目を34科目規定しており、「指定科目を3科目以上履修した者」は、その単位が認定されれば、卒業と同時に「社会福祉主事任用資格」が与えられます。

本学では必修科目である「社会福祉原論」「心理学」「精神医学」が指定科目ですので、卒業と同時に「社会福祉主事任用資格」を有することになります。

※「社会福祉主事任用資格」は大学で付与する資格ではありません。資格を有することについては、本学の卒業証明書と成績証明書の2点をもって証明できます。

4. 認定心理士

(1) 認定心理士とは

認定心理士（日本心理学会認定心理士）とは、心理学の専門家として仕事をするために

必要な、「最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」と日本心理学会が認定した者のことです。

つまり、学会が認定している「認定資格」と呼ばれるもので、国家資格ではありません。心理学を専門に学ぶ者が、心理学専攻者としてのアイデンティティを持ち、専門性を向上していくために作られた制度です。

認定心理士の資格を取得するためには、定められた指定科目を履修し、必要単位を修得して、卒業（または卒業見込み）しなければなりません。この条件を満たして初めて、資格認定の申請を行うことができます。

申請後、資格認定委員会の審査を経て認められた場合、「認定心理士」の資格を取得することが出来ます。

(2) 指定科目

認定心理士の資格を取得するには、日本心理学会が定める「指定科目」を履修し、36単位以上修得することが必要です。「指定科目」は基礎科目と選択科目に分かれています。

基礎科目はさらにA・B・Cの3領域に分かれ、AとBはそれぞれ4単位以上、Cは3単位以上、合わせて12単位以上修得する必要があります。

また選択科目はDからHまでの5領域に分かれています。そのうち3領域以上から各3単位以上修得し、合わせて16単位以上修得しなければなりません。その他、残りの8単位はA～Hの領域にある残りの科目から任意に選択して履修することとなります。

これらの「指定科目」を本学のカリキュラムにあてはめたのが次の表です。「認定心理士」の資格を取得したい学生は、この表を参考に履修科目を決めてください。

認定心理士 指定科目表

	領域	本学授業科目	単位	標準履修年次	履修方法
基礎科目	A	心理学	4	1	I 基礎科目 AとBが4単位以上、Cは3単位以上、合わせて12単位以上修得すること。
	B	心理学研究法	2	3・4	
		心理統計学	2	3・4	
	C	心理学実験	2	3・4	
		心理診断法実習	2	3・4	
選択科目	D	認知心理学	4	3・4	II 選択科目 D～Hまでの5領域のうち3領域以上、合わせて16単位以上修得すること。
	E	(該当科目なし)			
	F	発達心理学	4	1	
		子どもの心理	2	2	
		青年の心理	2	3・4	
	G	臨床心理学	4	2	
		カウンセリング概論	4	2	
		人格心理学	4	3・4	
	H	カウンセリング演習	2	3・4	
		社会心理学	4	3・4	
		職場の心理	2	3・4	

※基礎科目と選択科目の合計単位数が36単位以上になること。

※その他、A～H領域の中から8単位以上の科目履修が必要となります。

## V 地域社会に学ぶ体験教育

### 1. 地域社会に貢献する人材の育成

「地域ボランティア活動」「地域振興活動」を開講し、地域社会に貢献できる人材を育成します。

- (1) 「地域ボランティア活動」では、学生の興味関心に基づいたボランティア活動を行い、福祉の専門職として地域に関わる視点を構築します。
- (2) 「地域振興活動」では県内・市内において実施される各種の地域イベントに参加し、参加者および地域振興の担い手としての役割を体験的に実習します。

### 2. キャリア支援室の講座で「就活力」を養う

福島駅前キャンパス『キャリア支援室』では、学生のために独自の就業力向上プログラムとして、「ビデオ活用による面接指導」「公務員試験対策」「職場見学会」を実施しています。

## VI その他

### 1. クラスセミナー

「クラスセミナー」とは、重要な連絡事項、履修指導、学習指導、資格説明等のオリエンテーション、就職対策セミナー、特別講演会などに使われる時間です。基本的に全ての連絡事項は、掲示によって行われますが、特に説明を必要とするような重要な事項等はこの時間に行われます。また、学科学友会を中心に行われる行事や、検討事項の協議等も行います。必ず出席してください。

### 2. 表彰制度

本学では、本学独自のGPA制度の導入により卒業生のレベル向上を図ると同時に優秀な成績を修めた学生には「学長表彰」を行い、学生全体の学習意欲の向上につなげます。

「学長表彰」は、年次毎に前年度に履修し取得した授業科目のGPAおよび学外実習の成績や学外活動等を参考とし、卒業時に原則として88点以上の学生を授与対象とします。（【学長賞授与規程】参照）

なお、成績優秀者には、学長賞以外にも学部長賞、学科長顕賞が授与されます。（【学部長賞授与規程】【福祉心理学科長顕賞規程】参照）

■ 福祉学部福祉心理学科カリキュラムツリー [2017年度入学生用]

福祉学部福祉心理学科の教育目標		社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の心の痛みを抱える人々に積極的な援助活動を行うことがで		分野において将来の専門職として必要な教育を行うとともに、他者の心の痛みに共感でき、きる人材を育成する(学則第6条の3第1項第1号)				
項目	[1] 社会福祉士、精神保健福祉士受験資格、認定心理士申請資格の取得			[2] 対人援助職として望まれる資質として、授業計画に示す授業の概要と対応項目(A~L)を修得		[3] 学外実習とその事前・事後指導を通して、社会福祉士、精神保健福祉士としての技術を修得		
科目名	専門教育科目				教養教育科目		専門教育科目(実習)	
	社会福祉士国家試験受験資格	精神保健福祉士国家試験受験資格	認定心理士申請資格	本学独自の科目	※上記資質には(授業計画で示す対応項目)知識、論理的思考力、文章表現能力、まごころ、思いやりの発現力等を授業の到達目標としている		事前・事後指導	実習
4年	専門科目	共通科目	専門科目					
	社会福祉援助技術論Ⅱ 相談援助演習Ⅲ			心理学研究法 心理統計学 心理学実験 心理診断実習 心理学実験実習	特別研究Ⅱ 医療福祉論		相談援助実習指導 精神保健福祉援助実習指導	相談援助実習 精神保健福祉援助実習
3年	専門科目	共通科目	専門科目					
	社会福祉運営管理 就労支援 更生保護制度 社会調査法 社会福祉援助技術論Ⅰ 相談援助演習Ⅱ	社会学 地域福祉論 コミュニティーソーシャルワーク 福祉行財政と福祉計画 低所得者に対する支援と生活保護制度 保健医療サービス 権利擁護と成年後見制度	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ 精神保健福祉援助演習(専門)	認知心理学 青年の心理 人格心理学 障害児・者への心理援助 カウンセリング演習 社会心理学 職場の心理	福祉心理学 特別研究Ⅰ 癒しと心 福祉住環境演習	生活教養Ⅱ 法学 社会学(社福、精神共通科目再掲)	相談援助実習指導 (精神保健福祉士希望学生)	相談援助実習 (精神保健福祉士希望学生)
2年	専門科目	共通科目	専門科目					
	相談援助の基盤と専門職 児童・家庭福祉 相談援助演習Ⅰ	社会福祉原論 社会保障 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎) 精神保健福祉相談援助の基盤(専門) 精神保健福祉に関する制度とサービス 精神障害者の生活支援システム 精神保健福祉援助演習(基礎)	子どもの心理 臨床心理学 カウンセリング概論	福祉キャリア研究 老いの心理 犯罪行動と心理演習 母子保健Ⅱ 心理療法	英会話Ⅱ 中国語会話Ⅱ 体育実技Ⅱ 文章演習 社会福祉原論(社福、精神共通科目再掲)		
1年	専門科目	共通科目	専門科目					
	高齢者に対する支援と介護保険制度	医学一般 心理学	精神医学 精神保健学	心理学 (社福・精神共通科目再掲) 発達心理学	国際理解演習 コミュニケーション演習 犯罪行動と心理 母子保健Ⅰ 育児ストレス	本学の教育 心理学(社福、精神共通科目再掲) 国語表現 地域振興活動 地域ボランティア活動 生活教養 国際理解論	音楽演習 美術演習 英会話Ⅰ 中国語会話Ⅰ 体育実技Ⅰ 情報機器操作Ⅰ・Ⅱ 女性と保健 食生活と健康	

平成29年度 福祉学部福祉心理学科 教育課程表

授業科目	科目区分	授業の方法	標準履修年次	科目の種類		社会福祉士 指定科目	精神保健福祉士 指定科目	認定心理士 指定科目	授業期間		実習時間数 (日数)	回数	評価	備考
				必修	選択				通年	半期				
				必修	選択				指定科目	指定科目				
教育学 本学の教育		講義	1	2							15			
英語表現		講義	1	4							30			
文章演習		演習	2	1							15			指定者必修
情報機器操作I		演習	1	2	2						30			備考A
情報機器操作II		演習	1・2	2	2						30			
生活教養		講義	1	2							15			
生活教養II		講義	3・4	2							15			
地域ボランティア活動		実習	1・2 3・4	1					時間割外	45時間				認定
地域振興活動		実習	1・2 3・4	1					時間割外	45時間				認定
音楽演習		演習	1・2	2							30			
美術演習		演習	1・2	2							30			
心理学		講義	1	4	A	A	基礎A				30			
法学		講義	3・4	2							15			
社会学		講義	3・4	2	A1	A1					15			
女性と保健		講義	1・2	2							15			
食生活と健康		講義	1・2	2							15			
英会話I		演習	1・2	2							30			
英会話II		演習	2	2							30			
中国語会話I		演習	1・2	2							30			
中国語会話II		演習	2	2							30			
国際理解論		講義	1	2							15			
国際理解演習		演習	1・2 3・4	2					集中(時間割外)					認定
体育実技I		実習	1・2	1							23			
体育実技II		実習	2	1							23			
福祉心理学	P	講義	3	4							30			
発達心理学	P	講義	1	4				選択F			30			
臨床心理学	P	講義	2	4				選択G			30			
社会福祉原論	W	講義	2	4	◎	◎					30			
福祉キャリア研究	W	演習	2	2							15			認定
コミュニケーション演習	P	演習	1・2	4							30			
社会的養護	W	講義	1	2							15			
医学一般	W	講義	1・2	4	A1	A1					30			
精神医学	W	講義	1・2	4		◎					30			
心理学研究法	P	演習	3・4	2				基礎B			30			
人格心理学	P	講義	3・4	4				選択G			30			
認知心理学	P	講義	3・4	4				選択D			30			
子どもの心理	P	講義	2	2				選択F			15			
青年の心理	P	講義	3・4	2				選択F			15			
老いの心理	P	講義	2	2							15			
職場の心理	P	講義	3・4	2				選択H			15			
心理診断法実習	P	実習	3・4	2				基礎C			30			
心理統計学	P	講義	3・4	2				基礎B			15			

授業科目	科目区分	授業の方法	標準履修年次	科目の種類		社会福祉士 指定科目	精神保健福祉士 指定科目	認定心理士 指定科目	授業期間		実習時間数 (日数)	回数	評価	備考
				必修	選択				通年	半期				
				必修	選択				指定科目	指定科目				
心理関連科目 (P系科目)	カウンセリング概論	P	講義	2	4			選択G			30			
	カウンセリング演習	P	演習	3・4	2			選択G			30			
	心理学実験	P	実習	3・4	2			基礎C		60時間	30			
	社会心理学	P	講義	3・4	4			選択H			30			
	障害児・者への心理援助	P	演習	3・4	2						15			
	犯罪行動と心理	P	講義	1	2						15			
	犯罪行動と心理演習	P	演習	2	2						30			
	癒しと心	P	講義	3・4	2						15			
	育児ストレス	P	講義	1・2	2						15			
	心理療法	P	講義	2	2						15			
専門教育科目 (必修18単位含む96単位以上履修)	医療福祉論	W	講義	3・4	2						15			
	社会調査法	W	講義	3	2	◎					15			
	相談援助の基礎と専門職	W	講義	2	4	◎					30			
	社会福祉援助技術論I	W	講義	3	4	◎					30			
	社会福祉援助技術論II	W	講義	4	4	◎					30			
	地域福祉論	W	講義	3・4	2	◎	◎				15			
	コミュニティソーシャルワーク	W	講義	3・4	2	◎	◎				15			
	福祉行財政と福祉計画	W	講義	3・4	2	◎	◎				15			
	社会福祉運営管理	W	講義	3・4	2	◎					15			
	社会保障	W	講義	2	4	◎	◎				30			
	高齢者に対する支援と介護保険制度	W	講義	1・2	4	◎					30			
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	W	講義	2	2	◎	◎				15			
	児童・家庭福祉	W	講義	2	4	◎					30			
	低所得者に対する支援と生活保護制度	W	講義	3・4	2	◎	◎				15			
	保健医療サービス	W	講義	3・4	2	◎	◎				15			
	就労支援	W	講義	3・4	1	A2				8コマ	8			
	権利擁護と成年後見制度	W	講義	3・4	2	A2	◎				15			
	更生保護制度	W	講義	3・4	1	A2				8コマ	8			
	相談援助演習I	W	演習	2	1	◎					15			
	相談援助演習II	W	演習	3	2	◎					30			
相談援助演習III	W	演習	4	2	◎					30				
相談援助実習指導	W	演習	3・4	3	◎					45				
相談援助実習	W	実習	3・4	4	◎				時間割外	180時間以上				
精神保健学	W	講義	1・2	4		◎				30				
精神保健福祉に関する制度とサービス	W	講義	2	4		◎				30				
精神障害者の生活支援システム	W	講義	2	2		◎				15				



授業科目	科目区分	授業の方法	標準履修年次	科目の種類		社会福祉士 指定科目	精神保健福祉士 指定科目	認定心理士 指定科目	授業期間		実習時間数 (日数)	回数	評価	備考	
				必修	選択				通年	半期					
専門教育科目(必修18単位含め96単位以上履修)	社会福祉関連科目(W系科目)	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	W 講義	2	2		◎			○		15			
		精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	W 講義	2	2		◎			○		15			
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	W 講義	3・4	4		◎			○		30			
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	W 講義	3・4	4		◎			○		30			
		精神保健福祉援助演習(基礎)	W 演習	2	1		◎			○		15			
		精神保健福祉援助演習(専門)	W 演習	3	2		◎			○		30			
		精神保健福祉援助実習指導	W 演習	4	3		◎			○		45			
		精神保健福祉援助実習	W 実習	4	5		◎			時間割外	210時間以上				
		母子保健Ⅰ	- 講義	1・2	2						○		15		
		母子保健Ⅱ	- 講義	1・2	2						○		15		
		福祉住環境演習	W 演習	3・4	2					○		30			
		関連科目	特別研究Ⅰ	- 演習	3・4	2					○		30		
特別研究Ⅱ	- 演習		4	2					○		30				

卒業に必要な単位数

教養教育科目	28単位以上	必修	15単位		合計 124単位以上
		選択必修	7単位 (情報機器操作Ⅰ履修者は9単位)		
		選択	6単位以上 (情報機器操作Ⅰ履修者は4単位)		
専門教育科目	96単位以上	必修	心理系(P系)	8単位	
			福祉系(W系)	10単位	
		選択	78単位以上 (うち、P系科目22単位以上、W系科目20単位以上を含む。)		

- ① 「科目区分」欄の「P」は心理系科目、「W」は福祉系科目です。
- ② 「授業期間」欄の「集中」は集中講義の意味です。
- ③ 備考欄の「備考A」について、入学時の能力検査により履修レベルを決定します。2単位以上を必修としていますが、初級レベルⅠの履修者は、中級レベルⅡまで計4単位以上を必修とします。
- ④ 評価欄における「認定」の意味は、合・否判定をもって成績とするものであり、評点は付かないのでGPAには反映されません。
- ⑤ 「精神保健福祉士」「社会福祉士」欄の「◎」は必修科目ですので、必ず履修しなければなりません。「A1」と「A」(Aは本学では必修科目です)のついた3科目の中から

ら1科目以上、「A2」のついた3科目の中から1科目以上履修しなければなりません。しかし、国家試験ではこれら3科目全てについて試験が実施されますので、3科目全て履修することが望まれます。

- ⑥ 「認定心理士」指定科目欄の基礎A~C、選択D~Hは、資格取得のために定められた科目の領域を表しています。

上記の⑤~⑥についての詳細は、キャンパスライフの各資格の取得に関する説明を参照してください。



## 福祉学部 こども学科

I. 福祉学部こども学科の教育	92
II. 教育課程と履修の方法	93
III. 科目履修	96
IV. 免許状・資格取得の方法	100
V. 実習（認定こども園基本実習・幼稚園教育実習・ 保育実習・学童保育実習）	105
VI. その他	110

# I 福祉学部こども学科の教育

## 1. 入学者受入れ、教育課程の編成及び学位授与の方針

### (1) 入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）

こども学科は、教育・福祉両面にわたる発達支援、子育て支援を担う専門職の育成を目指しています。乳児期を中心とした保育および幼児期の教育・研究を行い、将来的に保育教諭、幼稚園教諭ならびに保育士として指導的役割を担おうとする意欲ある学生を求めています。

こども学科を希望されるみなさんには、入学に向けて、人間関係構築の基本であり、コミュニケーション能力の基礎となる国語力を中心に、基礎的学力の向上に努力すること、また、音楽・美術などの幅広い表現力を身につけることを希望します。

### (2) 教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）

本学の教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成しています。また、教養教育科目と専門教育科目を通じて専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう科目を設定しています。

さらに、こども学科については、幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者のために教育職員免許法および同法施行規則に規定する科目を置き、保育士の資格を取得しようとする者のために、児童福祉法および同法施行規則に規定する科目を置き、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を設置しています。

### (3) 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

こども学科は「学位授与の方針」を学則に定める「卒業認定および学位授与の要件」並びに「学位の授与」に基づき以下の通り定めています。

#### 《卒業認定および学位授与の要件》

学長は、次の要件の全てを満たす学生について、教授会の議を経て卒業を認定する。

1. 本学に4年以上在学した者。ただし、第23条第1項および第23条の2の規定により編入学・転入学・再入学を許可された者については第23条第2項により定められた年数以上在学した者とする。
2. 所定の授業科目について必修単位を含め、次の単位修得した者。  
なお、この単位には第36条から第38条の規定に基づく履修による修得単位を含むことができるものとする。  
ただし、第24条第3項から第6項に定める免許・資格を取得する場合は、第41条により定める履修規程、および履修細則に規定する単位を修得しなければならない。

こども学科	教養教育科目	専門教育科目	合計
	28単位以上	96単位以上	124単位以上

3. 第39条の2第2項に定める成績認定平均点70点以上を取得した者
4. 第6条の3に定める教育目的と人材育成の目的に適い、かつ学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると学科会議で判定された者
5. 所定の学費を納入した者（福島学院大学学則第49条）

## 2. 学生の努力目標

福祉学部こども学科は、教育・福祉両面にわたる発達支援、子育て支援を担う人材育成を目指し、多様な保育ニーズに対応できる教養と専門的な知識・技術を持った人材を養成することを目的とし将来的に幼稚園教諭、保育士、さらには保育教諭としての活躍を期待しています。

幼児教育・保育に関わる知識は、次世代を育む社会の一員として皆さんに等しく求められていくもので、免許・資格の取得そのものを卒業時の必須要件とはしていませんが、学生のみなさんには本学科における学びの証として、卒業と同時に幼稚園教諭一種免許状と保育士資格を取得できるよう努力してください。

## 3. 保育者に求められるもの

多様な保育ニーズに対応できる教養と専門的な知識・技術を持った保育者になるために次の点が求められますので、よく理解して努力しましょう。

- (1) 保育者は子どもを愛する強い信念が必要です。本学の学是「真心こそすべてのすべて」に基づいた誠実さや思いやりを持つようにしましょう。
- (2) 子どもに接する保育者にとって、明るく、豊かな人間性は必要不可欠です。子どもの心にそって物事を考え対応できるようにしましょう。
- (3) 世の中の新しい動きにも関心を持ち、幅広い知識を身につけ保育やその周辺領域の理解を深めるため、日ごろから新聞などに親しみましょう。
- (4) コミュニケーション能力の優れた保育者を目指しましょう。保育者は子どもの思いを大切にしながら、同僚や保護者とも良好な関係作りが必要です。
- (5) 子ども自身の事柄ばかりでなく、保護者の要望や地域社会の要請など、現場では様々な問題や課題が生じます。どのような場面でもゆとりを持って対応できる強くてしなやかな「心」を持った保育者を目指しましょう。
- (6) 保育現場は日進月歩でマンネリ化は許されません。常に探究心を持ち、授業などで疑問に思ったことは積極的に質問したり調べたりしましょう。
- (7) 自分の人間力を向上させるため進学も視野に入れましょう。

#### ※「保育者」

保育者（ほいくしゃ）とは、乳幼児、児童の教育・保育に直接かかわっている、保育士、幼稚園教諭・保育教諭の総称として理解され、それぞれを示す言葉ではありません。

# II 教育課程と履修の方法

## 1. 教育課程（カリキュラム）

### (1) 基本的な考え方

開講される授業は「教育課程表」（P114～P117）のとおりです。

教育課程（カリキュラム）は、「教養教育科目」と「専門教育科目」に分かれています。そして科目ごとに、授業の方法（講義・演習・実習）、履修できる学年、科目の種類（必修・選択）、単位数が決められています。

これらの科目の中から、どの科目を履修するのかを自分で決めていくのが大学でのシス

テムです。ただし、履修にはいくつかの約束事がありますので、しっかりと理解し、確認してください。

自分で決めた科目（授業）を受講して、学期末の試験（筆記試験・レポート試験等）に合格すると「単位」が認定されます。「単位」については、下記に取りあげていますが、卒業や資格取得への目安になる「数」を示します。

### (2) 履修方法

4年間で学ぶ全ての授業科目は、教育課程にまとめられています。この中から卒業、および幼稚園教諭一種免許状、保育士資格を取得するために必要な科目と単位数を確認して、履修する科目を決めていきます。

### (3) 科目の種類

科目には「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」に大別されます。

卒業までに必ず取得しなければならないのが「必修科目」であり、どちらかを選択して必ず取得しなければならないのが「選択必修科目」です。それ以外の科目が「選択科目」となっています。

「必修科目」および「選択必修科目」は皆さんが、取得する必要がある科目であり、この科目が卒業時まで一つでも取得できていなければ、卒業することができません。

### (4) 授業の開講期

授業科目は、教育課程表にまとめられています。この中から卒業、幼稚園教諭一種免許状、保育士の指定科目を取得するために必要な科目と単位数を確認して、履修する授業科目を決めていきます。

### (5) 単位制

学修期間は年間を前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）の2期に分け、1期15週とします。授業科目によっては前後各1期で完結する「半期科目」と、1か年（通年）30週で完結する「通年科目」があります。

- ① 単位とは学修時間を表したものであって、ある科目について所要の時間数を履修し、その試験に合格したとき、あるいは授業科目担当者がその科目を履修したことを認定した時に単位を取得したことになります。
- ② 単位の計算方法は「大学設置基準」に基づいて本学学則に定められています。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算します。

- 講義および演習については、15時間から30時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とします。
- 実験・実習および実技については、30時間から45時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とします。
- 授業時間は2時間連続（正味90分）を「時限」としてしますので、各時限を2時間として単位の計算をします。
- 授業時間以外に必要な学修時間の計算方法は、講義2単位の場合90時間の学修量が必要です。1回2時間（90分）で15回の授業では、2時間×15回＝30時間（90時間の1／3）の学修になります。90－30＝60時間は授業外の学修時間（予習・復習）となり、この場合60時間分の予習・復習等の学修が必要となります。

### (6) 卒業に必要な単位数

「単位」は決められただけの数を取っていないと卒業できません。こども学科の「卒業に必要な単位数」は次のとおりです。

科目別	最低必要単位数			卒業
	必修	選択必修	選択	
教養教育科目	15単位	6単位	7単位	28単位以上
専門教育科目	47単位	2単位	47単位	96単位以上
合 計				124単位以上

### (7) 科目ごとの授業期間

授業期間は、「通年科目」と「半期科目」があり、科目ごとに定められています。

「通年科目」とは、1年間を通じて授業を開講する科目で、原則として30回の授業です。ただし、後期末試験を行う場合は31回となります。

「半期科目」とは、前期か後期のどちらかに授業を開講する科目で、原則として15回の授業です。ただし、期末試験を行う場合は16回となります。

## 2. 履修の方法

教育課程表により、卒業に必要な科目と単位、資格・免許状取得に必要な科目と単位とを兼ね合わせて、その授業科目の授業計画と時間割表を参照して、履修する科目を決めます。そして別に配付される「履修届」に記入して、指定の期日までに必ず教務課に提出してください。大学では高等学校と違い、自分で履修科目を選び履修届を提出しなければなりません。

履修届の記入方法、提出期日等は、オリエンテーションで教務課から説明がありますので、しっかりと聞いてください。提出期限に遅れると履修することができません。

また、教員や教務課員が早く出すよう一人ひとりに指示をしたりはしません。全て自分の責任で届出を行い、履修確認を完了させるようにしてください。

## 3. 履修の制限

履修には制限のある場合があります。

### (1) 履修科目の制限 履修規程第15条

実習に出るには、それぞれの学年で取るべき単位を落とさずにとっておくことが大切です。1、2年の必修科目を落としてしまうと、3、4年次に実習に向けて履修する科目に支障をきたします。

### (2) 履修科目登録の上限 学則第34条

取得しようとする1年間の単位数は、資格・免許状取得に必要な単位数や一人ひとりの能力によっても異なってきます。学生が各年次にわたり授業科目を適切に履修するため、1年間に登録できる履修単位の上限をおおむね50単位としています。

## 4. 免許状・資格の取得

こども学科において指定された単位を取得すると、次の免許状・資格が取得できます。詳しくは、免許状・資格取得の方法（P102～P107）をよく読んでください。

こども学科

- (1) 幼稚園教諭一種免許状
- (2) 保育士資格
- (3) 社会福祉主事任用資格

\*幼稚園教諭一種免許状と保育士資格を取得することにより、保育教諭を名乗ることができます

### Ⅲ 科目履修

#### 1. 授業時間

大学では1回の授業を1コマと数えます。そして、授業時間は1回90分で設定されています。

時 限	1	2	3	4	5
時 間	8:50~ 10:20	10:30~ 12:00	12:50~ 14:20	14:30~ 16:00	16:10~ 17:40

#### 2. 成績評価と単位認定

各科目の成績評価は以下のとおりです。その他に本学では、評価の公正化と厳格性を確保するため、「素点」と「単位数」をもとに、本学独自GPA（Grade Point Average：成績評定平均点）を算出する方法を取っています。

- (1) 本学独自のGPA（以下単にGPAと表記）成績評価方法とは、
  - ① 授業科目はシラバスにより学修目標、成績評価基準を明示したうえ100点満点で成績評定し、単位取得科目（60点以上）の評価点（素点）に単位数を乗じた点数をその科目のグレード・ポイントとします。
  - ② 入学以来の取得単位科目のグレード・ポイントを累計し、累計した総取得単位数の1単位あたりの平均点を算出します。これをGPA（グレード・ポイント・アベレージ）と呼びます。すなわち各科目の評価点に単位数をかけたものの総点を総取得単位数で割ったものです。
  - ③ GPAは、事項に詳しく示しますが、進級・卒業・実習科目の履修に利用されます。それ以外にも、各学年の学期末に算出されたGPAが70点に満たない学生については、個別に学科長並びに学生主任、クラスアドバイザー等が学修指導、生活指導を行い、学力の向上の助言を行います。
  - ④ C評価（60点～69点）の科目については再履修が認められ、評価点を向上させる機会が与えられます。しかし、その再履修の結果、点数が下がる、もしくは不合格になった場合でも、再履修時の評価が採用されますので注意して下さい。
- (2) 成績評価は、100点を満点として、60点以上を合格、59点以下を不合格とします。成績は6段階となっており、評価点ごとのグレードは次のとおりとなっています。

A <sup>+</sup> (100～90点)	A (89～80点)	B (79～70点)
C (69～60点)	D (59～50点)	F (50点未満)

※GPAの向上のため、C以下の評価点を得た授業科目については、「再履修願」により再履修をすることができます。

- (3) 単位の認定は、当該授業科目の担当教員が、次の条件をそなえた者に対して行います。
  - ※詳しくは、「履修規程」第9条をご覧ください。
  - ① 履修届を提出し、履修確認手続（本人が履修確認を行い、署名した「履修科目確認表」を教務課に提出）が完了した者
  - ② 学外実習を伴う実習科目（海外における演習・実習科目を含む）については、事前・事後指導時数の5分の4以上出席し、かつ当該現場実習について定められた全体的日数および時数を出席した者。ただし、現地実習において病気、忌引等やむを得ない事情により欠席した場合は、実習期間の延長が可能な場合について、当該欠席日数分を延長して補充することができます。
    - 5分の1を超える時数を欠席した場合、および当該現場実習において欠席した日数分の延長を行わなかったときは、当該科目が「欠格」となりますので、十分に注意してください。
  - ③ 前号②に定める科目以外の授業科目については、必要な時数として定められた時数の3分の2以上出席した者。この場合の出欠確認については第4条の第2第1項に定めるところによるものとする。
    - 定められた授業回数の3分の1を超える回数を欠席した場合は、期末試験への出席も認められません。そして、単位認定は行われず「欠格」となります。実習や病気などのやむを得ない場合を除き、欠席はしないようにしてください。（遅刻や早退については、30分以上を欠席とし、30分未満の場合は、3回で1回の欠席とみなされますので、欠席回数を計算するときは、これを加えることも忘れないでください）
  - ④ 授業科目における試験等の結果を総合判定して学修成績の評価が60点以上の者
  - ⑤ 所定の学費を納入した者

#### 成績評価への補足的対応措置

成績評価の際、私語や欠席などに対して、以下の措置が取られ、成績評価点から減点されます。また、教員が禁止した事項等によっても、減点されることもありますので注意が必要です。補足的な措置として、以下のような例があげられます。

- 授業内容に関係のない私語、授業の流れを阻害する学生の私語
  - ・注意1回につき1点減点
    - ※同一学生の注意3回以降は1回につき2点減点。そして、必要と判断した場合は履修制限に関する細則に従い、退席指示、履修取消などの措置が取られます。
- 遅刻・早退・欠席
  - ・遅刻・早退1回につき1点減点
  - ・欠席1回につき3点減点
    - ※遅刻・早退3回で1回の欠席となった場合は、その欠席分は減点されません。また、次の場合の欠席等は減点の対象から除外されます。該当したときは、各授業担当教員に事前、もしくは事後に「事由書」を文書（書式自由）で提出してください。
  - ①学内外における本学所定の実習を実施する場合（認定こども園基本実習、保育実習、幼稚園教育実習等）

- ②学校保健安全法の規定に基づく、学長による出席停止の指示に従う場合
- ③裁判員制度による裁判員に選任された場合
- ④就職試験（面接を含む）を受験する場合
- ⑤公共交通機関の遅延や運休による場合
- ⑥悪天候または事故等により、やむを得ない場合
- ⑦親族の不幸等やむを得ない場合

**授業受講上の留意点**

授業を受講する際の留意点は「学生受講規程」に定められています。この規程の第2条には、下記のようなマナーに反した受講態度は禁じられています。よく読んで授業に臨んでください。

- コート類、小物類（マフラー、帽子等）着用の教室入室、及び受講
- 授業の進行を妨げるような私語
- 携帯電話等の送信や交信
- 飲食や喫煙行動
- 授業担当者の意欲を阻害するマナーの悪い居眠り
- 授業に関係のない荷物（バッグ・紙袋など）を机の上に置くこと
- 授業中の教室への無断入退室

**3. 試験【履修規程】【試験規程】**

学修成績の判定の方法は中間試験、期末試験、レポート、調査、作品、実技、出席状況、口頭試問等、担当の教員の定めた方法で行われます。試験には、他に追試験、再試験があります。

試験に関わる情報は、教務課の掲示板に掲示されます。学生に配付されたりすることはありませんので注意してください。

**(1) 試験の種類**

- ① 定期試験（中間試験、期末試験等）  
授業期間の途中や、前期末・後期末に実施される試験です。
- ② 追試験  
履修規程第11条による事由により定期試験に出席できなかった場合は、速やかに教務課に連絡し、その事由を証明する書類を添付して、追試験願を事前もしくは事後1週間以内に提出すれば追試験を受けることができます。  
ただし、本人の不注意だった場合には、80点満点とし1科目につき追試験料1万円がかかります。（年度内3科目以内）
- ③ 再試験【履修規程第12条】参照  
卒業学年に在籍し、履修規程第13条に定める再履修を行う場合、卒業年度内の再履修が困難で、卒業に必須の科目が2科目以内である場合は、再試験願を教務課に提出して、試験等の再試験を受けることができます。再試験料は1科目につき1万円です。

**(2) 試験の方法【試験規程】参照**

- ① 筆記試験  
筆記試験は通常90分です。  
試験開始から20分以上の遅刻は認められません。20分経過すると退出が認められません。  
科目によって、教科書やノートを持ち込んで良いという指示がある場合もあります。試験日程とともに持ち込みの可否も掲示されていますので、よく確認してください。

- ②レポート  
レポート用紙や形式は、担当教員からの指示に従い、指定期限内に指示された場所に提出します。
- ③その他の方法  
調査、作品、実技、口頭試問等、試験方法はさまざまです。

**4. 科目「情報機器操作」**

科目名	レベル	履修年次	単位数
情報機器操作Ⅰ	初級レベル	1年	2単位
情報機器操作Ⅱ	中級レベル	1・2年	2単位
情報機器操作ⅢA	—	3・4年	2単位
情報機器操作ⅢB	—	3・4年	2単位

入学時の能力検定により履修レベルを決定します。2単位以上を必修としますが、「情報機器操作Ⅰ（初級レベル）」の履修者は、「情報機器操作Ⅱ（中級レベル）」まで計4単位以上を必修とします。

**5. 科目「英会話」**

科目名	レベル	履修年次	単位数
英会話Ⅰ	ベーシックレベル	1年	2単位
英会話Ⅱ	アドバンスレベル	1・2年	2単位
英書リーディング	—	2年	2単位

入学時の能力検定により履修レベルを決定します。  
英語教育の履修については、以下のとおりです。

- 1年次に「英会話Ⅰ（ベーシックレベル）」を指定された者  
「英会話Ⅰ（ベーシックレベル）」を履修して2単位を取得した後、2年次で「英会話Ⅱ（アドバンスレベル）」（2単位）も履修して合計4単位を取得してください。
- 1年次に「英会話Ⅱ（アドバンスレベル）」を指定された者  
「英会話Ⅱ（アドバンスレベル）」の2単位を取得した後、2年次で「英書リーディング」（2単位）も履修して合計4単位を取得してください。

**6. ゼミナール**

「ゼミナール」は、教育・保育に関する課題や問題点を自ら見出し、解決する方法を研究する力の涵養を目的に、専門教育科目における卒業必修科目（4単位）として設定されています。履修学年は3年次、4年次と2カ年の継続履修で、2学年が同じ空間で学修に励むこども学科の特徴的な科目となっています。

「ゼミナール」の単位は各ゼミナールにおける研究成果として、研究論文の提出（研究過程上に制作物が伴う場合は制作物を含みます）が必須の条件となります。

各ゼミナールの履修定員は当該学年学生数の20%～25%とし、事前希望調査により極端な偏りを防ぐよう計画されています。こども学科の学生のみなさんは1年次より教育・保育に関する問題意識を持ち、3年次履修時までには自分自身の研究課題を絞り込んでい

きましょう

また、4年次には各ゼミナールの研究領域に関わらず「研究発表会」にて研究成果の発表をおこなっていきます。1、2年生にとっては先輩方の研究結果を聞くことにより、より具体的な研究課題を見つける機会となるでしょう。

## Ⅳ 免許状・資格取得の方法

### 1. 幼稚園教諭一種免許状

#### (1) 幼稚園教諭一種免許状とは

幼稚園教諭一種免許状は、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則に基づく国家資格です。この免許状は、次の(2)に定められた指定科目を履修し、必要単位を修得して卒業することが条件です。

#### (2) 指定科目

教育職員免許法に基づく資格の取得に必要な指定科目を履修することによって、幼稚園教諭一種免許状を取得することができます。本学では、「幼稚園教諭一種免許状資格取得に必要な科目一覧」のとおり、必修科目として配当しています。

必修科目については、「教養教育科目」5科目8単位、「専門教育科目」の教科に関する科目5科目10単位、教職に関する科目18科目40単位、教科又は教職に関する科目1科目1単位の単位を必ず履修しなければなりません。

以上、幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、59単位取得することが必要となります。

#### 幼稚園教諭一種免許状資格取得に必要な科目一覧

#### 1. 教養教育科目

##### (1) 教養教育科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	履修年次	単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	2	
体育	体育講義	1	1	
	体育実技 I	1	1	
外国語コミュニケーション	英会話 I (ベーシックレベル)	1	2	レベルに応じ、いずれか2単位必修 ただし、レベル I の履修者は II まで必修
	英会話 II (アドバンスレベル)	1・2	2	
情報機器の操作	情報機器操作 I (初級レベル)	1	2	レベルに応じ、いずれか2単位必修 ただし、レベル I の履修者は II まで必修
	情報機器操作 II (中級レベル)	1・2	2	
合計			12	

※教育職員免許法に基づく幼稚園教諭一種免許状の指定科目の他に、「本学の教育」、「国語表現」、「会話演習」、「生活教養」、「英書リーディング」(「英会話 II (アドバンスレベル)」を履修した者)の5科目を必修科目としています。

## 2. 専門教育科目

### (1) 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	履修年次	単位数
国語	国語	3	2
算数	算数	3	2
生活	—	—	—
音楽	音楽	1	2
図画工作	図画工作	1	2
体育	体育	2	2
合計			10

### (2) 教職に関する科目

第一欄	免許施行規則に定める科目区分	授業科目	履修年次	単位数	
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	保育者論	1	2
		教員の職務内容			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	1
			発達心理学	1	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育行政	3	2	
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	保育・教育課程論	1	2
		保育内容の指導法	保育内容総論	1	2
			保育内容指導法 健康	3	2
			保育内容指導法 人間関係	3	2
			保育内容指導法 環境	2	2
			保育内容指導法 言葉	2	2
			保育内容指導法 表現 I	2	2
保育内容指導法 表現 II	3	2			
	教育の方法及び技術	教育方法及び技術	3	2	
第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	3	2
		教育相談の理論及び方法	教育相談	3	2
第五欄	教育実習	幼稚園教育実習 *事前事後指導1単位を含む	3・4	5	
第六欄	教職実践演習	保育・幼稚園教職実践演習	4	2	
合計				40	



(3) 教科又は教職に関する科目

免許施行規則に定める科目区分	授業科目	履修年次	単位数
教科又は教職に関する科目	認定こども園基本実習	2	1

(4) その他

こども学科では、教育職員免許法に基づく幼稚園教諭一種免許状の指定科目の他に、本学独自の科目として「ゼミナール」を必修科目としています。

2. 保育士資格

(1) 保育士とは

保育士は、「児童福祉法」に基づく国家資格です。その仕事の内容は、児童福祉施設（保育所、施設など）で児童の健全な育成をめざし保育にあたるとともに、ソーシャルワークの視点からカウンセリング能力や対話能力を身につけ、児童の保護者に対しても子育ての支援を行うことです。この保育士資格の取得は、次の(2)に定められた指定科目を履修し、必要単位を修得して卒業することが条件です。

(2) 指定科目

児童福祉法に基づく資格の取得に必要な指定科目を履修することによって、保育士資格を取得することができます。本学では、「保育士資格取得に必要な科目一覧」のとおり、必修科目、選択必修科目を配当しています。

必修科目については、「教養教育科目」9科目19単位以上、「専門教育科目」30科目61単位を必ず履修しなければなりません。

選択必修科目については、「専門教育科目」15科目27単位の中から、いずれか9単位以上履修しなければなりません。

以上、保育士資格を取得するためには、必修および選択必修科目合わせて、89単位以上取得することが必要となります。

保育士資格取得に必要な科目一覧

1. 必修科目

(1) 教養教育科目

教科目	単位数	授業科目	履修年次	単位数	備考
外国語・体育以外の科目	6以上	本学の教育	1	2	2単位以上必修 Iの履修者はIIまで 計4単位必修
		国語表現	1	4	
		会話演習	2	1	
		情報機器操作Ⅰ (初級レベル)	1	2	
		情報機器操作Ⅱ (中級レベル)	1・2	2	
		生活教養	1	4	
		国際理解論	1	2	
外国語	2以上	英会話Ⅰ (ベーシックレベル)	1	2	2単位以上必修 Iの履修者はIIまで 計4単位必修
		英会話Ⅱ (アドバンスレベル)	1・2	2	

教科目	単位数	授業科目	履修年次	単位数	備考
体育	1	体育講義	1	1	
	1	体育実技Ⅰ	1	1	
合計	10以上			23	

※児童福祉法に基づく、保育士資格の必修科目の他に、「英書リーディング」（1年次英会話Ⅱの履修した者）を必修科目としています。

(2) 専門教育科目

系列	教科目	最低修得単位数	授業科目	履修年次	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理	1	2
	教育原理	2	教育原理	2	2
	児童家庭福祉	2	児童家庭福祉	1	2
	社会福祉	2	社会福祉	1	2
	相談援助	1	相談援助	2	1
	社会的養護	2	社会的養護	1	2
	保育者論	2	保育者論	1	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ	2	発達心理学	1	4
	保育の心理学Ⅱ	1	教育心理学	2	1
保育の対象の理解に関する科目	子どもの保健Ⅰ	4	子どもの保健Ⅰ	1	4
	子どもの保健Ⅱ	1	子どもの保健Ⅱ	2	1
	子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養	2	2
	家庭支援論	2	家庭支援論	2	2
保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	2	保育・教育課程論	1	2
	保育内容総論	1	保育内容総論	1	2
	保育内容演習	5	保育内容指導法 健康	3	2
			保育内容指導法 人間関係	3	2
			保育内容指導法 環境	2	2
			保育内容指導法 言葉	2	2
			保育内容指導法 表現Ⅰ	2	2
	乳児保育	2	乳児保育	2	2
	障害児保育	2	障害児保育	3	2
	社会的養護内容	1	社会的養護内容	2	1
保育相談支援	1	保育相談支援	2	1	
保育の表現技術	4	音楽	1	2	
		図画工作	1	2	
		体育	2	2	
保育実習	保育実習指導Ⅰ	2	保育実習指導Ⅰ	2・3	2
	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ	3	4
総合演習	2	保育実践演習	4	2	
合計	51	合計	61		

2. 選択必修科目  
(1) 専門教育科目

系列	単位数	授業科目	履修年次	単位数	備考
保育の本質・目的に関する科目	15以上	地域福祉論	4	2	この中から6単位以上必修
		発達障害	4	2	
保育の対象の理解に関する科目		子育て支援政策	4	2	
		臨床心理学	3	2	
保育の内容・方法に関する科目		カウンセリング概論	3	2	
		カウンセリング演習	3	1	
保育の表現技術		幼児理解の理論と方法	3	2	
		ピアノ演習(初級レベル)	1	2	
		ピアノ演習(中級レベル)	1	2	
		ピアノ演習(上級レベル)	1	2	
保育の実習	器楽演習	1	2		
	1 保育実習指導Ⅱ	3・4	1	Ⅱ、Ⅲいずれか3単位選択必修	
	2 保育実習Ⅱ	4	2		
	1 保育実習指導Ⅲ	3・4	1		
2 保育実習Ⅲ	4	2			
合計	18以上	合計		27	

※「ピアノ演習」または「器楽演習」のうちいずれか2単位を必ず履修しなければなりません。さらに、実習科目から「保育実習Ⅱ」・「保育実習指導Ⅱ」、または「保育実習Ⅲ」・「保育実習指導Ⅲ」のいずれか3単位は必ず履修しなければなりません。

(2) その他

こども学科では、児童福祉法に基づく保育士資格の必修科目の他に、「認定こども園基本実習」と「ゼミナール」を必修科目としています。

3. 社会福祉主事任用資格

(1) 社会福祉主事とは

「社会福祉主事」とは社会福祉法第19条に認定されている資格です。社会福祉主事は福祉事務所で働く時に必要な資格であり、福祉事務所で「現業員」という仕事に就いたときに「社会福祉主事」と名乗れるというもので、このような資格を「任用資格」と呼んでいます。

つまり卒業して地方公務員試験を受けて地方自治体職員に採用され、福祉事務所に配属になったときに初めて名乗れる資格といえます。

しかし一般的に社会福祉の領域では、「社会福祉に関する業務を行うのに、最低限必要な資格」と位置づけられています。卒業後に社会福祉施設などで働く者にとって、最低限必要な資格といえるでしょう。

(2) 指定科目

社会福祉法では指定科目を34科目規定しており、「指定科目を3科目以上履修した者」は、その単位が認定されれば、卒業と同時に「社会福祉主事任用資格」を有することになります。こども学科の指定科目は、社会福祉主事任用資格取得指定科目に該当する本学設置科目

一覧のとおりです。

社会福祉主事任用資格取得指定科目に該当する本学設置科目一覧  
(読替科目)

厚生労働大臣の指定する科目	本学における読替科目
社会福祉概論	社会福祉
社会福祉援助技術論	相談援助
児童福祉論	児童家庭福祉
保育理論	保育原理
地域福祉論	地域福祉論
教育学	教育原理
うち3科目	6科目のうち3科目以上

※「社会福祉主事任用資格」は大学で付与する資格ではありません。資格を有することについては、本学の卒業証明書と成績証明書の2点をもって証明できます。

V 実習 (認定こども園基本実習・幼稚園教育実習・保育実習・学童保育実習)

(1) 認定こども園基本実習

認定こども園基本実習は、幼稚園教諭一種免許状・保育士資格取得のための必修科目です。

福島学院大学認定こども園で1週間の基本実習を行います。認定こども園基本実習をまとめると表1のようになります。

表1 「認定こども園基本実習」実施表

実習施設	学年	実施時期	日数	単位数	備考
福島学院大学 認定こども園 (幼保連携型)	2	9月又は 2月	1週間	1単位	幼稚園教諭一種免許状・ 保育士資格取得希望者必修

<認定こども園基本実習の指導内容>

1. 保育者としての愛情と使命感を深め、自己の保育者としての能力や適性について自覚する。
  - 実習の心構え(保育者の心構え)
  - 保育者の望ましい資質
  - 幼児教育の考え方
  - 実習の反省と適性への自己評価
2. 実習日誌、指導計画作成の仕方を学び、日案や部分的な指導案を理解する。
  - 実習日誌の書き方
  - 週案と日案の関係、目標の立て方
  - 環境構成の仕方
3. 観察実習・技術演習等を通じて、指導法の基礎を体験的に理解する。
  - 幼児への興味を引き出す保育方法
  - 自由遊びにおける指導法
  - 音楽を通しての幼児とのかかわり方
  - 教材研究と教材教具の準備の仕方
  - 一人ひとりの子どもの発達の特性に応じたかかわり方
  - 基本的生活習慣の指導

4. 実際に保育者と幼児のかかわりを通して幼児理解を深める。
  - 幼児の行動の観察からの読み取り
  - 幼児とのかかわり方
5. 幼児教育の実際についての体験的・総合的理解を与え、適切な勤務態度を身につける。
  - 施設・設備とその活用
  - 園の1日・1年の生活
  - 保育者の職務内容
  - 勤務の基本マナー（勤務の在り方、服装と態度、清掃と整理整頓の仕方等）

(2) 幼稚園教育実習

幼稚園教育実習は、幼稚園教諭一種免許状取得のための必修科目です。履修方法は学外実習と実習に関する事前・事後指導（1単位）があり、単位数は5単位です。

学外実習は4年次に幼稚園での本実習が4週間（4単位）です。教育実習をまとめると、表2のようになります。

表2 「幼稚園教育実習」実施表

実習施設	学年	実施時期	日数	単位数	備考
幼稚園	4	9月	4週間	5単位	幼稚園教諭一種免許状取得希望者必修

実習に関する事前・事後指導は、オリエンテーションやクラスセミナーでの実習指導や実習授業、実習反省会等で行います。

幼稚園教育実習の目標

1. 幼稚園についてその実態を知り理解を深める。
2. 幼稚園教諭の職務や役割を体験的に理解し、責任感を喚起する。
3. 指導計画の役割について実際の保育に即して理解する。
4. 指導・援助について実践的に学ぶと共に、経験者の幼児教育に対する姿勢や考え方に触れる。
5. 幼稚園教諭としての適切な勤務態度を身につける。
6. 子どもの発達を現実に即して理解すると共に、幼稚園教諭が担う役割について考える。
7. 幼稚園教諭に求められる適性や態度、能力等について実感を持って考え、自己を見直す。

<幼稚園教育実習の指導内容>

1. 幼稚園教諭としての愛情と使命感を深め、自己の能力や適性について自覚する。
  - 実習の心構え（幼稚園教諭の心構え）
  - 幼児教育の考え方
  - 幼稚園教諭の望ましい資質
  - 実習の反省と適性への自己評価
2. 参加、部分実習、全日実習等を中心として、指導計画の作成と実施・評価等の関連の理解と実践のための能力を高める。
  - 日案や部分的な指導案の作成の仕方
  - 実施結果の反省・評価の仕方
  - 反省・評価に基づく新たな計画のたて方
3. 参加、部分実習、全日実習等を中心として、様々な指導方法を体験し、理解する。
  - 指導案として計画された経験や活動の望ましい指導方法
  - 幼児の動きに即応した弾力的な指導法
  - 環境構成の仕方
  - 生活指導の技術
4. 幼児理解の方法について体験し、実際の指導の上で活用する能力を高める。
  - 観察と記録のとり方
  - 幼児の行動記録の集積とその活用

- 問題行動への対応の仕方
  - 幼児の発達を考慮した指導計画や指導方法への生かし方
5. 幼児教育の実際についての体験的・総合的理解と、適切な勤務態度を身につける。
    - 幼稚園の施設・設備とその活用
    - 幼稚園の教育計画
    - 幼稚園教諭の職務内容
    - 保護者や地域との関連と接し方
    - 勤務のマナー（勤務の在り方、服装と態度、職場内の人間関係等）

表3 『幼稚園教育実習』での標準的な指導計画

実習内容	
事前	○実習園を訪問し、事前打ち合わせを十分に行う。 （園舎内外の見学、実習期間中の行事等について、出勤・退勤時間の確認、服装、その他勤務上の注意点、部分実習や全日実習で準備するもの等）
第1週	○指導講話（園長や主任、実習担当者の講義） （オリエンテーション：設立の沿革、教育目標、特色ある教育内容、経営方針、年齢・園児数・クラス編成、職員組織・構成、教育実習の心得等） ○見学（幼稚園の環境、園舎、その他の施設・設備の状況等） ○観察（クラスの幼児の活動、一日の生活の流れ、担任の保育の仕方等） ○参加（保育室の環境構成、援助の補助、教材・教具の準備、清掃、保育室の整理・整頓等） ○長期間の指導計画の説明（実例に基づいて指導）
第2週	○観察・参加（第1週に同じ。次第に参加は多くなる） ○部分実習の指導案の作成（作成の仕方の指導） ○部分実習（できる限り2回以上） ○部分実習についての反省会（反省会や研究会の行い方の指導） ○園長講話（幼児教育や幼稚園教諭の在り方に関連する講義……体験談を中心に）
第3週	○教育にティーチングアシスタントとして参加
第4週	○観察・参加（第2、3週に同じ） ○日案の作成（その園の形式による作成の仕方の指導） ○全日実習（できる限り2日以上） ○全日実習についての反省会（保育の仕方の改善についての指導） ○園長、主任、担任との話し合い（実習のまとめと評価についての指導）
事後	○実習のまとめをする。 ○実習園へ礼状を出す。（実習終了後、1週間以内が望ましい） ○実習園から評価票が届く。（実習終了後、2週間程度）

(3) 保育実習

【保育実習Ⅰ】

保育実習Ⅰは保育士資格取得のための必修科目です。保育実習 指導Ⅰの2単位の他、保育所における実習2単位と、その他表4（A）に掲げる保育所以外の施設における実習2単位を履修します。

実習実施の細目は下記のとおりです。

表4 「保育実習Ⅰ」実施基準（その1）

実習種別	履修方法		実習施設
	単位数	おおむねの実習日数	
保育実習Ⅰ	4単位	20日	(A)

※実習施設の種別は、次のとおりです。

(A) 保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る）若しくは同条第12項の授業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの（以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所支援施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみぞの園

以上の実施基準を別表にまとめると次のようになります。

表5 「保育実習Ⅰ」実施基準（その2）

実習種別	保育実習Ⅰ		
	保育士資格取得希望者は必修		
実習施設 実習日数 単位数	保育所	おおむね10日間	2単位
	保育所を除く表4 (A)欄に掲げる施設	おおむね10日間	2単位

表4、表5に示されているのが現行の実施基準です。本学ではこの基準を踏まえて、より実習の効果をあげることを目的として、独自の方法で実施しています。

保育実習Ⅰの履修方法は、学外実習と学内での保育実習指導Ⅰがあります。

学外実習は1年次に児童福祉施設と保育所の見学実習が1日間実施します。2年次には、実習の基礎を学ぶために福島学院大学認定こども園（幼保連携型）での基本実習を1週間実施します。3年次には保育所と児童福祉施設実習での実習をおおむね10日間ずつ行います。実習の実施時期は、表6の通りです。

学内での実習に関する事前・事後指導は、教育実習同様、1年次から3年次までの3年間、オリエンテーションやクラスセミナーでの実習指導や実習の授業、実習反省会等に出席しなければなりません。

表6 「保育実習Ⅰ」実施時期

実習施設	学年	実施時期	実習日数	備考
児童福祉施設および保育所	1	9月	1日	見学実習
保育所	3	7月～8月	おおむね10日間	保育所実習
児童福祉施設（保育所を除く）	3	10月～11月	おおむね10日間	児童福祉施設実習

保育実習Ⅰの目標（保育所・児童福祉施設）

1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。
2. 観察や子どもとのかかわりを通して子どもへの理解を深める。
3. 既習の教科の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ。
4. 保育の計画、観察、記録及び自己評価等について具体的に理解する。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学ぶ。

【保育実習Ⅱ・保育実習Ⅲ】

保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲは、保育士資格取得の選択必修科目です。したがって、資格を取得するためには、保育実習のほかどちらかを選択し、履修しなければなりません。詳細は表7の通りです。

なお、保育実習指導Ⅱ・Ⅲ（各1単位）もどちらかを履修します。授業内容は授業計画をご覧ください。

表7 「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」実施基準・時期

実習種別	実習施設	単位数	学年	実習日数	実習時期	備考
保育実習Ⅱ	保育所	2単位	4	おおむね10日間	7月～8月	どちらか一科目を履修する
保育実習Ⅲ	(B)	2単位	4	おおむね10日間	7月～8月	

(B) 児童厚生施設又は児童発達支援センター、その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く）

保育実習Ⅱの目標（保育所）

1. 保育所の役割や機能について具体的な実践を通して理解を深める。
2. 子どもの観察や関わり方の視点を明確にすることを通して保育の理解を深める。
3. 既習の教科や保育実習の経験を踏まえ、子どもの保育及び保護者支援について総合的に学ぶ。
4. 保育の計画、実践、観察、記録及び自己評価等について実際に取り組み、理解を深める。
5. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する。
6. 保育士としての自己の課題を明確化する。

保育実習Ⅲの目標（児童福祉施設）

1. 児童福祉施設等（保育所以外）の役割や機能について実践を通して、理解を深める。
2. 家庭と地域の生活実態にふれて、児童家庭福祉及び社会的養護に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を養う。
3. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する。
4. 保育士としての自己の課題を明確化する。

(4) 学童保育実習

学童保育実習は、本学が指定する学童クラブにおいて実習を行います。学童保育実習をまとめると、表8の通りです。

なお、事前指導は学童保育の授業で、事後指導は実習終了後の実習反省会で行います。

表8 「学童保育実習」実施時期

実習施設	学年	実施時期	日数	単位数
学童保育実習	4	6月～翌年1月 (合計80時間)	学童保育が1日中行われる夏季集中の場合は2週間	1
			学生授業期間中の放課後の場合は、連日又は週1～2回(1日4時間)及び土曜日(8時間)で80時間分の日時数	

**学童保育実習の目標**

学童クラブの役割や機能を具体的に理解することが目標であり、子どもとのかかわりを通して学童期の子どもの特徴を理解します。

また、学童保育の授業の内容を踏まえ、子どもの保育と教育および保護者への支援について総合的に学び、学習指導員の業務内容や職業倫理について理解します。

学童保育の計画、実践、記録、自己評価などについて実際に取り組み自己の課題を明確にします。

**(5) 実習反省会について**

本科では教育実習・保育実習における事前・事後指導の一環として、学外における全実習終了後に「実習反省会」を開催します。

この実習反省会は、教育実習・保育実習の授業回数に含められ、単位認定に関わるものなので、必ず出席しなければなりません。

**<実習反省会の目的>**

実習反省会の目的は、1・2年次は実習事前学習の一環として実施するもので、実習内容の理解と実習に対する意欲高揚を図ります。

3・4年次は実習事後学習の一環として、実習の振り返りと保育者としての自覚深化を目指します。

**(6) 実習の履修制限・解除**

教育実習・保育実習などについては、実習の履修制限があります。

※詳細については履修規程第15条(履修科目の制限)をご覧ください。

なお、履修制限にかかっても、本人の努力次第で解除される場合もありますので、同規程の第16条(履修制限の解除)も併せてご覧ください。

**VI その他****1. クラスセミナー**

こども学科では、各学年ともにクラスセミナーを実施しています。その内容は、就職に関する説明会や相談会、学力向上を目指す講座、さらに、現代社会に対応していくための生活指導など、学生の皆さんにとって直接的に関わる重要な内容が数多く計画されています。

また、教員と学生一人ひとりとの直接的な話を重視するという観点から、クラスアドバイザー(クラス担当教員)による個人面談を年2回実施し、学習や生活相談などを受ける機会を設けています。

**2. 研修旅行**

保育者を志す学生の皆さんが社会参加に必要な知識を、体験を通して修得するための機会として設定されたのが研修旅行です。これは、教育課程による通常の授業を重視しながら、しかもこれと有機的関連をもつよう厳選したものを計画しています。

具体的には、保育施設や文化施設などの見学を実施しています。学生の皆さんは、この機会を積極的に活用し社会的見聞を広めるようにしましょう。

**3. 学生支援プログラム**

こども学科では、授業とは別に、次のような学生支援プログラムを計画し、希望者を対象に実施しています。詳細については、クラスセミナー等にてご案内いたします。

- 「新入生対象入学前研修会」、「学生・ご家族との個別面談会」、「学生とクラスアドバイザーの個人面談」、「国語力向上特別講座」、「コンピュータ特別講座」の開催
- 大学院心理学研究科への進学支援

**4. 表彰制度**

本学では、GPA制度の導入により学生一人一人のレベル向上を図ると共に、学業成績が特に優秀で、人格に優れ他者の模範となるような学生を褒賞する各表彰制度を設けています。自ら研鑽して修得する姿勢に報い、学友と共に、若き日に努力することの尊さを認め合う点からも意義あることと考えています。

表彰には、授業科目の成績の他、教育実習や保育実習など学外実習の成績、また学外活動等を参考に学長賞、学部長賞、学科長顕賞が授与されます。

平成29年度 福祉学部こども学科 教育課程表

科目	単位数	授業形態	授業回数	履修年次								卒業	幼稚園教諭一種		保育士	備考		
				1年次		2年次		3年次		4年次			必修	選択			必修	選択
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
教育方針	2	講義	15	○								2	2	2				
表現力向上分野	4	講義演習	30	○	○							4	4	4				
	1	演習	15		○							1	1	1				
情報教育分野	2	演習	30	○	○							2	2	2	①入学時の能力検定により履修レベルを決定する。2単位以上必修とするが、初級レベルの履修者は、中級レベルまで計4単位以上を必修とする。			
	2	演習	30	○	○	○						2	2	2				
	2	演習	30			○	○	○	○			2	2	2				
	2	演習	30			○	○	○	○			2	2	2				
人間関係分野	4	講義演習	30	○	○							4	4	4				
	2	講義	15	○								2	2	2				
教養分野	2	演習	30			○	○					2	2	2				
	2	演習	30	○	○							2	2	2				
	2	演習	30	○	○							2	2	2				
	1	演習	15			○						1	1	1				
	2	講義	15			○						2	2	2				
	2	講義	15	○								2	2	2				
国際理解分野	2	演習	30	○	○							②2科目4単位必修	2	2	②2単位必修	②入学時の能力検定により履修レベルを決定する。Iの履修者はIIまでで、1年次IIの履修者は、英書リーディングまでの計4単位必修とする。		
	2	演習	30	○	○	○						2	2	2				
	2	演習	30			○	○					2	2	2				
	2	演習	30			○	○					2	2	2				
	2	演習	30			○	○					2	2	2				
体育分野	1	講義	8	○								1	1	1				
	1	実技	23	○	○							1	1	1	バレーボール、テニス、バドミントン、ヒップホップ&ジャズダンス、ボディ・コンディショニング			
	1	実技	23		○	○						1	1	1	バレーボール、テニス、バドミントン、ヒップホップ&ジャズダンス、ボディ・コンディショニング			
小計	47			13	12	5	6	3	3	3	3	21	26	21	26	21	26	

教員免許に関する区分	保育士資格に関する区分	単位数	授業形態	授業回数	履修年次								卒業	幼稚園教諭一種	保育士	備考				
					1年次		2年次		3年次		4年次						必修	選択	必修	選択
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期								
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	保育者論	2	講義	15		○						2	2	2			
		○	○	教育原理	2	講義	15		○						2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	保育原理	2	講義	15		○						2	2	2			
		○	○	社会的養護	2	講義	15		○						2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	社会福祉	2	講義	15	○							2	2	2			
		○	○	地域福祉論	2	講義	15				○				2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	相談援助	1	演習	15		○						1	1	1			
		○	○	児童家庭福祉	2	講義	15	○							2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	教育行政	2	講義	15			○					2	2	2			
		○	○	教育心理学	1	演習	15		○						1	1	1			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	発達心理学	4	講義	30	○	○						4	4	4			
		○	○	臨床心理学	2	講義	15			○					2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	心理査定法	2	演習	30			○	○				2	2	2			
		○	○	育児ストレス	2	講義	15				○				2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	発達障害	2	講義	15				○				2	2	2			
		○	○	カウンセリング概論	2	講義	15				○				2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	カウンセリング演習	1	演習	15				○				1	1	1			
		○	○	子どもの保健I	4	講義	30	○	○						4	4	4			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	子どもの保健II	1	演習	15		○	○					1	1	1			
		○	○	母子保健I	2	講義	15				○				2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	母子保健II	2	講義	15				○				2	2	2			
		○	○	子どもの食と栄養	2	演習	30		○	○					2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	食物アレルギー事例研究	1	演習	15				○				1	1	1			
		○	○	家庭支援論	2	講義	15			○					2	2	2			
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	子育て支援政策	2	講義	15				○				2	2	2			
		○	○	保育・教育課程論	2	講義	15		○						2	2	2	オムニバス		
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	保育内容総論	2	演習	30	○	○						2	2	2			
		○	○	保育内容指導法健康	2	演習	30				○	○				2	2	2		
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	保育内容指導法人間関係	2	演習	30				○	○				2	2	2		
		○	○	保育内容指導法環境	2	演習	30			○	○					2	2	2		
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	保育内容指導法言葉	2	演習	30		○	○					2	2	2			
		○	○	保育内容指導法表現I	2	演習	30		○	○						2	2	2		
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	保育内容指導法表現II	2	演習	30				○	○				2	2	2		
		○	○	教育方法及び技術	2	演習	15				○					2	2	2	オムニバス	
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	社会的養護内容	1	演習	15		○						1	1	1			
		○	○	保育相談支援	1	演習	15			○						1	1	1		
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	乳児保育	2	演習	30		○	○					2	2	2			
		○	○	障害児保育	2	演習	30				○	○				2	2	2		
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	幼児理解の理論と方法	2	講義	15				○				2	2	2			
		○	○	教育相談	2	講義	15				○					2	2	2	カウンセリングを含む	
教職の意義等に関する科目	保育の本質・目的に関する科目	○	○	保護者対応事例研究	1	演習	15				○				1	1	1			

教員免許に関する区分	保育士資格に関する区分	授業科目	単位数	授業形態	授業回数	履修年次								卒業	幼稚園教諭一種		保育士		備考	
						1年次		2年次		3年次		4年次			必修	選択	必修	選択		
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
専門教育科目	教職に関する科目	総合演習	2	演習	15									○	2	2	2			
		認定こども園基本実習	1	実習	時間割外			○	○						1	1	1			
		幼稚園教育実習	5	実習	時間割外							○	○	○	5	5		5	事前・事後指導1単位を含む 授業回数 3年後期:7回 4年前期:10回 4年後期:3回	
		保育実習指導Ⅰ	2	演習	30			○	○	○	○				2	2	2		保育実習指導Ⅰ授業回数 2年前期:2回 2年後期:8回 3年前期:15回 3年後期:5回	
		保育実習Ⅰ	4	実習	時間割外					○	○				4	4	4			
		保育実習指導Ⅱ	1	演習	15							○	○	○	1	1	1	③	保育実習指導Ⅱ授業回数 3年後期:5回 4年前期:8回 4年後期:2回	
		保育実習Ⅱ	2	実習	時間割外								○	2	2	2	④	④いずれか3単位必修		
		保育実習指導Ⅲ	1	演習	15							○	○	○	1	1	1	④	保育実習指導Ⅲ授業回数 3年後期:5回 4年前期:8回 4年後期:2回	
保育実習Ⅲ	2	実習	時間割外								○	2	2	2	④					
小計			98			6	6	12	10	11	14	9	7	35	63	41	57	59	39	

教員免許に関する区分	保育士資格に関する区分	授業科目	単位数	授業形態	授業回数	履修年次								卒業	幼稚園教諭一種		保育士		備考
						1年次		2年次		3年次		4年次			必修	選択	必修	選択	
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
専門教育科目	教科に関する科目	ピアノ演習(初級レベル)	2	演習	30	○	○								2	2	2		⑤この内より2単位必修
		ピアノ演習(中級レベル)	2	演習	30	○	○								2	2	2		
		ピアノ演習(上級レベル)	2	演習	30	○	○								2	2	2		
		器楽演習	2	演習	30	○	○								2	2	2		
		国語	2	講義	15					○					2	2	2		
		算数	2	講義	15						○				2	2	2		
		音楽	2	演習	30	○	○								2	2	2		
		図画工作	2	演習	30	○	○								2	2	2		
		体育	2	演習	30			○	○						2	2	2		
		学童保育	2	講義	15							○			2	2	2		
		学童保育実習	1	実習	時間割外							○	○	1	1	1			
		教育内容指導法 国語	2	演習	15							○			2	2	2		
		教育内容指導法 算数	2	演習	15							○			2	2	2		
		教育内容指導法 音楽	2	演習	15							○			2	2	2		
教育内容指導法 図画工作	2	演習	15							○			2	2	2				
教育内容指導法 体育	2	演習	15							○			2	2	2				
本学独自の科目	園芸	2	演習	30							○	○	2	2	2				
	創作ミュージカル	2	演習	30							○	○	2	2	2				

教員免許に関する区分	保育士資格に関する区分	授業科目	単位数	授業形態	授業回数	履修年次								卒業	幼稚園教諭一種		保育士		備考
						1年次		2年次		3年次		4年次			必修	選択	必修	選択	
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
専門教育科目	本学独自の科目	バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流	2	演習	時間割外	○	○	○	○						2	2	2		
		特別研究Ⅰ	1	演習	15							○			1	1	1		
		特別研究Ⅱ	1	演習	15							○			1	1	1		
		ゼミナール	4	演習	30					○	○	○	○	4	4	4			
小計			43			7	7	2	2	2	2	8	14	29	14	29	10	33	
総合計			188			26	25	19	18	16	19	20	70	118	76	112	90	98	

最低必要単位数

授業科目	卒業		幼稚園教諭一種		保育士		
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
教育方針	2単位		2単位		2単位		
表現力向上分野	5単位		5単位		5単位		
情報教育分野	2単位		2単位		2単位		
人間関係分野	4単位	7単位以上	4単位	7単位以上	4単位	7単位以上	
教養分野	—		2単位		—		
国際理解分野	6単位		4単位		6単位		
体育分野	2単位		2単位		2単位		
小計	21単位	7単位以上	21単位	7単位以上	21単位	7単位以上	
合計	28単位以上		28単位以上		28単位以上		
専門教育科目	教職	35単位	47単位以上	41単位 ①教職に関する科目○印40単位 ②教科又は教職に関する科目1単位	41単位以上	71単位 (○印61単位+◇印より6単位+◆印より3単位+1単位)	21単位以上
	教科	8単位		10単位(●印)			
	学童クラブ指導科目	—		—			
	本学独自の科目	6単位		4単位			
小計	49単位	47単位以上	55単位	41単位以上	75単位	21単位以上	
合計	96単位以上		96単位以上		96単位以上		
総合計	124単位以上		124単位以上		124単位以上		

■ 福祉学部こども学科カリキュラムツリー

<b>福祉学部こども学科の教育目標</b>	教育・福祉両面に渡る発達支援、子育て支援を担う専門職を目指し、乳幼児期を中心とした保育および幼児教育に関する教育研究を行い、将来的に保育教諭、幼稚園教諭ならびに保育士として指導的役割を担うことのできる人材を養成
項目	[1] 「幼稚園教諭一種免許状」と「保育士資格」の両方を在学中に取得 [2] 保育者として望まれる諸資質、すなわち、明朗、思慮深さ、思いやり、使命感、責任感、研究意欲、協調性などを修得 [3] 学内・学外実習とその事前・事後指導を通して、子どもの発達上の諸課題の把握や子どもの生活行動を正しく把握して、保育者に必要な知識、技術、態度を修得

科目名	専門教育科目					教養教育科目		専門教育科目(実習)			
幼稚園教諭一種	教職の意義／教育の基礎理論	教育課程および指導法／生徒指導・教育相談及び進路指導等	教職実践	教科に関する科目	学童クラブ指導科目	学童独自の科目	※上記諸資質(明朗、思慮深さ、思いやり、使命感、責任感、研究意欲、協調性等)は教養教育科目全般を通して学ぶものである		教育実習(事前・事後指導を含む)	教科又は教職に関する科目	
保育士	保育の本質・目的	保育の対象の理解	保育の内容・方法	総合演習	保育の表現技術			事前・事後指導			保育実習

4年						学童保育						
						学童保育実習						
		発達障害				教育内容指導法 国語	園芸					
		母子保健Ⅰ				教育内容指導法 算数	創作ミュージカル					
		母子保健Ⅱ				教育内容指導法 音楽	特別研究Ⅰ	情報機器操作ⅢA(3・4年共通科目)				
3年		食物アレルギー事例研究				教育内容指導法 図画工作	特別研究Ⅱ	情報機器操作ⅢB(3・4年共通科目)		保育実習指導Ⅱ(3～4年継続科目)		保育実習Ⅱ
	地域福祉論	子育て支援政策	保護者対応事例研究	保育・幼稚園教諭実践演習		教育内容指導法 体育	ゼミナール(3～4年継続科目)	中国語会話Ⅱ		保育実習指導Ⅲ(3～4年継続科目)	幼稚園教育実習(3～4年継続科目)	保育実習Ⅲ
			保育内容指導法 健康									
		教育行政	保育内容指導法 人間関係									
		臨床心理学	保育内容指導法 表現Ⅱ									
2年		心理査定法	教育方法及び技術									
		育児ストレス	障害児保育							情報機器操作ⅢA(3・4年共通科目)	保育実習指導Ⅰ(2～3年継続科目)	
		カウンセリング概論	幼児理解の理論と方法		国語					情報機器操作ⅢB(3・4年共通科目)	保育実習指導Ⅱ(3～4年継続科目)	
		カウンセリング演習	教育相談		算数		ゼミナール(3～4年継続科目)	中国語会話Ⅰ		保育実習指導Ⅲ(3～4年継続科目)	幼稚園教育実習(3～4年継続科目)	保育実習Ⅰ
			保育内容指導法 環境									
1年			保育内容指導法 言葉									
		教育心理学	保育内容指導法 表現Ⅰ							食彩演習		
		子どもの保険Ⅱ	社会的養護内容							日本国憲法		
	教育原理	子どもの食と栄養	保育相談支援							英会話Ⅱ(アドバンスレベル)(1・2年共通科目)		
	相談援助	家庭支援論	乳児保育		体育		バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流(1・2年生共通科目)	体育実技Ⅱ		英書リーディング	保育実習指導Ⅰ(2～3年継続科目)	認定こども園基本実習
									本学の教育			
									国語表現	文学演習		
					ピアノ演習(初級レベル)				情報機器操作Ⅰ(初級レベル)	女性と保健		
保育者論					ピアノ演習(中級レベル)				情報機器操作Ⅱ(中級レベル)(1・2年共通科目)	英会話Ⅰ(ベーシックレベル)		
保育原理					ピアノ演習(上級レベル)				生活教養	英会話Ⅱ(アドバンスレベル)(1・2年共通科目)		
社会的養護					器楽演習				生活と安全	国際理解論		
社会福祉	発達心理学	保育・教育課程論			音楽				音楽演習	体育講義		
児童家庭福祉	子どもの保健Ⅰ	保育内容総論			図画工作			バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流(1・2年生共通科目)	美術演習	体育実技Ⅰ		





# 諸規程集

学 則	120
福島学院大学福祉学部履修規程	134
福祉心理学科履修細則	138
こども学科履修細則	142
こども学科保育士資格取得に係る履修細則	145
学生受講規程	145
福島学院大学学長賞授与規程	147
福島学院大学学長特別奨学金授与規程	148
学部長賞授与規程	148
福祉心理学科長顕賞規程	149
試験規程	150
学費徴収猶予規程	151
宮代キャンパス教室等使用規程	151
福島駅前キャンパス教室等使用規程	152
体育館使用細則	153
のぎく館利用規程	154
カーサ・フローラ利用規程	155
カーサ・フローラ利用心得	156
図書館情報センター宮代本館運営規程	157
図書館情報センター駅前図書室運営規程	159
図書館情報センター宮代本館・スタジオ・ 教材制作室使用細則	161
学生生活規程	162
喫煙に関する細則	167
学生生活救急資金貸付規程	167
宮代キャンパス自家用自動車通学規程	168
自転車通学規程	169
アルバイト規程	169
学友会会則	170
選挙に関する細則	173
クラブに関する細則	174
学生間における差別と ハラスメント防止に関する規程	174
学生間における差別と ハラスメント防止に関する規程細則	175

# 学 則

## 第1章 総則

### (本学の目的)

第1条 本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity（真心）とHospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的とする。

2 本学は学校法人福島学院を設置者として、その寄附行為第4条の規定するところにより、大学教育を行う。

### (教育の理念)

第2条 本学は、感銘と感動を与え知的好奇心を喚起する授業の実施を目指すと共に、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受け入れ、支援する。

2 本学が求め、そして育成しようとする人間像については別に定める。

### (理念の推進)

第3条 本学は第1条の目的および第2条の教育理念の推進のために、学校法人福島学院理事会の定める基本方針と目標の実現に努めるものとする。

### (自己点検・評価)

第4条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。

2 本学は前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

### (情報の公表)

第5条 本学は、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況をホームページで公表するとともに、自己点検・評価、および認証評価の概要について、刊行物もしくはホームページへの掲載、その他の方法により、適宜、情報の公表を行うものとする。

## 第2章 組織

### (学 部)

第6条 本学に、次の学部および学科を置く。

福祉学部  
福祉心理学科  
こども学科

2 前項の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
福祉学部		
福祉心理学科	70名	280名
こども学科	40名	160名

### (大学院)

第6条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別にこれを定める。

### (教育目的および人材育成の目的)

第6条の3 第6条に定める各学科の教育目的および人材育成の目的を次のとおりとする。

1. 福祉心理学科においては、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において将来の専門職として必要な教育を行うとともに、他者の心の痛みに共感でき、心の痛みを抱える人々に積極的な援助活動を行うことができる人材を育成する。

2. こども学科においては、教育・福祉両面に渡る発達支援、子育て支援を担う専門職を目指し、乳幼児期を中心とした保育および幼児教育に関する教育研究を行い、将来的に保育教諭、幼稚園教諭ならびに保育士として指導的役割を担うことのできる人材を育成する。

2 前項については本学則をホームページに掲載するほか、入学案内等で公表するものとする。

第6条の4 本学は前条に定める人材育成の目的を実現するため、学生に対するキャリア支援を、授業および就職活動支援を通じて積極的に行うものとする。

### (図書館情報センター)

第7条 本学に図書館情報センターを置く。

2 図書館情報センターに関する規程は、別にこれを定める。

### (付属施設)

第8条 本学に心理臨床相談センターを置く。

2 心理臨床相談センターに関する規程は、別にこれを定める。

第8条の2 本学にメンタルヘルスセンター（ストレスドックを含む）を置く。

2 メンタルヘルスセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第8条の3 本学に子育て支援センターを置く。

2 子育て支援センターに関する規程は、別にこれを定める。

## 第3章 職員組織

### (職 員)

第9条 本学に次の職員を置く。

(1) 教育管理職員  
学長、副学長、学部長、学科長、学生部長、図書館情報センター館長、その他必要な職員

(2) 教育職員  
教授、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員

(3) 経営管理職員  
事務局長、部長、課長、室長、その他必要な職員

(4) 事務職員、教務職員、技術職員およびその他必要な職員

2 学長は理事会において選任され、理事会の定めるところにより校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 本学の業務組織に関する規程は、別にこれを定める。

4 本学の職制に関する規程は、別にこれを定める。

### (教員組織)

第9条の2 本学は教育研究の実施にあたり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制するものとする。

### (事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

### (会 議)

第11条 本学に次の審議機関を置く。

1. 運営委員会
2. 教授会
3. 学科長主任会議
4. 学科会議
5. 学生指導委員会
6. 自己点検・評価委員会
7. ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下FD委員会という。）
8. スタッフ・ディベロップメント委員会（以下SD委員会という。）
9. その他必要な委員会

2 運営委員会は、理事長、学院長、学長並びに担当の理事およびその他必要な教育管理職員並びに経営管理職員をもって構成し、理事長もしくは常任理事会の諮問に応じ、大学運営の重要事項を審議する。

3 教授会は、学長、学部長、学科長、教授および必要な教育管理職員並びに経営管理職員等をもって構成し、学校教育法第93条に則り、教育研究等に関する事項を審議し、意見を述べる。教授会に関する規程は、別にこれを定める。

4 学科長主任会議は、理事長、学院長、学長および学科主任以上の教育管理職員および必要な経営管理職員で構成し、学科運営、教育課程および教育運営、管理運営について協議するとともに、理事長、学院長、学長の諮問に応答する。

5 学科会議は、学科専任教員その他必要な職員をもって構成し、学科運営について協議する。

6 学生指導委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する教育職員並びに経営管理職員をもって構成し、学生生活に関する事項について協議する。

7 自己点検・評価委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する教育職員並びに経営管理職員をもって構成し、自己点検・評価に関する事項について協議する。

8 FD委員会は、運営委員会の議を経て学長の指名する教育職員並びに経営管理職員をもって構成し、ファカルティ・ディベロップメントに関する事項について協議する。

9 SD委員会は、運営委員会の議を経て、学長の指名する経営管理職員並びに教育管理職員をもって構成し、スタッフ・ディベロップメントに関する事項について協議する。

10 理事長もしくは学長は、その他の必要な委員会を、適宜、運営委員会の議を経て設置することができる。

## 第4章 学年、学期および休業日

### (学 年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学 期)

第13条 学年を分けて次の二学期とする。  
前期 4月1日より9月30日まで  
後期 10月1日より翌年3月31日まで

### (休業日)

第14条 休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律に定める休日
3. 創立記念日 2月15日
4. 春期休業
5. 夏期休業
6. 冬期休業

2 前項第2号および第4号から第6号の休業期間については毎年度当初に定める学事日程によるものとする。

3 授業回数、および実習日数の確保のため、休業日であっても授業日、もしくは実習日とすることがある。

4 感染症の予防上、もしくは緊急の事情により必要ある場合は、授業日であっても臨時に休業日を設けることがある。

## 第5章 修業年限および在学年限

### (修業年限)

第15条 修業年限は4年とする。

### (在学年限)

第16条 学生は8年を超えて在学することができない。

ただし、編入学、転入学、および再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 前項前段の規定にかかわらず、本学が学科の改組転換などを含め、教育課程を変更する場合は、在学年限を短縮することがある。

ただし、学生が改組転換後の学科への移籍等を了承した場合はその限りではない。

### (長期にわたる教育課程の履修)

第17条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

ただし、この場合の在学年限は前条第1項前段に定める8年を限度とする。

2 学生は、本学が学科の教育課程を変更する場合は、この変更に沿って履修するものとする。

## 第6章 入学

### (入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学および再入学については学期の始めとすることがある。

### (入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 高等学校または中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 文部科学大臣が指定する専修学校高等課程を修了した者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
8. 相当の年齢に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### (入学者受入方針)

第19条の2 本学は第2条に定める教育理念並びに第6条の3に定める教育目的および人材育成の目的に基づく入学者受け入れについての方針を、入学案内等に定めて公表するものとする。

### (入学の出願)

第20条 本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

### (入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

### (入学手続および入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

### (編入学)

第23条 次の各号に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年に入学を許可することがある。

1. 大学・短期大学または相当する学校を卒業した者
2. 高等専門学校を卒業した者
3. 専修学校の専門課程（就業年数が2

年以上で文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を卒業した者

### 4. 文部科学大臣の指定した者

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

### (転入学・再入学)

第23条の2 本学に転入学・再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、前条第2項と同様に決定する。

## 第7章 教育課程および授業方法等

### (教育課程の編成方針)

第24条 本学は、学部および学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成にあたっては、学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。
- 3 社会福祉士の受験資格を取得しようとする者のために、社会福祉士及び介護福祉法に基づく資格の取得に必要な指定科目を置く。
- 4 精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする者のために、精神保健福祉法に基づく資格の取得に必要な指定科目を置く。
- 5 幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者のために、教育職員免許法および同法施行規則に規定する科目を置く。
- 6 保育士の資格を取得しようとする者のために、児童福祉法および同法施行規則に規定する科目を置く。
- 7 外国人留学生に対して日本語に関する科目を開設する。
- 8 学科の教育課程の編成方針は、入学案内および学生便覧（履修規程を含む。）等において公表する。

### (教育課程)

第25条 教育課程は各授業科目を教養教育科目、専門教育科目並びに必修科目、選択科目に分け、別表に定める。

### (単 位)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

1. 講義および演習については、15時間から30時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
2. 実験・実習および実技については、

30時間から45時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3. 一の授業について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 第24条第3項および第4項に規定する指定科目については前項の規定にかかわらず、講義15時間、演習30時間、実験・実習および実技45時間の授業をもって1単位とする。

### (授業科目)

第27条 削除

### (各授業科目の授業期間)

第28条 各授業科目の授業は、15週または10週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上特別の必要がある場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

### (授業を行う学生数)

第29条 同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数とする。

### (授業の方法)

第30条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。ただし、第24条第3項および第4項に規定する指定科目においては併用を行わないものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
- 3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることがある。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

### (成績評価基準等の明示)

第30条の2 本学は、学生に対して、授業の方法並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。なお、第26条に定める授業時間以外に必要な学修についても適宜記載するものとする。

- 2 本学は、学習の成果に係る評価および卒業の認定にあたり、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 3 前二項に定める学生への明示は、シラバスによって行うとともに、最初の授業の際に説明するものとする。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第31条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究

を実施するものとする。

## 第8章 履修要件等

### (履修登録)

第32条 学生は履修する科目を選定し、履修届を提出するものとする。

### (履修コース)

第33条 削除

### (履修登録単位の上限)

第34条 学生が1年間に、履修科目として登録することができる単位数については、概ね50単位とする。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めるものとする。

### (進級制限)

第35条 削除

### (併設の短期大学部および他大学または短期大学における授業科目の履修)

第36条 本学において教育上有益と認めるときは、学生に、併設の短期大学部（専攻科を含む。以下この条において同じ）および単位互換協定締結の他の大学または短期大学の授業科目の履修を認めることがある。

- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。ただし、こども学科において保育士資格を取得しようとする者が、他の指定保育士養成施設において履修した指定科目については、30単位までとする。
- 3 前二項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合および外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業をわが国において履修する場合について準用する。

### (大学以外の教育施設等における学修)

第37条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う文部科学大臣が定める次の学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることがある。

1. 高等専門学校の4年次、5年次の学修
2. 専修学校専門課程の修学年限2年以上のものにおける学修
3. 省庁もしくは独立行政法人が設置する大学校における学修
4. 文部科学大臣の認定を受けて本学もしくは他の大学または短期大学が行う講習または公開講座における学修
5. 文部科学大臣の委嘱により本学もしくは他の大学または短期大学が行う社会教育主事講習、司書および司書補の講習における学修
6. 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
7. アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフ

ル、トイック、および国または一般社団法人もしくは一般財団法人その他の団体で、年1回以上全国的な規模において審査が行われるものに係る学修

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項および第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

**(入学前の既修得単位の認定)**

- 第38条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目履修により修得した単位を含む）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなして単位を与えることがある。
- 2 本学において教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることがある。
  - 3 第36条から本条により与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。  
ただし、こども学科において保育士資格を取得しようとする者が、入学前に他の指定保育士養成施設において履修した指定科目については30単位まで、また、指定保育士養成施設以外の大学、短期大学で履修した本学の教養教育科目に相当する科目については、30単位までとする。

**(成績評価および単位認定)**

- 第39条 本学は学修成績の評価方法を次のとおり定める。
1. 成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。  
ただし、卒業認定のためには第49条第1項第3号に定める成績評定平均点以上を取得しなければならない。
  2. 単位の認定は、必要な課程として定められた時数について、学外実習および実習指導科目等、別に定める場合を除き、3分の2以上出席し、本学の行う試験その他による成績審査に合格したのに対して行う。
  - 2 成績の段階は6段階とし、評点ごとの点数は次のとおりとする。  
A+ (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)、D (59~50点)、F (50点未満)  
ただし、授業科目によっては単位の認定・不認定のみを記載することがある。
  - 3 成績審査に関しては第41条により定める履修規程、および別に定める試験規程による。

**(成績評定平均点)**

第39条の2 本学は、学生の教育研究の質的向上を図るため、成績評定平均点を算出

- する。
- 2 成績評定平均点とは、単位取得科目の成績評価点（素点、ただし認定・不認定のみを記載する科目、および第36条から第38条による履修科目を除く。）に各々その単位数を乗じた総点数を総取得単位数で除して算出した1単位あたりの平均点をいう。
- 3 成績評定平均点の向上のために、C以下の評点を得た授業科目については、再履修願により再履修することができる。  
ただし、Fの評点を得た者の再試験の取扱いについては第41条に基づき別に定める履修規程によるものとする。

**(成績発表)**

- 第40条 成績の発表は次の方法による。
1. 成績発表の時期は各学期末とし、成績通知書をもって学生、および保護者もしくは学費支弁者宛に通知する。
  2. 成績通知書には評点、素点を表示するほか、第39条の2第2項に定める成績評定平均点を記載する。

**(進級制限)**

- 第40条の2 学長は、次の要件のいずれかに該当する者について、教授会の議を経て第3年次への進級を認めないことがある。
1. 取得単位数60単位未満の者
  2. 2年次までの成績評定平均点が65点未満の者

**(履修規程)**

第41条 本章に定めるほか、必要な事項は別に定める履修規程による。

**第9章 休学・転学・留学および退学**

**(休学)**

- 第42条 病気その他の事由により、2ヵ月以上修学することができない者は、願い出て学長の許可を受け、その学期もしくは学年の終わりまで休学することができる。
- 2 学長は、学生の病気、もしくはその他の事由により休学させることが必要と判断した場合は、教授会の議を経て必要な期間休学を命ずることがある。

**(休学期間)**

- 第43条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
  - 3 休学期間は、第16条第1項の在学期間に算入する。
  - 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。  
ただし、休学中に学科の教育課程の変更もしくは改組転換等が行われた場合は、その変更後の学科の教育課程を適用することがある。

**(転学)**

第44条 他の大学への転入学を志願しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

**(留学)**

- 第45条 外国の大学または短期大学で学修することを志願する者は、願い出て学長の許可を受け、留学することができる。
- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第16条に定める在学期間を含めるものとする。

**(退学)**

- 第46条 退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、懲戒による場合は第52条に定めるところによる。

**(退学処分)**

- 第46条の2 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学処分とする。
1. 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお納付しない者
  2. 第16条に定める在学年限を超えた者
  3. 第43条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
  - 2 退学処分となった者の既修得単位はこれを有効とする。ただし、前項第1号による退学処分については納付金の有効期限内による修得単位に限るものとする。
  - 3 退学処分通知には第1項の該当条項を記載して本人に通知するものとする。

**(除籍)**

- 第47条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。
1. 在学中に死亡した者
  2. 6ヵ月以上にわたり行方不明の者

**第10章 卒業認定および学位授与の要件**

**(卒業認定基準)**

- 第48条 削除
- (卒業認定および学位授与の要件)**
- 第49条 学長は、次の要件の全てを満たす学生について、教授会の議を経て卒業を認定する。
1. 本学に4年以上在学した者。ただし、第23条第1項および第23条の2の規定により編入学・転入学・再入学を許可された者については第23条第2項により定められた年数以上在学した者とする。
  2. 所定の授業科目について必修単位を含め、次の単位を修得した者。なお、この単位には第36条から第38条の規定に基づく履修による修得単位を含むことができるものとする。ただし、第24条第3項から第6項に定める免許・資格を取得する場合は、第41条により定める履修規程、および履修細則に規定する単位を修得しなければならない。

科目別 学科別	教養教育科目	専門教育科目
福祉心理学科	28単位以上	96単位以上
こども学科	28単位以上	96単位以上

3. 第39条の2第2項に定める成績評定平均点70点以上を取得した者
4. 第6条の3に定める教育目的と人材育成の目的に適い、かつ学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると学科会議で判定された者
5. 所定の学費を納入した者
- 2 文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生として3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学が卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合の卒業の取扱いは、前項の規定にかかわらず、別に定める。

**(学位の授与)**

第50条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を次のとおり授与する。

福祉学部	福祉心理学科 学士（福祉心理学）
	こども学科 学士（こども学）

- 2 本学は、前項および前条に定める卒業認定並びに学位授与の要件を学位授与の方針として、入学案内、学生便覧（履修規程を含む。）等で公表するものとする。

**第11章 賞罰**

**(褒賞)**

- 第51条 本学の学生にして、他の模範となる者は、教授会の議を経て学長がこれを褒賞する。
- 2 前項の褒賞は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
    1. 学業成績が優秀で、人格に優れている者
    2. 学外実習において、特に高い成績評価を得た者
    3. 学生の課外活動もしくは学内の自主活動において特に優れた実績をあげた者
    4. 学外活動もしくはボランティア活動において特に優れた実績をあげた者
    5. その他学生の模範となる顕著な行為のあった者
  - 3 前項の定めその他、必要な事項は別に定める。
  - 4 学長褒賞の他、学部長、学科長表彰に関する規程は、別にこれを定める。

**(懲戒)**

第52条 本学の学生にして学則その他の規則に違反し、または本学学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議

- を経て学長がこれを懲戒する。
- 前項の懲戒の種類は、退学、停学および譴責とする。
  - 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
    - 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - 正当な理由がなくて出席常でない者
    - 本学の秩序を乱した者
    - 学生としての本分に著しく反した者
    - ストーカー、ハラスメント等の行為を行った者で改悛に至らない者
    - 暴力等の行為を行った者
    - 犯罪行為を行った者
    - 故意または過失により校舎、設備等に大きな損害を与え、もしくは火災に至らしめた者
    - 飲酒を強要し、相手を重篤に至らしめた者
    - 飲酒運転を行ない、重大な人身事故または物損事故を起こした者
    - 歩行喫煙により、通行人に火傷等の傷害、もしくは衣服、所持品等に損害を与えた者で改悛に至らない者

## 第12章 科目履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生

### (科目履修生)

- 第53条 本学の学生以外の者で、本学の一または複数の授業科目の履修を希望する者がある時は、本学の教育に特に支障がない限り、選考のうえ科目履修生として入学を許可することがある。
- 科目履修生に対する成績評価および単位の認定については、第39条の規定を準用する。
  - 科目履修生に関する規程は、別にこれを定める。

### (聴講生)

- 第53条の2 本学の学生以外の者で、本学の一または複数の授業科目の聴講を希望する者がある時は、本学の教育に特に支障がない限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。
- 聴講生に対する成績評価および単位認定は行わない。
  - 聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

### (特別聴講学生)

- 第54条 他の大学または短期大学との協定に基づき、当該大学または短期大学の学生で、本学における授業科目の履修を希望する者がある時は、特別聴講学生として履修を許可することがある。
- 特別聴講学生に関する規程は、別にこれを定める。

### (研究生)

- 第55条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。
- 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以

上の学力があると認められた者とする。

- 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

### (外国人留学生)

- 第56条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学することを志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
- 外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

## 第13章 専攻科および別科

### (専攻科および別科)

- 第57条 本学には必要に応じて専攻科および別科を置くことができる。
- 専攻科および別科に関する規程は、別にこれを定める。

## 第14章 入学検定料、学費およびその他の費用

### (入学検定料・入学金・授業料等)

第58条 本学の学費は次のとおりとする。

入学検定料	3万円
入学金	15万円
施設設備費	10万円
授業料	年額 70万円
教育充実費	年額 28万円

- 実験・実習および研究・研修旅行等に要する費用については別に実費を徴収することがある。
- 在学生家族との連繋および在学生の福利厚生向上のための組織である家族会の入会金および会費については第1項の授業料納入時に併せて納入しなければならない。
- 第17条に定める長期履修学生の学費については履修計画期間に応じて別に定める。

### (納入期限)

- 第59条 学費の納入期限は次のとおりとする。
- 入学一時金  
入学金、施設設備費  
合格通知後の指定する日まで
  - 年度納付金  
授業料、教育充実費  
前期分 4月20日まで  
ただし、入学年度は前年度3月31日まで  
後期分 9月30日まで
  - 前項第2号の年度納付金は前期・後期一括納入することができる。
  - 学費は出席の有無にかかわらず、これを納入しなければならない。
  - 前期または後期の途中において復学した者の納付金額は別に定める。

### (納付金の返還)

- 第60条 前条の定めによる納入学費について、入学辞退もしくは入学後退学許可を得た場合の返還については次のとおりとする。
- 入学手続きを行った者が、入学式の前日までに文書で入学辞退を申し出た場合は、入学金以外の納入学費を返還する。
  - 入学式日以降4月末日までに退学許可を得た場合、入学金を除き施設設備費および前期分納入学費のそれぞれ80パーセント（千円未満切捨て。以下本条において同じ）、並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。
  - 入学年度の5月1日から5月末日までに退学許可を得た場合、施設設備費および前期分納入学費のそれぞれ60パーセント並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。
  - 入学年度6月1日以降の退学者については返還しない。ただし、前後期の学費を全納した者が9月末日までに退学許可を得た場合は後期分学費を返還する。
  - 授業料納入時に徴収する家族会費については、入会費を除き、前項に準じて返還する。
  - 納入された実験・実習に関する費用については原則として返還しない。

### (休学中の学費)

第61条 休学の許可を受けた者は、次学期以降の休学期間中の学費を免除する。

### (卒業年次留年時の学費)

- 第62条 卒業年次において卒業の認定が得られず留年となった者の学費は次のとおりとする。
- 第49条に定める卒業認定要件を満たせず留年となった者のうち、卒業および資格・免許状の取得に必要な履修単位数が20単位以内で、成績評定平均点が68点以上である者については、留年後1年以内に限り授業料および教育充実費を免除する。
  - 前号に定める履修の期間を超えて留年となった者は、所定の学費を納入しなければならない。  
ただし、卒業および資格・免許状の取得に必要な履修単位数が10単位以内で、成績評定平均点が70点以上の場合は、科目履修生規程に定める学費を適用する。

### (科目履修生等の学費)

- 第63条 科目履修生の学費については第53条に定める科目履修生規程に、また、研究生の学費については第55条に定める研究生規程によるものとする。
- 併設の短期大学および単位互換協定締結の他大学または短期大学の特別聴講学生については、実験・実習および研究・研修旅行費用以外の学費を免除する。

### (学費徴収の猶予)

- 第64条 学生もしくはその学費負担者が経済的理由または罹災によって学費の納付が困難である場合は、第58条に規定する学費のうち、授業料、教育充実費については願い出により徴収を猶予することがある。
- 学費徴収猶予に関する規程は、別にこれを定める。

## 第15章 公開講座

### (公開講座)

- 第65条 本学は、適宜、公開講座を開設する。
- 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

### 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

### 附 則

この学則は平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

### 附 則

この学則は平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

### 附 則

この学則は平成21年10月1日から施行する。

### 附 則

この学則は平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

### 附 則

- 本学則は平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。  
ただし、第46条の2、および第47条については平成23年度在学生から適用する。
- 第49条第2項については平成23年3月1日から施行する。
- 第6条第2項に規定する学生定員のうち、平成23年度における収容定員は390名とし、平成24年度は380名、平成25年度は370名とする。

### 附 則

- この学則は平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。
- 第6条第2項に規定する学生定員のうち、平成24年度における収容定員は370名とし、平成25年度は350名、平成26年

度は330名とする。

**附 則**

この学則は平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

**附 則**

この学則は平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

**附 則**

1. この学則は平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。
2. 第6条第2項に規定する学生定員のうち、福祉心理学科における平成27年度の収容定員は310名、平成28年度は300名、平成29年度は290名とする。

**附 則**

この学則は平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

**附 則**

この学則は平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

教 育 課 程 (別 表)

福祉学部 福祉心理学科

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
教育方針			
本学の教育	2		キャンパスマナーを含む
表現力向上分野			
国語表現	4		指定者必修
文章演習		1	
情報教養分野			初級レベル } 入学時の能力検定により履修レベルを決定する。2単位以上必修とするが、初級レベルIの履修者は、中級レベルIIまで計4単位以上を必修とする。
情報機器操作 I	2		
情報機器操作 II	2		
人間関係分野			
生活教養	2		} 1単位以上必修とする。
生活教養 II		2	
地域ボランティア活動		1	
地域振興活動		1	
人文社会及び健康教養分野			
音楽演習		2	
美術演習		2	
心理学	4		
法学		2	
社会学		2	
女性と保健		2	
食生活と健康		2	
国際理解分野			} 語学科目において2科目4単位以上必修とする。 Iの単位修得者に限りIIを履修できるものとする。
英会話 I		2	
英会話 II		2	
中国語会話 I		2	
中国語会話 II		2	
国際理解論	2		
国際理解演習		2	
体育分野			
体育実技 I		1	
体育実技 II		1	
専門基礎科目			必修18単位を含め96単位以上を履修するものとする。
福祉心理学	4		
発達心理学	4		
臨床心理学		4	
社会福祉原論	4		
福祉キャリア研究	2		
コミュニケーション演習		4	
社会的養護		2	
医学一般		4	
精神医学	4		
心理関連科目			
心理学研究法		2	
人格心理学		4	
認知心理学		4	
子どもの心理		2	
青年の心理		2	

	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
	老いの心理		2	
	職場の心理		2	
	心理診断法実習		2	
	心理統計学		2	
	カウンセリング概論		4	
	カウンセリング演習		2	
	心理学実験		2	
	社会心理学		4	
	障害児・者への心理援助		2	
	犯罪行動と心理		2	
	犯罪行動と心理演習		2	事例研究を含む
	癒しと心		2	
	育児ストレス		2	
	心理療法		2	
	社会福祉・精神保健福祉関連科目			
	医療福祉論		2	
	社会調査法		2	
	相談援助の基盤と専門職		4	
専	社会福祉援助技術論Ⅰ		4	
門	社会福祉援助技術論Ⅱ		4	
	地域福祉論		2	
	コミュニティソーシャルワーク		2	
	福祉行財政と福祉計画		2	
教	社会福祉運営管理		2	
	社会保障		4	
育	高齢者に対する支援と介護保険制度		4	
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度		2	
科	児童・家庭福祉		4	
	低所得者に対する支援と生活保護制度		2	
	保健医療サービス		2	
目	就労支援		1	
	権利擁護と成年後見人制度		2	
	更生保護制度		1	
	相談援助演習Ⅰ		1	
	相談援助演習Ⅱ		2	
	相談援助演習Ⅲ		2	
	相談援助実習指導		3	
	相談援助実習		4	
	精神保健学		4	
	精神保健福祉に関する制度とサービス		4	
	精神障害者の生活支援システム		2	
	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)		2	
	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)		2	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ		4	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ		4	
	精神保健福祉援助演習(基礎)		1	
	精神保健福祉援助演習(専門)		2	
	精神保健福祉援助実習指導		3	
	精神保健福祉援助実習		5	
	母子保健Ⅰ		2	

	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
	母子保健Ⅱ		2	
	福祉住環境演習		2	
	特別研究Ⅰ		2	
	特別研究Ⅱ		2	



福祉学部 こども学科

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
教育方針	2		
本学の教育			
表現力向上分野			
国語表現	4		
会話演習	1		
情報教養分野			
情報機器操作Ⅰ（初級レベル）		2	} 入学時の能力検定により履修レベルを決定する。2単位以上必修とするが、Ⅰの履修者はⅡまで計4単位必修とする。
情報機器操作Ⅱ（中級レベル）		2	
情報機器操作ⅢA		2	
情報機器操作ⅢB		2	
人間関係分野			
生活教養	4		
生活と安全		2	
教養分野			
音楽演習		2	
美術演習		2	
文学演習		2	
食彩演習		1	
日本国憲法		2	
女性と保健		2	
国際理解分野			
英会話Ⅰ（ベーシックレベル）		2	} 入学時の能力検定により履修レベルを決定する。Ⅰの履修者はⅡまで、1年次Ⅱの履修者は英書リーディングまでの計4単位必修とする。
英会話Ⅱ（アドバンスレベル）		2	
英書リーディング		2	
中国語会話Ⅰ		2	
中国語会話Ⅱ		2	
国際理解論	2		
体育分野			
体育講義	1		
体育実技Ⅰ	1		
体育実技Ⅱ		1	
専門科目			
保育者論	2		
教育原理	2		
保育原理	2		
社会的養護	2		
社会福祉	2		
地域福祉論		2	
相談援助		1	
児童家庭福祉		2	
教育行政		2	
教育心理学	1		
発達心理学	4		
臨床心理学	2		
心理査定法		2	
育児ストレス		2	
発達障害		2	
カウンセリング概論		2	
カウンセリング演習		1	
子どもの保健Ⅰ	4		
子どもの保健Ⅱ		1	
母子保健Ⅰ		2	
母子保健Ⅱ		2	
子どもの食と栄養		2	
食物アレルギー事例研究		1	
家庭支援論		2	

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
子育て支援政策		2	
保育・教育課程論	2		
保育内容総論	2		
保育内容指導法 健康	2		
保育内容指導法 人間関係	2		
保育内容指導法 環境	2		
保育内容指導法 言葉	2		
保育内容指導法 表現Ⅰ		2	
保育内容指導法 表現Ⅱ		2	
教育方法および技術		2	
社会的養護内容		1	
保育相談支援		1	
乳児保育		2	
障害児保育		2	
幼児理解の理論と方法		2	
教育相談		2	カウンセリングを含む
保護者対応事例研究		1	
保育・幼稚園教職実践演習		2	
認定こども園基本実習		1	
幼稚園教育実習		5	事前・事後指導1単位を含む
保育実習指導Ⅰ		2	
保育実習Ⅰ		4	
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習Ⅱ		2	
保育実習指導Ⅲ		1	
保育実習Ⅲ		2	
ピアノ演習（初級レベル）		2	} この内より2単位必修
ピアノ演習（中級レベル）		2	
ピアノ演習（上級レベル）		2	
器楽演習		2	
国語		2	
算数		2	
音楽	2		
図画工作	2		
体育	2		
学童保育		2	
学童保育実習		1	
教育内容指導法 国語		2	
教育内容指導法 算数		2	
教育内容指導法 音楽		2	
教育内容指導法 図画工作		2	
教育内容指導法 体育		2	
園芸		2	
創作ミュージカル	2		
バリダンスレッスンとバリ島幼稚園交流		2	
特別研究Ⅰ		1	
特別研究Ⅱ		1	
ゼミナール	4		

留学生用科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
日本語科目			
日本語Ⅰ		2	
日本語Ⅱ		2	

## 福島学院大学福祉学部履修規程

### (目的)

第1条 この規程は学則第41条の規定に基づき、福祉学部福祉心理学科およびこども学科における履修について必要な事項を定めることを目的とする。

### (履修届)

第2条 学生は学則第32条に定めるところに従い、学期ごとに履修する科目を選定し、教務課の指定する日までに履修届を提出するものとする。

2 学則第32条のただし書きにより追加履修を受け付ける時期と科目は次のとおりとする。

5月20日まで

●音楽演習のうち指定する外部音楽団体加入、または指定する学内団体活動による履修

●国際理解演習、体育実技Ⅱ等の科目で前期に海外演習または実習が含まれる場合。

ただし、後期に事前指導および海外演習または実習が行われる場合は後期履修登録時とする。

3 福祉心理学科においては、学則第49条に定める卒業認定要件に関わる科目を含めて、心理系科目、福祉系科目を各30単位以上修得するよう履修科目を選定しなければならない。

4 指定の期日までに履修届の提出がない場合には履修しないものとみなして処理することがある。

### (履修科目の変更)

第3条 届け出て許可された履修科目の、他の科目への変更は原則として認められない。

### (履修科目の放棄)

第4条 届け出て許可された履修科目を学生が放棄する場合は、放棄届を直接教務課へ提出しなければならない。

2 履修の放棄は、授業を開始した日から2週間以内に届出するものとし、その後は認めないものとする。

### (出欠確認)

第4条の2 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30分以内の遅刻・早退は3回で1回の欠席とする。

2 学外で行う演習、実習科目の出欠確認は、当該科目担当教員もしくは当該実習機関の定めるところによるものとする。

### (成績評価)

第5条 学生の成績の評価は学則第39条に定めるところによる。

2 成績評価は試験等の総合評価とし、授業科目によっては、基礎能力の向上をはかる試験について合格基準を引き上げて設定することがある。

3 D、Fの評価および欠格は成績通知書に記載するが証明書には記載しない。ただし、奨学金関係もしくは事務上必要とされる場合は記載する。

### (成績審査の方法)

第6条 学則第39条第1項第2号に定める成績

審査の方法は中間試験、期末試験、レポート、調査、作品、実技、出席状況、口頭試問等（以下試験等という）担当教員の定めるところによって行う。

2 授業科目について、必要な時数として定められた時数の3分の1を超える時数を欠席した場合、当該科目にかかる成績評価は行わず、「欠格」と表示することとする。

ただし、学外実習科目および実習指導科目についての必要出席時数は第9条第1項第2号の定めによるものとする。

3 試験等において試験規程第3条に定める不正行為があったと認められた学生は当該試験科目の成績を零点とする。ただし、授業時の出席確認の際に不正行為（代返等）もしくはこれに準ずる行為が認められた場合には当該試験科目の成績を減点とする。

### (懲戒)

第7条 試験等（出席確認を含む）において二度以上の不正行為があったと認められた学生は学則第52条の規定に基づき教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

ただし、試験規程第3条第1項第5号に定める「本人に替わって受験を行った者及びそれを行わせた者」については一度であっても懲戒の対象とする。

### (試験等の期間)

第8条 試験等は担当教員の授業期間中に適宜に行うほか、学期途中および学期末に試験期間もしくは試験日を設けて行う。

### (単位の認定)

第9条 単位修得の認定は、当該授業科目の担当教員が次の条件をそなえた学生に対して行う。

1. 履修届を提出し、履修確認手続（本人が履修確認を行い、署名した「履修科目確認表」を教務課に提出）が完了した者

2. 学外実習を伴う実習科目（海外における演習・実習科目を含む）については、事前・事後指導時数の5分の4以上出席し、かつ当該現場実習について定められた全ての日数および時数を出席した者。ただし、現地実習において病気、忌引等やむを得ない事情により欠席した場合で、実習期間の延長が可能な場合については当該欠席日数分を延長して補充することができる。

また、海外研修が必須の演習・実習科目については病気等やむを得ない場合を考慮して5分の4以上の日数および時数を出席した者。この場合の出欠確認は第4条の2第2項に定めるところによるものとする。

3. 前号に定める科目以外の授業科目については、必要な時数として定められた時数の3分の2以上出席した者。この場合の出欠確認については第4条の2第1項に定めるところによるものとする。

よるものとする。

4. 授業科目における試験等の結果を総合判定して学習成績の評価が60点以上の者

5. 所定の学費を納入した者

### (編入学・転入学・再入学者の単位の認定)

第10条 学則第23条、および第23条の2に基づき編入学・転入学・再入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱いについては次のとおりとし、在学すべき年数については教授会の議を経て学長が定めるものとする。

1. 短期大学学科卒業生  
60単位分を総括認定 第3年次編入学

2. 短期大学学科中退生  
本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

3. 大学学部卒業生  
福祉系・心理系・保健系・教育保育系学部卒業生は60単位分を総括認定その他の学部卒業生は本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

4. 大学学部中退生  
62単位以上を修得して3年次以後の中退生は60単位分を総括認定。学部1. 2年次での中退生は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

5. 短期大学専攻科修了者および3年制(93単位制)短期大学卒業生  
福祉系・心理系・保健系・教育保育系専攻科修了者もしくは3年制短期大学卒業生は、教授会の判定により、専攻科の場合は短期大学本科分を含めて、93単位分迄を総括認定できるものとする。その他の専攻科修了者もしくは3年制短期大学卒業生は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

6. 専門学校卒業生  
本学における授業科目の履修により修得したものとみなすと教授会で判定した科目・単位とする。

2 外国の大学等を卒業した者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

3 前2項の単位の認定にあたっては、学業成績証明書の提出を求めることとする。

4 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家試験受験資格並びに民間の資格等の取得を希望する場合は、第1項に定める総括認定に該当する場合でも、学生の希望により個別に教授会で判定する科目・単位とすることができる。

5 第1項の単位の認定にあたっては、学則第48条に定める成績評定平均点（グレードポイントアベレージ。以下

GPAという。）の算定の基礎に加え、学籍簿には「認定」とのみ記載する。

### (追試験)

第11条 学生が次の事由により定期試験に出席できなかった場合は、速やかにその旨を教務課に連絡し、その事由を証明する書類を添付し、追試験願を事前もしくは事後1週間以内に提出して追試験を受けることができる。

1. 病気（医師の診断書）
2. 事故・災害（事故証明書、災害証明書）
3. 交通機関の事故（事故証明書）
4. 忌引（2親等までに限る。保護者または家族の証明書）
5. 自宅または居所の緊急事態（保護者又は家族の証明書）
6. 就職試験等（受験先又はキャリア支援室長の証明書）
7. 実習（4年次に在籍し、相談援助実習又は精神保健福祉援助実習を履修中の学生で、宮代キャンパスで履修する科目の試験を受験できない場合に限る。当該実習担当教員の証明書）
8. 結婚（本人又は2親等までに限る。保護者又は家族の証明書）
9. 本人の不注意と認められる場合。ただし、年度内に3科目以内に限る。

この場合、80点を満点とし、1科目につき追試験料1万円を徴収する。

2 定期試験開始後30分以内に学生が急病のため、受験を継続することが困難な状況に至った場合は、試験監督員に申し出てその許可を得、さらに教務課長（不在時は課員）にその状況を説明し確認を受け、1週間以内に試験監督員ならびに教務課長の退出事由に関する証明書および原則として医師の診断書を添付のうえ教務課に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。

3 国民体育大会や海外遠征試合等の選手として、関係機関より参加要請があり、教授会の議を経て学長が参加を許可した場合は、教務課に追試験願を提出し追試験を受験することができる。

### (再試験)

第12条 卒業学年に在籍し、第13条に定める再履修を行う者について、卒業年度内の再履修が困難であり、卒業もしくは国家試験受験資格、認定資格等取得に必須の科目が2科目以内である場合は、再試験願を教務課に提出して、試験等の再試験を受けることができる。ただし、次の場合は再試験を受験することができない。

1. 試験等（当該科目以外を含む）において不正行為があったと認められる者
2. 当該科目の出席が不足し、欠格となった者
3. 当該科目の受講態度が芳しくないと思われ担当教員が判断した者
4. 再試験を受けても当該科目の総合評価で合格することが困難であると担当教員が判断した者
5. Fの評価を得た科目

- 再試験において合格した者の点数は70点を上限とする。
- 再試験料として1科目につき1万円を徴収する。

**(再履修・再実習)**

第13条 成績評価の結果不合格と判定された者、履修を放棄した者、欠格となった者は、再履修願を教務課に提出して、担当教員と協議して教務課の指定するところの方法および期間により再履修することができる。ただし、学外実習科目の場合は学科会議において再履修もしくは再実習の可否を判断するものとする。

- 前項前段の規定にかかわらず、単位の認定を受けた場合でも成績評価C判定の科目については、再履修願を教務課に提出して再履修することができる。
- こども学科における認定こども園基本実習、教育実習にかかる幼稚園教育実習、保育実習Ⅰにかかる保育所実習および施設実習、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、学童保育実習の各実習については各々1実習とし、次のいずれかに該当する場合、原則として当該年度の再実習は認めない。

- こども学科会議において、次に掲げる要件を審議の結果、不適格と判断された者
  - 教育実習にかかる事前事後指導、保育実習指導Ⅰ、保育実習指導ⅡまたはⅢにおける出席状況
  - 学習への意欲
  - 学業成績等
- 実習の評価で2実習以上の不合格がある者、または1実習について50点未満の評価がある者
- 実習先の評価に関し、学生もしくは家族等が直接実習先に照会を行ったとき

**(履修者の制限)**

第14条 選択科目に関し、担当教員は学科長の承認を得て、受講定員を定め、もしくは履修者を制限することができる。

- 履修者の決定は、その趣旨による公正な方法によって担当教員が決定するところによる。

**(コースの設置および履修定員)**

第15条 福祉心理学科に社会福祉・精神保健福祉コースをおく。

- 前項に規定するコースは、社会福祉士および精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を希望する学生、認定心理士等の資格取得を希望する学生を支援するために設置する。
- 第1項に規定するコースの履修定員は70名とし、学生の資格取得希望に基づき、面談および成績評定平均点(GPA)を勘案し、2年次の前期末に、学科会議の議を経て学科長が履修者を決定する。
- 編入学・転入学・再入学者のコース履修については、成績証明書および面接等により学科会議の議を経て学科長が決定する。

**(履修科目の制限)**

第16条 福祉心理学科における相談援助実習および精神保健福祉援助実習については、次のいずれかに該当する者は当該科目を履修することができない。

- 当該科目を履修する前年度末の時点でGPA70点未満の者
- 事前事後指導において5分の4以上出席していない者で、学科会議の審議の結果、履修を制限された者
- 当該科目履修前に履修する必要のある科目の単位が未修得の者で、学科会議の審議の結果、履修を制限された者

- こども学科における認定こども園基本実習、幼稚園教育実習、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ、学童保育実習については、次の要件のいずれかに該当する者は、学期の始めに履修手続が完了し、施設見学実習、実習オリエンテーション等で既に履修の開始がなされていた場合においても履修を制限し、または単位の認定を行わないことがある。

- 認定こども園基本実習
  - 1年次までの履修科目のGPAが70点未満の者
  - 「認定こども園基本実習」前の課題未提出の者

- 幼稚園教育実習
  - 「認定こども園基本実習」が不合格の者

- 事前・事後指導において5分の4以上出席しない者で、こども学科会議の審議の結果、不適格と判断された者

- 3年次までの履修科目のGPAが70点未満の者

- 「幼稚園教育実習」を行う時点で、3年次までの教職免許取得に必須の科目の単位を取得していない者で、こども学科会議の審議の結果、実習不可と判断された者

- 「幼稚園教育実習」を行う時点で、専門教育科目「音楽」の単位、および「ピアノ演習」または「器楽演習」のいずれかの単位を取得していない者

- 実習を完遂するのに心身等の支障があると、こども学科会議で判断された者

- 保育実習Ⅰ
  - 「認定こども園基本実習」が不合格の者

- 「保育実習指導Ⅰ」において5分の4以上出席しない者で、こども学科会議の審議の結果、不適格と判断された者

- 2年次までの履修科目のGPAが70点未満の者

- 「保育実習Ⅰ」を行う時点で、保育士養成課程「必修科目」の単位を取得していない者で、こども学科会議の審議の結果、実習不可と判断された者

- 実習を完遂するのに心身等の支障があると、こども学科会議で判断された者

- 保育実習Ⅱ、Ⅲ
  - 「保育実習Ⅰ」における保育所実習、もしくは施設実習が不合格の者

- 3年次までの履修科目のGPAが70点未満の者

- 「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」において5分の4以上出席しない者で、こども学科会議の審議の結果、不適格と判断された者

- 実習を完遂するのに心身等の支障があると、こども学科会議で判断された者

- 学童保育実習
  - 「学童保育」の授業を履修していない者

- 「教育内容指導法 国語」および「教育内容指導法 算数」を履修していない者

- 「教育内容指導法 音楽」「教育内容指導法 図画工作」「教育内容指導法 体育」のうち2科目以上を履修していない者。(ただし、学童保育実習を夏季休業中に実施した場合は、事後履修することを義務付ける。)

- 3年次までのGPAが70点未満の者

**(履修制限の解除)**

第17条 福祉心理学科において前条第1項の規定により履修制限を受けた者が、その後の学期末において履修制限要件がすべて解除された場合、次学期から当該科目を履修することができる。

- こども学科において前条第2項第1号、第2号、第3号、第4号および第5号の規定により履修制限をうけた者が、次に該当する場合は、当該実習科目の履修制限を解除することができる。

- 前条第2項第1号の不適格要件が、第2年次前期までにすべて解除されたとき

- 前条第2項第2号の不適格要件が、第4年次前期までにすべて解除されたとき

- 前条第2項第3号の不適格要件が、第3年次前期までにすべて解除されたとき

- 前条第2項第4号の不適格要件が、第4年次前期までにすべて解除されたとき

- 前条第2項第5号の不適格要件が、第4年次前期までにすべて解除されたとき

- 前項の規定により履修制限が解除された場合の「幼稚園教育実習」「保育実習Ⅰ」の実施については次のとおりとする。

- 前条第2項第2号の履修制限が解除された場合、「幼稚園教育実習」は第4年次後期に実習期間を分割して

適宜行うものとする。(原則として授業実施期間中を除く)

- 前条第2項第3号の履修制限が解除された場合、「保育実習Ⅰ」は第3年次後期に適宜行うものとする。(原則として授業実施期間中を除く)

**(希望留年)**

第18条 学則第49条第1項の卒業要件を満たした者であっても、同条第2項により、または国家試験受験資格取得のため留年を希望する場合は、教授会の議を経て学長が留年することを認めることがある。

**(学科毎の履修細則)**

第19条 本規程に定める他、免許状、資格取得に必要な事項は、学科ごとの履修細則に定める。

**附 則**

- この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 従前の臨床心理コース、児童福祉・カウンセリングコースは平成26年度以前の入学者が卒業した時点でこれを廃止とする。

## 福祉心理学科履修細則

(目的)

第1条 本細則は学則第49条第1項第2号及び福祉学部履修規程(以下規程という)第19条の規定に基づき、福祉心理学科の資格取得の履修要領を定めることを目的とする。

(社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格取得)

第2条 社会福祉士国家試験の受験資格取得を希望する者は別表第1に定める指定科目を、精神保健福祉士国家試験の受験資格取得を希望する者は別表第2に定める指定科目を履修し、また両方の受験資格取得を希望する者は、別表第3に定める指定科目を履修して所定の単位を取得しなければならない。

2 指定科目のうち、「相談援助実習」及び「精神保健福祉援助実習」を履修する場合は、規程第16条に定める履修科目の制限、並びに第17条の定める履修制限の解除に留意するものとする。

(認定心理士資格)

第3条 日本心理学会認定の認定心理士資格取得を希望する者は別表第4に定める指定科目を履修し、単位を取得しなければならない。

2 第1項により各々の指定科目を履修し、必要な単位を取得した場合は、所定の審査料をそえて申請することにより、認定資格を取得することができる。

(特別聴講学生)

第4条 他学科及び併設の短期大学の授業科目については、学則第54条の定めるところにより、特別聴講生として履修することができる。

2 前項の授業科目を履修する場合は、特別聴講履修願を提出し許可を受けるものとする。

### 附 則

1. この細則は平成27年4月1日から施行する。
2. この細則は福島駅前キャンパス事務室の所管とする。

履修細則 別表1 社会福祉士 指定科目

配当年次	授業科目	区分	単位	時間数	備考
1・2	医学一般	講義	4	60	}
1	心理学	講義	4	60	
3・4	社会学	講義	2	30	
2	社会福祉原論	講義	4	60	
3	社会調査法	講義	2	30	
2	相談援助の基盤と専門職	講義	4	60	
3	社会福祉援助技術論Ⅰ	講義	4	60	
4	社会福祉援助技術論Ⅱ	講義	4	60	
3・4	地域福祉論	講義	2	30	
3・4	コミュニティーソーシャルワーク	講義	2	30	
3・4	福祉行財政と福祉計画	講義	2	30	
3・4	社会福祉運営管理	講義	2	30	
2	社会保障	講義	4	60	
1・2	高齢者に対する支援と介護保険制度	講義	4	60	
2	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	講義	2	30	
2	児童・家庭福祉	講義	4	60	
3・4	低所得者に対する支援と生活保護制度	講義	2	30	
3・4	保健医療サービス	講義	2	30	
3・4	就労支援	講義	1	15	}
3・4	権利擁護と成年後見制度	講義	2	30	
3・4	更生保護制度	講義	1	15	
2	相談援助演習Ⅰ	演習	1	30	
3	相談援助演習Ⅱ	演習	2	60	
4	相談援助演習Ⅲ	演習	2	60	
3・4	相談援助実習指導	演習	3	90	
3・4	相談援助実習	実習	4	180	

(注) 3科目のうち、1科目選択必修。

履修細則 別表2 精神保健福祉士 指定科目

配当年次	授業科目	区分	単位	時間数	備考
1・2	医学一般	講義	4	60	}
1	心理学	講義	4	60	
3・4	社会学	講義	2	30	
2	社会福祉原論	講義	4	60	
3・4	地域福祉論	講義	2	30	
3・4	コミュニティーソーシャルワーク	講義	2	30	
3・4	福祉行財政と福祉計画	講義	2	30	
2	社会保障	講義	4	60	
3・4	低所得者に対する支援と生活保護制度	講義	2	30	
3・4	保健医療サービス	講義	2	30	
3・4	権利擁護と成年後見制度	講義	2	30	
2	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	講義	2	30	
1・2	精神医学	講義	4	60	
1・2	精神保健学	講義	4	60	
2	精神保健福祉に関する制度とサービス	講義	4	60	
2	精神障害者の生活支援システム	講義	2	30	
2	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	講義	2	30	
2	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	講義	2	30	
3・4	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	講義	4	60	
3・4	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	講義	4	60	
2	精神保健福祉援助演習(基礎)	演習	1	30	
3	精神保健福祉援助演習(専門)	演習	2	60	
4	精神保健福祉援助実習指導	実習	3	90	
4	精神保健福祉援助実習	実習	5	210	

(注) 3科目のうち、1科目選択必修。

履修細則 別表3 社会福祉士・精神保健福祉士 指定科目

共通科目					
配当年次	授業科目	区分	単位	時間数	備考
1・2	医学一般	講義	4	60	} (注)
1	心理学	講義	4	60	
3・4	社会学	講義	2	30	
2	社会福祉原論	講義	4	60	
3・4	地域福祉論	講義	2	30	
3・4	コミュニティーソーシャルワーク	講義	2	30	
3・4	福祉行財政と福祉計画	講義	2	30	
2	社会保障	講義	4	60	
3・4	低所得者に対する支援と生活保護制度	講義	2	30	
3・4	保健医療サービス	講義	2	30	
2	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	講義	2	30	

社会福祉士指定科目						精神保健福祉士指定科目					
配当年次	授業科目	区分	単位	時間数	備考	配当年次	授業科目	区分	単位	時間数	備考
3	社会調査法	講義	2	30		3・4	権利擁護と成年後見制度	講義	2	30	
2	相談援助の基盤と専門職	講義	4	60		1・2	精神医学	講義	4	60	
3	社会福祉援助技術論Ⅰ	講義	4	60		1・2	精神保健学	講義	4	60	
4	社会福祉援助技術論Ⅱ	講義	4	60		2	精神保健福祉に関する制度とサービス	講義	4	60	
3・4	社会福祉運営管理	講義	2	30		2	精神障害者の生活支援システム	講義	2	30	
1・2	高齢者に対する支援と介護保険制度	講義	4	60		2	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	講義	2	30	
2	児童・家庭福祉	講義	4	60		2	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	講義	2	30	
3・4	就労支援	講義	1	15	} (注)	3・4	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	講義	4	60	
3・4	権利擁護と成年後見制度	講義	2	30		3・4	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	講義	4	60	
3・4	更生保護制度	講義	1	15		2	精神保健福祉援助演習(基礎)	演習	1	30	
2	相談援助演習Ⅰ	演習	1	30		3	精神保健福祉援助演習(専門)	演習	2	60	
3	相談援助演習Ⅱ	演習	2	60		4	精神保健福祉援助実習指導	実習	3	90	
4	相談援助演習Ⅲ	演習	2	60		4	精神保健福祉援助実習	実習	5	210	
3・4	相談援助実習指導	演習	3	90							
3・4	相談援助実習	実習	4	180							

(注) 3科目のうち、1科目選択必修。

履修細則 別表4 認定心理士認定資格取得 指定科目

基礎科目 (A・C領域でそれぞれ4単位以上、B・C領域の合計が8単位以上、合計12単位以上)				
配当年次	領域	授業科目	区分	単位
1	A	心理学	講義	4
3・4	C	心理学実験	実習	2
3・4	B	心理学研究法	演習	2
3・4	B	心理統計学	講義	2
3・4	C	心理診断法実習	実習	2

選択必修科目 (D~H各領域のうち、3領域以上で、それぞれ少なくとも4単位以上、合計16単位以上)									
配当年次	領域	授業科目	区分	単位	配当年次	領域	授業科目	区分	単位
1	F	発達心理学	講義	4	2	G	カウンセリング概論	講義	4
2	G	臨床心理学	講義	4	3・4	G	カウンセリング演習	演習	2
2	F	子どもの心理	講義	2	3・4	H	社会心理学	講義	4
3・4	H	職場の心理	講義	2	3・4	F	青年の心理	講義	2
3・4	D	認知心理学	講義	4	3・4	G	人格心理学	講義	4

(注) A~Hの各領域から、さらに任意の科目で8単位以上選択、合計36単位以上必要

# こども学科履修細則

(目的)

第1条 本細則は学則第49条第1項第2号及び福祉学部履修規程第17条の規定に基づき、こども学科の資格、免許状取得に係る指定科目の履修について定めることを目的とする。

(幼稚園教諭一種免許状取得)

第2条 幼稚園教諭一種免許状取得を希望する者は別表1に定める指定科目を履修して、所定の単位を取得しなければならない。

(保育士資格取得)

第3条 保育士資格取得を希望する者は、別に定める「こども学科保育士資格取得に

係る履修細則」により指定科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

(幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格の取得)

第4条 幼稚園教諭一種免許状と保育士資格の両方の取得を希望する者は別表2に定める指定科目を履修して、所定の単位を取得しなければならない。

### 附則

- この細則は平成27年4月1日から施行する。
- この細則はこども学科の所管とする。

## 履修細則 (別表)

幼稚園教諭一種 指定科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		授業形態	備考
			必修	選択		
教養教育科目	情報機器操作Ⅰ(初級レベル)	1	2	2	演習	レベルに応じ、いずれか2単位必修ただし、レベルⅠの履修者はⅡまで必修
	情報機器操作Ⅱ(中級レベル)	1・2		2		
	日本国憲法	2	2	講義		
	英会話Ⅰ(ベーシックレベル)	1	2	2	演習	
	英会話Ⅱ(アドバンスレベル)	1・2		2		
	体育講義	1	1	講義		
	体育実技Ⅰ	1	1	実技		
専門教育科目	保育者論	1	2	講義	事前・事後指導1単位を含む	
	教育原理	2	2	講義		
	教育行政	3	2	講義		
	教育心理学	2	1	演習		
	発達心理学	1	4	講義		
	保育・教育課程論	1	2	講義		
	保育内容総論	1	2	演習		
	保育内容指導法 健康	3	2	演習		
	保育内容指導法 人間関係	3	2	演習		
	保育内容指導法 環境	2	2	演習		
	保育内容指導法 言葉	2	2	演習		
	保育内容指導法 表現Ⅰ	2	2	演習		
	保育内容指導法 表現Ⅱ	3	2	演習		
	教育方法及び技術	3	2	演習		
	幼児理解の理論と方法	3	2	講義		
	教育相談	3	2	講義		
	保育・幼稚園教職実践演習	4	2	演習		
	認定こども園基本実習	2	1	実習		
	幼稚園教育実習	3・4	5	実習		
	国語	3	2	講義		
算数	3	2	講義			
音楽	1	2	演習			
図画工作	1	2	演習			
体育	2	2	演習			

幼稚園教諭一種・保育士 指定科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		授業形態	備考
			必修	選択		
教養教育科目	本学の教育	1	2		講義	レベルに応じ、いずれか2単位必修ただし、レベルⅠの履修者はⅡまで必修
	国語表現	1	4		講義	
	会話演習	2	1		演習	
	情報機器操作Ⅰ(初級レベル)	1	2	2	演習	
	情報機器操作Ⅱ(中級レベル)	1・2		2		
	生活教養	1	4		講義	
	日本国憲法	2	2		講義	
	英会話Ⅰ(ベーシックレベル)	1	2	2	演習	
	英会話Ⅱ(アドバンスレベル)	1・2		2		
	国際理解論	1	2		講義	
	体育講義	1	1		講義	
	体育実技Ⅰ	1	1		実技	
専門教育科目	保育者論	1	2		講義	事前・事後指導1単位を含む
	教育原理	2	2		講義	
	保育原理	1	2		講義	
	社会的養護	1	2		講義	
	社会福祉	1	2		講義	
	相談援助	2	1		演習	
	児童家庭福祉	1	2		講義	
	教育行政	3	2		講義	
	教育心理学	2	1		演習	
	発達心理学	1	4		講義	
	子どもの保健Ⅰ	1	4		講義	
	子どもの保健Ⅱ	2	1		演習	
	子どもの食と栄養	2	2		演習	
	家庭支援論	2	2		講義	
	保育・教育課程論	1	2		講義	
	保育内容総論	1	2		演習	
	保育内容指導法 健康	3	2		演習	
	保育内容指導法 人間関係	3	2		演習	
	保育内容指導法 環境	2	2		演習	
	保育内容指導法 言葉	2	2		演習	
	保育内容指導法 表現Ⅰ	2	2		演習	
	保育内容指導法 表現Ⅱ	3	2		演習	
	教育方法及び技術	3	2		演習	
	社会的養護内容	2	1		演習	
	保育相談支援	2	1		演習	
	乳児保育	2	2		演習	
	障害児保育	3	2		演習	
	幼児理解の理論と方法	3	2		講義	
	教育相談	3	2		講義	
	保育・幼稚園教職実践演習	4	2		演習	
認定こども園基本実習	2	1		実習		
幼稚園教育実習	3・4	5		実習		
保育実習指導Ⅰ	2・3	2		演習		
保育実習Ⅰ	3	4		実習		
保育実習指導Ⅱ	3・4	3	1	演習		
保育実習Ⅱ	4		2			
保育実習指導Ⅲ	3・4	3	1	演習		
保育実習Ⅲ	4		2			

幼稚園教諭一種・保育士 指定科目

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		授業形態	備考	
			必修	選択			
専門教育科目	国語	3	2		講義		
	算数	3	2		講義		
	音楽	1	2		演習		
	図画工作	1	2		演習		
	体育	2	2		演習		
	地域福祉論	4	この中から4単位以上必修	2		講義	
	発達障害	4		2		講義	
	子育て支援政策	4		2		講義	
	臨床心理学	3		2		講義	
	カウンセリング概論	3		2		講義	
	カウンセリング演習	3		1		演習	
	ピアノ演習（初級レベル）	1		2		演習	
	ピアノ演習（中級レベル）	1		2		演習	
	ピアノ演習（上級レベル）	1		2		演習	
器楽演習	1	2			演習		

## こども学科保育士資格取得に係る履修細則

### （目的）

第1条 この細則は、児童の保育に従事する専門職業としての保育士、特にソーシャルワークの視点からカウンセリング能力並びに対話能力を身に付け、保護者に対する子育て支援が行える保育士を養成するため、学則第49条第1項第2号及び履修規程第17条の規定に基づき、こども学科における保育士資格取得に係る授業科目の履修について定めることを目的とする。

### （履修資格）

第2条 保育士資格を取得することのできる学生は、こども学科に在籍する学生とする。

### （履修定員）

第3条 前条により履修することのできる学生定員は次のとおりとする。

入学定員 40名、学生定員 160名

### （修業教科目及び単位数）

第4条 保育士資格を取得するには、児童福祉法施行規則の定めるところにより、別表第1に定める本学が開設する科目、並びに別表第2に定める所定の必要単位を修得しなければならない。

2 前項に定める開設科目のうち、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲの単位は、1単位を40時間の学修を必要とする内容をもって構成する。

### （他大学等における履修）

第5条 入学前もしくは在学中に他の指定保育士養成施設で履修した修業科目については、30単位を超えない範囲で本学において履修したものとみなすことができる。

### 附則

- この細則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。
- この細則の所管はこども学科とする。

## 学生受講規程

### （目的）

第1条 この規程は本学の授業等の受講にあたり、学生が留意すべき事項を定めることを目的とする。

### （受講上の留意事項）

第2条 学生は授業・特別講義・講演等（授業等と云う。）の受講に際し、次の事項を行わないように留意しなければならない。

- コート類、小物類（マフラー、帽子等）着用の教室入室及び受講  
ただし、冬場などで特に教室が寒冷の際あるいは風邪等のためコート着用の申出をし、授業担当教員の許可を得た場合はその限りではない
  - 授業等の流れと関係のない、もしくは授業等の流れを妨害する私語
  - 携帯電話等通信機による送信もしくは交信
  - 飲食行為  
ただし、学生生活規程第26条に定める許可された教室等の場合を除く。
  - 喫煙行為
  - 教授者の意欲を阻害するマナーの悪い居眠り
  - 学習用品以外のバッグや紙袋等の荷物を机の上に載せておくこと
  - 授業中の教室の無断入退出
  - その他、教員が禁止した事項
- 2 学生が前項に抵触した場合及び欠席や遅刻、早退した場合の成績評価上の取扱については、担当教員のシラバスもしくは最初の授業時に提示する評価方法書に定めるところによるものとする。

### （予習、復習）

第3条 学生は単位制の本旨に則り授業等の受講に際し、教員からの指導があった場合を含めて事前学習、事後学習を行わなければならない。

### （改善意見書提出）

第4条 学生は授業に関し、改善を求める意見がある場合は各授業科目について第3回目の授業以降に、1回に限り、別に定める様式の意見書を教務課のポストへ投函することができる。その場合は当該授業科目名、授業曜日及び時限、担当教員名を明記しなければならない。

ただし、投函者名は無記名とすることができる。

- 投函された意見書は担当教員に送付するとともに学長に報告するものとする。
- 意見に基づき授業を改善することが必要と担当教員が判断した場合は、速やかにその旨を授業の際に該当クラスの履修学生の全員を対象に告知するものとする。  
ただし、意見書を考慮した結果、特に変更する必要がないと判断した場合はその限りではない。

### （点検・評価等）

第5条 学生は、各授業科目について最終授業終了日に、自らの授業参加にかかわる

点検・評価書並びに授業感想及び改善提案書を教務課に提出することができる。

- 前項に定める受講学生自己点検・評価報告書並びに授業感想及び改善提案書は担当教員の参考に供すると共に、必要に応じて学長もしくは学科長が当該教員に授業の改善を勧告することができる。
- 前2項に定める書類の書式は別に定める。

**(教員遅刻時の取扱)**

- 第6条 事前に連絡がない場合で担当の教員が20分以上教室に現れない場合は休講とする。
- 休講については適宜振替等により補講するものとし、補講日を教務課から学生に通知する。

**(出欠確認)**

第7条 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。30分未満の遅刻・早退は3回で1回の欠席とする。ただし、保育科第二部については別に定める。

- 遅刻・早退・欠席については、各学科のシラバスに記載のとおり、その回数により、成績評価において減点の対象とする。

ただし、次に該当する学生が、該当事項について「事由書」(書式任意)を授業担当教員に提出した場合は減点の対象とはしない。

- 学内外における本学所定の実習に参加する場合
- 学校保健安全法の規定に基づく学長による出席停止の指示に従う場合
- 裁判員制度による裁判員に選任された場合
- 就職試験を受験する場合
- 公共交通機関の遅延や連休による場合
- 悪天候または事故等によりやむを得ない場合
- 親族の不幸等やむを得ない場合
- 学外で行う演習、実習科目の出欠確認は、当該科目担当教員もしくは当該実習機関の定めるところによるものとする。

**(授業改善委員への提言)**

第8条 授業において次のような言動があった場合は、受講学生は第8条第2項に定める授業改善委員へ適宜改善提言を行うことができる。

- 教員が差別的言動、ハラスメント的言動を行ったと判断される場合
- 学生間の差別的言動、ハラスメント的言動を教員が放置していると判断される場合
- 特別な事由の明示がないままに、教員が遅刻、もしくは規定の時刻前の授業終了を2回以上継続した場合
- 講義のみで、受講学生の質問や意見発表の時間への配慮が欠けている授業が2回以上継続した場合

- 教科書を棒読みすることの多い授業である場合
- 学生の興味、関心は無頓着な授業である場合
- 私語等で授業の規律が乱されている授業である場合
- シラバスにそった授業展開がなされていない授業である場合
- 他の授業科目と内容が類似ないし重複が多いと思われる授業である場合
- 前日までの予告なしに、当日休講となることの多い授業である場合

**(学科授業改善委員会)**

第9条 学生からの授業改善提言は当該学科の授業改善委員が受け、学科授業改善委員会に付議するものとする。

- 授業改善委員会は学科毎に設置する。委員長は当該学科長とし、委員は各学年クラスのクラス委員長から学年毎に1名(3クラス以上の場合2名)の互選された学生代表、及び学科長の指名する教員1名を以って委員会を構成する。委員会は原則として前期5月もしくは6月、後期は11月もしくは12月に開催する。
- 各学科授業改善委員会で学科長が採択した改善意見は、これを当該教員に伝え善処を促すものとする。

**(全学授業改善委員会)**

第10条 前条第3項による学科長が採択しなかったものについて、委員の2分の1以上に異見がある場合は、学長が委員長を務める全学授業改善委員会へ再提案することができる。再提案の窓口は学長室担当者とする。

- 全学授業改善委員会は学長、副学長、学生部長及び学友会長をもって構成し、再提案事項を審議し判断する。

**(成績評価)**

第11条 学生は自己の成績評価について疑問がある場合は、教務課を通じて質問書を担当教員に提出することができる。

- 質問を受けた担当教員は教務課を通じて説明書を当該学生に交付するものとする。
- 学生が当該説明書につき納得できないと判断した場合は所属学科の授業改善委員に付託し、学科長に審議を要請することができる。
- 前記の場合、学科長は当該教員を除く、2人以上の委嘱教員による検討会を主宰して審議し、その結果を当該学生に通知するものとする。

第12条 学生が自らの事情により休学もしくは退学する場合の既納入学費の取扱については別に定める規程による。

**附 則**

- この規程は平成27年4月1日から施行する。
- この規程の所管は教務課とする。

**福島学院大学学長賞授与規程**

**(目的)**

第1条 この規程は学則第51条に規定する学長褒賞の実施について定めることを目的とする。

**(褒賞の実施時期)**

第2条 褒賞は卒業時に行う。ただし、必要に応じ適時とすることがある。

**(褒賞者の選考および決定)**

第3条 褒賞者の選考は、第4条の規定に該当し、学科長が学科会議の議を経て学部長の了解のもとに推薦する学生について、教授会において審査し、学長が決定する。

**(褒賞者選考の基準)**

第4条 選考は学則第51条第2項の各号に沿い、次の基準の2以上に該当する者を対象として行う。

- 学業成績が優秀で人格に優れている者  
成績評点平均点88点以上の者、またはA評価が40科目以上でC評価がない者
- 福祉心理学科が開設する学外実習において、90点以上の評価を得た者。ただし、2科目以上の学外実習を履修した場合は、その平均点が90点以上の評価を得た者とする
- 学生の課外活動もしくは学内の自主活動において特に優れた実績をあげた者  
学友会、学科学友会、クラブの責任者として本学の充実・発展につながる業績をあげた者
- 学外活動もしくはボランティア活動において優れた実績をあげた者
  - 東北・関東北等の地方または全国的規模で行われた権威のある展覧会、コンクール、体育大会、競技会等において入賞(順位の定めのある場合は3位以内)もしくは国際的な大会等に日本代表として出場、出展した者
  - 社会的貢献活動において顕著な業績をあげ、本学の名誉の高揚に貢献した者
- その他学生の模範となる顕著な行為のあった者  
善行、人命救助、奉仕的活動、研究発表、発明発見等において顕著な行為のあった者

**(褒賞の重複)**

第5条 学則第51条第2項の各号の2以上に重複して該当する場合は、一つにまとめて褒賞し、また学長賞と学部長賞、学科長賞については、学長賞を優先し、重複を避けて褒賞するものとする。

**(褒賞の方法)**

第6条 褒賞は、褒賞状、記章、記念品等によって行う。

**附 則**

この規程は、平成23年3月1日から施行し、平成22年度卒業生から適用する。



## 福島学院大学学長特別 奨学金授与規程

### (目的)

第1条 この規程は、福祉学部の学生のうち、学業成績優秀な者に対し学長特別奨学金を授与することについて定めることを目的とする。

### (授与の実施)

第2条 特別奨学金は学生の3年次への進級時に学長が行う。

ただし、第4条第2号による場合は、4年次への進級時に行うものとする。

### (授与者の決定)

第3条 奨学金授与対象者の選考は第4条の規定に該当する学生について、学部長の上申に基づき、学長が決定する。

2 前項の決定にあたっては学長は教授会に報告するものとする。

### (授与対象者)

第4条 授与対象者は次のとおりとする。

1. 2年次末までのGPAが上位2位までの者。
2. 3年次末までのGPAが同年次生全員の中で、第2位以内にランクアップした者。

### (表彰等の重複)

第5条 学長特別奨学金授与と福祉心理学科長顕賞の双方に該当する場合は、学長特別奨学金授与を優先し、重複を避けるものとする。

### (授与の内容)

第6条 特別奨学金は、第4条に定める者に対して次の通り授与する。

1. 第4条第1号に定める者に、表彰状と第3年次及び第4年次の学費のうち教育充実費に相当する金額を第3年次及び第4年次の2年間、各進級時に奨学金として授与する。
2. 第4条第2号に該当する者に、第4年次（ただし1年間に限る）の学費のうち教育充実費に相当する金額を奨学金として授与する。

## 附 則

1. この規程は平成20年4月1日から施行する。
2. この規程は平成20年度入学生から適用する。

## 学部長賞授与規程

### (目的)

第1条 この規程は学則第51条に規定する学長褒賞以外に福祉学部の学生のうち、学業優秀かつ品行善良で他の模範となる者の表彰について定めることを目的とする。

### (表彰の実施)

第2条 表彰は卒業時に学長の立会いのもとに、学部長がこれを行う。

### (表彰者の選考および決定)

第3条 表彰者の選考は第4条の規定に該当する学生について、教授会の議を経て、学長の承認のもとに学部長が決定する。

### (表彰者選考の基準)

第4条 選考は次の各号のすべてに該当する者を対象として行う。

1. 品行善良な者
  2. 学業成績が特に優秀な者  
原則としてGPA85点以上の者、またはA評価35科目以上でC評価のない者
  3. 学外実習において特に優秀な評価を得た者のうち各々実習総合評価点80点以上の者
  4. 課外活動（学友会、クラブ、クラス活動等）においてよくその職責もしくは活動を遂行した者
2. 前項第2号該当者の中で、GPA88点以上の者、もしくは学外活動（ボランティア活動を含む）で実績をあげた者、またはA評価40科目以上を取得した者についてはその他の各号に該当しない場合でも、表彰選考対象者に加えるものとする。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は表彰状、記章、記念品等によって行う。

## 附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

## 福祉心理学科長顕賞規程

### (目的)

第1条 この規程は学則第51条に規定する学長褒賞以外で、福祉心理学科の学生について、学業優秀かつ人格に優れ、他の模範となる者の顕賞について定めることを目的とする。

### (顕賞の実施)

第2条 顕賞は各年度、学長・学部長の立会いのもとに、福祉心理学科長がこれを行う。

### (顕賞者の選考および決定)

第3条 顕賞者の選考は、第4条の規定に該当する学生について、福祉心理学科会議で審議し、学部長及び学長の承認のもとに福祉心理学科長が決定する。

### (顕賞者選考の基準)

第4条 選考は、次の各号の1に該当する者を対象として行う。

1. 学業成績が優秀で、第1年次のGPAの評点が88点以上の者
2. 福祉心理学科が開設する別表に定める学外実習において、いずれか90点以上の評価を得た者。ただし、児童福祉・カウンセリングコースの「保育実習」及び「施設実習」については、2科目の平均点が90点以上を得た者
3. ボランティア活動を含む社会的貢献活動を行い、社会的評価を受け、もしくは本学の評価を高めたと認められる者
4. 2年次学生以上で、GPAが前年度末の時点より5.0以上向上した者

### (顕賞の方法)

第5条 顕賞は、表彰状と図書カード（5千円）をもって顕賞者に授与するものとする。

## 附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条については、平成21年度入学生まで旧規程を適用する。
2. この規程は福祉学部事務室の所管とする。

### 別表 顕賞の対象となる学外実習

授業科目名
社会福祉援助技術現場実習
相談援助実習
精神保健福祉士援助実習
保育所実習・施設実習
保育所実習Ⅱ
施設実習Ⅱ
カウンセリング実習
NPO実習Ⅰ

## 試験規程

- 第1条 福島学院大学学則第39条および福島学院大学短期大学部学則第41条第2項の規定に基づく学生の試験に関しては本規程の定めるところによる。
- 第2条 試験に際し、受験者は公正な態度でのぞみ次の事項を守らなければならない。
- 筆記試験
    - 試験は試験監督員の指示に従わなければならない。
    - 試験場には定刻5分前までに入室しなければならない。
    - 遅刻者の入室は認めない。ただし、試験開始20分以内の遅刻者は試験監督員が許可した場合受験することができる。
    - 自分の机上又は周囲には筆記用具以外の携帯品を置いてはならない。筆記用具以外の携帯品（筆箱、下敷を含む）は一括して机の中に置かなければならない。ただし、辞書あるいはノート等、予め担当教員から持込みを許可された場合および下敷の使用を試験監督員から許可された場合はこの限りでない。
    - 一旦退出した者の再入室は認めない。
    - 受験中はつねに学生証を机上に提示しなければならない。忘れた場合は試験終了後試験監督員と同行して、教務課の確認をうけなければならない。
    - 「始め」の合図があるまでは問題を見てはならない。
    - 答案には必ず学科、学年、クラス、学籍番号、氏名等必要事項を記入すること。
    - 試験中は私語をしてはならない。
    - 試験中は物品の貸借をしてはならない。
    - 答案用紙は必ず提出しなければならない。提出しなかった場合はその試験を零点とする。
  - レポート
    - 指定期限内に指示された部署に提出しなければならない。
    - レポート用紙は担当教員の指示したものをうい、科目名、担当教員氏名、題名、学科、学年、クラス、学籍番号、氏名を明記し、綴じて提出するものとする。
- 第3条 試験に次の不正行為あるいはそれに類する行為があった者は、その答案あるいは証拠物を没収するとともに当該本人を教務課に同行して必要な処置をとる。
- 他の受験生の答案を故意にのぞき見し、又は書き写した者
  - 紙片、筆記用具、机等にあらかじめなした書き込みを利用した者
  - 持込みの許可をうけない書籍（辞書、六法全書を含む）ノート等を利用した者
  - 答案用紙をすり替えた者およびそれ

- をさせた者
- 本人に替わって受験を行った者およびそれを行かせた者
  - 試験場において答案を見せ、もしくは口伝えし、又は不正行為に使用されることを知りながらメモを貸与する等の行為を行った者
  - その他不正な方法を用いて受験を行った者、およびそれに協力した者
  - 試験監督員の指示又は注意に従わなかった者
- 第4条 前条に定める不正行為を行った者には、福島学院大学履修規程第6条第3項、第7条および福島学院大学短期大学部履修規程ならびに保育科第2部履修規程第6条第3項、第6条の2に定める措置をとる。

## 附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

## 学費徴収猶予規程

- (目的)
- 第1条 本学に在籍する学生の在学中の学費徴収猶予についてはこの規程の定めるところによる。
- (徴収猶予の事由)
- 第2条 徴収猶予は次の各号の一に該当し、納付期限までに学費納入が困難と認められる場合とする。
- 学費負担者の死亡、もしくは長期にわたる疾病、その他の経済的理由
  - 火災、水害等の罹災
- (対象学生)
- 第3条 徴収猶予の対象となる学生は学科学生、大学院生、専攻科学生とする。
- (徴収猶予の学費の範囲)
- 第4条 徴収を猶予する学費の範囲は次の費目とする。
- 授業料
  - 教育充実費
- (申請)
- 第5条 学費徴収の猶予を受けようとする者は別に定める学費延納願の他本学が提出を求める書類を教務課長に提出し、学長の許可を得なければならない。
- (猶予期限)
- 第6条 猶予の最終期限は、該当年度の2月10日とする。
- ただし、期限内であっても納入可能な場合は速やかに納入しなければならない。
- (分納)
- 第7条 学費徴収猶予を認められた者が希望する場合、学費の分納を認めることができる。
- (猶予の取消)
- 第8条 猶予許可期間中学業成績が著しく不良なとき、又は学生の本分に反する行為があったときは、猶予の資格を失う。
- (申請)
- この規程は平成26年4月1日から施行する。

## 宮代キャンパス教室等使用規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、学生生活規定第22条および第23条の規定に基づき、教室等および体育館、グラウンド、テニスコートの使用に関して必要事項を定める。
- (使用者)
- 第2条 教室等を使用できる者は原則として次のとおりとする。
- 本学学生
  - 学内のクラス、クラブ、グループ
  - その他本学で認めた団体
- (使用許可)
- 第3条 土曜日、日曜日、祝日、創立記念日または学生休業期間中を除く、週日の午後5時以降、クラブ活動等で教室等を使用する場合、学生代表者は使用7日前までに教務課に教室使用願を提出し、教務課長（午後7時以降に及ぶ場合においては管理課長）の許可を受けなければならない。
- (使用時間等)
- 第4条 教室等の使用時間は8時50分から20時50分までの間で授業に支障のない時間帯とする。
- (休日及び休業中の使用)
- 第5条 土曜日、日曜日、祝日、創立記念日および休業期間中（夏期・冬期・春期）で教室等を使用する場合、7日前までに「教室使用願」を使用責任者（顧問教員等）の承認を得た後、教務課に提出し、教務課長および管理課長の承認を経て総務部長が許可するものとする。
- ただし、学校閉鎖日については、教室等の使用はできないものとする。
- 使用中は、使用責任者（顧問教員等）の立会いを必要とする。
  - 使用教室等で鍵を必要とする場合の開錠・施錠については、使用責任者（顧問教員等）が行うものとする。
  - 学校閉鎖日については、教室等の使用はできないものとする。
- (使用上の注意事項)
- 第6条 教室等を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。
- 教室に備え付けのAV機器を使用する場合、使用責任者（顧問教員等）立会のもと、正しく使用し、使用後は電源を切ること。
  - 教室等の電灯及びエアコンを使用した場合、使用後は必ず電源を切ること。
  - 体育館およびカーサ・フロアー内リハーサルルームの更衣室を使用する場合、整理整頓に心がけ、個人所有物はすべて持ち帰ること。放置してある場合は廃棄等の処分を行う。
  - 貴重品は身につけるか、体育館においてはコインロッカーを使用すること。教室、更衣室等を使用し、本人の不注意による事故や盗難などが起きた場合、本学では一切の責任を負いかねるので十分に注意すること。
  - 学生生活規程第27条、29条で定めら

## 福島駅前キャンパス教室等使用規程

れた場所以外での飲食・喫煙は行わないこと。

6. 教室等において火気は使用しないこと。

### (違反処分)

第7条 前条に定める事項を遵守しなかった場合、活動禁止および今後の教室使用禁止等のペナルティーを科すことがある。

## 附 則

1. 本規程は平成22年4月1日から施行する。
2. 本規程の所管は教務課とする。

### (目的)

第1条 この規程は、学生生活規程第22条に基づき、福島駅前キャンパスの教室及びその他の施設の使用に関して必要事項を定める。

### (使用者)

第2条 福島駅前キャンパスの教室等を使用できる者は原則として、本学に在籍している正規学生および科目履修生を対象とする。

### (使用許可)

第3条 開館時間内における教室等使用については、駅前キャンパス事務室員に学生証提示のうえ申し出を行い、許可された教室を指定された時間内で使用できるものとする。

- 2 学生の団体（クラブ、コース等）で教室等を使用する場合は、学生代表者が使用日の7日前までに福島駅前キャンパス事務室に「教室使用願」を提出し、事務室長の許可を受けなければならない。

なお、イベント等で使用する場合は、1ヶ月前までには福島駅前キャンパス事務室に概要を申し出るものとする。

### (使用時間等)

第4条 教室等を使用できる時間は次のとおりとする。ただし、授業および各種行事等に支障のない場合であることを前提とする。

平 日 9：00～21：00

土曜日 9：00～17：00

### (休日の使用)

第5条 日曜日、祝日に教室等を使用とする場合は、原則として学生の団体での使用に限るものとし、7日前までに「教室使用願」を使用責任者（顧問教員等）の承認を得た後、福島駅前キャンパス事務室に提出し、事務統括部長の許可を得なければならない。

- 2 使用中は、使用責任者（顧問教員等）の立会いを必要とする。
- 3 使用教室等で鍵を必要とする場合の開鍵・施錠については、鍵を警備職員から使用責任者（顧問教員等）が受け取り行う。
- 4 前3項にかかわらず、日曜日、祝日に本学行事もしくは施設貸与により開館する場合で、大学院生が論文作成等で大学院生研究室を使用するときは、「教室使用願」を提出することなく開館時間内においてその使用を認める。ただし、自己責任のもと使用するものとする。
- 5 本学が定めた学校閉鎖日については、教室の使用はできないものとする。

### (教室使用時の注意)

第6条 教室等を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。

1. 教室で備品類を使用する場合は、教室使用許可を得る時点で申告をし、使用後は使用終了の報告をすること。
2. 教室等の電灯およびエアコンを使用した場合は、使用後必ず電源を切る

こと。

3. 教室使用に伴い、本人の不注意による事故や盗難が発生した場合、本学では一切の責任を負わないので十分注意すること。
4. 学生生活規程第27条、第29条に定められた場所以外での飲食・喫煙は厳禁とする。
5. 教室等における火気の使用は厳禁とする。
6. 教室使用後は、簡易な清掃を行うこと。
7. 第5条による休日の教室使用に伴い、その他の施設（学生談話室兼喫茶室、ロッカー室、喫煙室等）を使用する場合は、教室使用願提出時に予め申し出ること。

### (違反処分)

第7条 前条を遵守しなかった場合、今後の教室使用禁止等のペナルティーを科すことがある。

### (本学正規学生以外の教室使用)

第8条 本学の学生（科目履修生を含む）以外の者が教室を使用する場合については、福島駅前キャンパス施設貸与規程によるものとする。

## 附 則

本規程は平成24年4月1日から施行する。

## 体育館使用細則

### (目的)

第1条 この細則は、学生生活規程第22条および教室等使用規程第1条の規定に基づき、学生の体育館使用に関して必要事項を定める。

### (通常の使用)

第2条 授業以外に、クラス、グループもしくは運動クラブ等が体育館を使用する場合、その代表者は使用7日前までにあらかじめ教務課に所定の使用願を提出し、教務課長の許可を得なければならない。

### (継続の使用)

第3条 クラブ等が継続して使用する場合には、学期の始めに所定の使用願に計画書を添付して顧問教員の承認印を得た後、教務課に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 使用方法については、体育館研究室教員（体育館管理者。以下体育館管理者という）の指示に従わなければならない。

### (閉館中の使用)

第4条 土曜日、日曜日、祝日、また長期休業中で体育館閉館中に使用する場合は、閉館7日前までに所定の使用願に学生主任、顧問教員、もしくはクラスアドバイザー等（以下使用責任者という）の承認印を得た後、管理課長の許可を得なければならない。

- 2 使用に当たっては、事故のないよう万全を期するものとする。
- 3 使用責任者が開錠・施錠を行い、使用時間中立ち会うこととする。

### (使用上の注意)

第5条 体育館を使用する場合は、次の事項を厳守しなければならない。

1. 土足厳禁とする。
2. 椅子、審判台はシートを敷いて使用すること。
3. アンブ、プレイヤー等の使用については、体育館管理者（不在の場合は使用責任者）に申し出て正しく使用し、使用後は電源を切る。体育館管理者および使用責任者不在の場合は使用を認めない。
4. 体育館の電灯を使用する場合は、体育館管理者に申し出て点灯し、使用後は消灯すること。体育館管理者不在の場合には使用責任者の責任のもと行うこととする。
5. ボール等器具を使用する場合には、体育館管理者に申し出て使用し、使用後はきちんともとの場所に戻すこと。体育館管理者不在の場合には、使用責任者の責任のもと行うこととする。
6. 体育館使用後は必ず清掃し、使用した用具等はきちんともとの場所に戻すこと。
7. 更衣室の整理整頓に心がけ、個人所有物はすべて持ち帰るようにすること。
8. 体育館内（研究室を除く）での飲食喫煙は認めない。

9. 体育館内（研究室を除く）での火気の使用は一切行わないこと。
  10. 貴重品の管理は体育館内に設置のロッカーを使用する等、各自が責任を持って行うこと。  
ロッカーの使用心得については別に定める。
  11. 体育館に入館および使用できる者は本学学生、教職員、その他本学が認めた者のみとし、それ以外の者は入館を禁止する。
  12. 授業中の履修者以外の入館を禁止する。
  13. 使用時間厳守のこと。
- 第6条 前条の注意事項を遵守しない場合、体育館の使用を認めないことがある。

### 附 則

- 1 本細則は平成16年4月1日から施行する。
- 2 本細則の改廃は学長の承認のもとに事務局長が行う。

## のぎく館利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、のぎく館の利用および運用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用者)

第2条 のぎく館を利用できる者は次のとおりとする。

1. 本学の教職員および学生
2. 本学の卒業生
3. 認定こども園の教職員、園児および家族
4. その他本学関係者および本学が許可した者

### (開館時間)

第3条 のぎく館の開館時間は次のとおりとする。

1. 学生の授業時間中、月曜日から金曜日までは午前8時から午後8時までとする。
2. 学生の授業時間中、土曜日においては午前8時から午後5時までとする。
- 2 前項にかかわらず、授業で使用する場合および本学が許可した場合はこの限りではない。

### (閉館時間)

第4条 のぎく館の閉館日は次のとおりとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律による休日
3. 本学の創立記念日（2月15日）
4. 年末年始休日（12月29日から翌年1月3日）および夏季特別休暇（8月14日から8月16日）
5. その他本学が定める日
- 2 前項にかかわらず、授業で使用する場合および本学が許可した場合はその限りではない。
- 3 学生の休業期間中は閉館する場合がある。

### (通常利用)

第5条 のぎく館の喫食室は通常次の場合自由に利用できる。

1. 食事
2. 喫茶
3. 談話
4. 読書
5. 勉学
6. 少人数のミーティング
- 2 2階ハーモニールームは、第6条に定める特別利用が行われている場合を除き前項と同様に利用できる。

### (特別利用とその許可)

第6条 のぎく館を前条以外の次の事由により利用しようとする場合は、教室使用願い、集会、催し許可願いなどの所定の手続きにより許可を得るものとする。

### (館内規律)

第7条 のぎく館の利用者は次のことを守らなければならない。

1. 施設、設備、備品等を汚損しないよう留意すること
2. 食事等の後かたづけを十分に行い、整理整頓と清潔の保持に留意すること

3. 他の使用者の迷惑になる言動を慎むこと
4. 備品をみだりに移動しないこと。やむを得ず移動する場合は、事前に本学の許可を得て行い必ず復元すること
5. 館内での喫煙は禁止とする
6. その他本学の指示があった場合はそれを遵守すること

### (賠償)

第8条 施設を使用し、施設・設備を破損または汚損した場合は、相当の代価をもって弁償するか原状に復さなければならない。

### 附 則

1. この規程は平成27年4月1日から施行する。
2. この規程の所管は総務課とする。

## カーサ・フローラ利用規程

### (目的)

第1条 カーサ・フローラは、本学の教育施設として有効に活用するとともに、学生および教職員の福利厚生施設として機能させ、併せて地域社会等との交流に供するなど本学における諸活動の進展、向上に寄与することを目的とする。

### (施設)

第2条 カーサ・フローラに次の施設を置く。

1. 千葉記念ホール
2. リハーサルルーム
3. 集団給食実習室
4. FCメイツ
5. スペイン広場
6. アンダルシア
7. カフェ・マンサーノ
8. ベネチアンルーム
9. 管理室

### (管理および使用許可)

第3条 全体の施設管理については総務課がこれにあたり、使用管理については施設毎に次の各課がこれにあたる。

1. 「千葉記念ホール」「リハーサルルーム・控室」「FCメイツ」については教務課が管理する
2. 「集団給食実習室」については食物栄養科が管理する
3. 「スペイン広場」「アンダルシア」については学生課が管理する
4. 「ベネチアンルーム」「カフェ・マンサーノ」「管理室」については総務課が管理する
- 2 使用にあたっては授業を優先とし、その配当は教務課がおこなう。
- 3 授業以外の使用については次のとおりとする。
  1. 学生の団体が「千葉記念ホール」「リハーサルルーム」「FCメイツ」を使用する場合は教室使用願いにより教務課、「スペイン広場」「アンダルシア」を占有使用する場合は学生課の許可を得なければならない
  2. 外部団体が「千葉記念ホール」「リハーサルルーム」「FCメイツ」「スペイン広場」を使用する場合は、使用許可願いにより総務課の許可を得なければならない
  3. 「集団給食実習室」「カフェ・マンサーノ」「ベネチアンルーム」については、本学が特に許可した場合を除き、学生、学生団体及び外部団体の使用は許可しない

### (利用者)

第4条 カーサ・フローラを利用できる者は次のとおりとする。

1. 本学学生、教職員および父兄
2. 本学の卒業生
3. 本学認定こども園園児、教職員および父兄
4. その他本学関係者および本学が許可した者

### (開館時間)

第5条 カーサ・フローラの開館時間は次のとおりとする。

1. 平日は午前8時30分から午後8時ま

で

2. 土曜日は午前8時30分から午後1時まで
- 2 前項にかかわらず、授業で使用する場合、および本学が許可した場合はその限りではない。
- 3 学生の長期休業期間中は開館時間を短縮する場合がある。

(閉館日)

第6条 カーサ・フローラの閉館日は次のとおりとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
3. 本学創立記念日(2月15日)
4. 年末年始休暇(12月29日から翌年1月3日)および夏季特別休暇(8月14日から8月16日)
5. その他本学が定める日
- 2 前項にかかわらず、本学が許可した場合は利用することができる。
- 3 学生の長期休業期間中は休館とする場合がある。

(館内規律)

第7条 利用者は次のことを守らなければならない。

1. 館内は禁煙とする
2. 館内での喫食は別に定める指定の場所でおこなうものとし「千葉記念ホール」「リハーサルルーム」「FCメイツ」及び通路等での喫食は一切禁止する
3. 館内に張り紙をすることは一切禁止する
4. 館内での掲示は許可を得たうえ、指定された掲示スタンドを使用すること

(利用者の義務および弁償)

- 第8条 利用者は別に定める利用心得を遵守し、施設設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
- 2 利用者の故意および重大な過失により施設設備を破損または汚損し、もしくは紛失した場合は、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

(利用細則)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な細則については別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の所管は総務課とする。

## カーサ・フローラ利用心得

快適な利用をするために以下の利用心得を遵守してしてください。

1. 教育目的および許可された目的以外の利用は禁止します。
2. 利用規程に定める時間・使用許可等の利用条件を守ってください。
3. 喫食場所は次のとおりとします。
  - (1) 学生の喫食は「スペイン広場」「アングルシア」とします
  - (2) 教職員の喫食は「カフェ・マンサーノ」を利用してください
  - (3) 学外者の喫食は教職員が同席した場合に「カフェ・マンサーノ」を利用することができます
  - (4) 団体で「FCメイツ」を利用する場合、許可をえて喫食することができます
  - (5) 上記以外の場所での喫食は一切禁止します
4. 利用は清潔、整頓を心掛け、利用後には現状に復するようにしてください。
5. 「リハーサルルーム」は土足厳禁となっておりますので、上履き持参のうえ利用してください。
6. 館内にて許可なく造作をおこない、または設備品を加工することは禁止します。
7. 許可なく備品を移動したり設備品を操作することは禁止します。
8. 他の利用者に配慮し、規律をまもり迷惑となる言動は慎んでください。
9. 各施設を学生団体・学外団体が利用し、施設に付帯する機器類を使用する場合は、担当教員または使用管理する教職員の指導のもとに実施してください。
10. 上記心得および利用規定を遵守せず、また管理担当教職員の指示に従わない場合は、館内より退去を命じることがあります。

## 図書館情報センター 宮代本館運営規程

(目的)

- 第1条 この規程は、本大学学則並びに短期大学部学則第7条第2項の規定に基づき、福島学院大学図書館情報センター宮代キャンパス本館(以下「本館」という。)の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本館内に所在する3階の大視聴覚室、地下1階のスタジオの使用については教務課の所管とし、1階の制作室及び2階の入試広報課分室の使用は入試広報課の所管として各々の課の定めるところにより使用できる。

(利用者)

- 第2条 本館を利用できる者を次のとおりとする。
1. 本学学生
  2. 本学教職員(専任、特任、兼任)、役員、評議員、特別職員、派遣職員
  3. 本学の科目履修生、聴講生、特別聴講学生
  4. 本学附属認定こども園職員
  5. 次の者のうち、本館の利用登録を許可された者
    - ①本学卒業生
    - ②他大学の教職員及び県内図書館職員
    - ③附属認定こども園保護者及び保護者に付き添われた園児(ただし3歳児以上)
    - ④地域住民で図書館情報センター館長(以下「館長」という。)が利用登録を許可した者
  - 2 本館の利用者は、本学図書館情報センター駅前図書室も利用できる。
  - 3 学生及び教職員は、本館が加入する福島県内大学図書館連絡協議会運営の「横断検索システム」による相互貸借を利用できる。

(集書方針)

- 第3条 本館は、設置学科の教育課程(教養教育を含む)に添い、図書等を計画的に収集すると共に、学生、教職員のニーズに応ずる収集を行うものとする。

(本館外利用の推進)

- 第4条 学生に対し、本館を活用する他に、福島駅前キャンパス周辺所在の福島県立図書館、福島市立図書館、福島市立こどもの夢を育む施設「こむこむ」こどもライブラリー、福島市立アクティブシニアセンターなどの公共図書館利用を推奨する。

(図書等資料の収集)

- 第5条 本館に収集する図書等の種類を次のとおりとする。
1. 図書(電子図書を含む)
  2. データベース
  3. 学術雑誌(学会誌を含む。なお、いずれも電子版を含む)
  4. 一般教養雑誌(電子マガジンを含む)
  5. 視聴覚資料(授業用資料および館内視聴覚映画・アニメ・音楽等資料を含む。なお、いずれも電子資料を含

む)

6. 新聞(電子版を含む)
7. 本学発行誌(記念誌、研究紀要、大学報、家族会報、教育保育論集、その他発行物。なお、いずれも電子版を含む)
8. 教員研究用図書
9. 他大学等から寄贈された刊行物(電子版を含む)で館長が必要と判断したもの
10. 館長が定める白書及び官公庁の発行物等(電子版を含む)
- 2 旧設置校の学書籍類、及び菅野記念館の美術工芸作品を保存、管理する。
- 3 第1項の資産管理及び物品管理については、別に定める図書等資料の調達及び管理に関する規程によるものとする。

(電子図書へのアクセス)

- 第6条 前条第1項第1号に定める図書について、電子図書を閲覧する場合は、本館の貸出しタブレット(iPad)を利用して、次の図書等を閲覧することができる。
1. 電子図書の無料利用
    - 国立国会図書館デジタルコレクション
    - 青空文庫
  2. 電子図書の有料利用(ただし学生の閲覧は無料)
    - 楽天マガジン
    - アマゾンキンドル・アンリミテッド
    - Kinoppy(紀伊國屋書店)

(データベース等へのアクセス)

- 第7条 第5条第1項第2号から第6号までのデータベース及び学術雑誌、一般教養雑誌、新聞の電子版、その他映画・アニメ・音楽等の電子資料の利用については、次のデータベース等へアクセスができる。
1. メディカルオンライン
  2. Cini
  3. ヨミダス文書館
  4. その他

(業務時間及び開室時間)

- 第8条 業務カウンターの対応時間及び館内各室の開室時間を次のとおりとする。
1. 業務カウンター
    - 9時から17時まで
  2. 2階雑誌コーナー、新聞コーナー、映像視聴・論文レポート作成コーナー
    - 9時から16時まで
  3. 書庫(1階)
    - 9時から16時30分まで
  4. 書庫(地下1階)
    - 業務カウンターへの申込みにより、10時から15時まで
  5. 4階大閲覧室・インターネット利用コーナー
    - 10時から15時まで
  6. 5階小閲覧室
    - 業務カウンターへの申込みで規定時間内(ただし9時から16時までの間)

7. 3階自由学習ルーム  
10時から15時まで
- 2 前項の開室時間外に学習したい学生は、図書等の貸出しを受けて、のぎく館（ハーモニールーム等）、カーサフロア館（アンダルシア等）、本館カーサ・ピアンカ（バリ風ラウンジ等）を利用して学習することができる。
- 3 館長は学生の利用状況に応じ、第1項の開室時間を適宜延長することができる。
- 4 館長は学生の夏期、冬期、春期休業期間中の開館日については、開室個所を限定し、および開室時間を短縮することができる。

**（休館日）**

第9条 休館日を次のとおりとする。

1. 土曜日（ただし、オープンキャンパス等の行事日を除く）
2. 日曜日及び国民の休日（ただし、学事日程において学生の授業日となっている日を除く）
3. 学事日程において振替休日に指定した平日
4. 学事日程において学生の休業期間としている期間のうち、館長が学長の承認を得て休館とする日

**（館内利用・貸出利用）**

第10条 本館各室の利用方法は、次のとおりとする。

1. 本館は、開架式書庫となっており、書庫への出入り及び蔵書の検索閲覧は自由にできる。
2. 本学が購読契約中のデータベースにアクセスする場合は、業務カウンターのパソコン又は2階映像視聴・論文レポート作成コーナーのパソコン、もしくは4階インターネット利用コーナーのパソコンを利用するものとする。
3. 福島県内大学所蔵蔵書の検索を行う場合も、前号と同様とする。蔵書を取り寄せる場合は、業務カウンターで所定の手続きにより申込みものとする。
4. 電子図書を検索または閲覧する場合は、業務カウンターからタブレット（iPad）の貸出しを受けて検索・閲覧ができる。
5. 図書の貸出しを受ける場合は、業務カウンターで所定の手続きにより借り出すことができる。貸出しの冊数と日数は、貸出しの日を入れて2冊2週間以内とする。ただし、DVD、ビデオ、CD等視聴覚資料については、原則として館内利用とする。

**（複写機の利用）**

第11条 本館に複写機を設置し、利用者の用に供する。ただし、次のものは複写することができない。

1. 著作権法に抵触するもの
2. 公序良俗に反するもの

**（自動販売機の設置及び飲物の持込み）**

第12条 本館3階通路南側スペースに自動販売機を設置する。

- 2 飲物は、3階の通路設置ソファ、3階自由学習ルーム及び4階大閲覧室内でのみ利用でき、その他の階での飲物利用は不可とする。

**（紛失、破損、汚損）**

第13条 利用中の図書、資料、機器等を紛失、破損、あるいは汚損した場合は、原則として相当の代価をもって弁償するものとする。

- 2 弁償の額は館長の決定するところによる。

**（利用の制限）**

第14条 資料返却の長期間延滞、他の利用者に迷惑をかける行為をするなど、館内規律に著しく違反した者については、館長が当該者の利用を一定期間停止させることができる。

**（運営委員会）**

第15条 図書館情報センター本館及び駅前図書室の運営方針、図書の選定方針等を審議するため、図書館情報センター運営委員会を設置する。

- 2 図書館情報センター運営委員会の規程は別に定める。

**附 則**

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は業務課の所管とする。

**図書館情報センター  
駅前図書室運営規程****（目 的）**

第1条 この規程は、福島学院大学図書館情報センター駅前図書室（以下「駅前図書室」という）について必要な事項を定める。

- 2 駅前図書室は、駅前キャンパス在籍中の大学院生・学部生・短大生及び教職員等利用者が必要な資料を収集・加工・管理し、利用者の勉学・調査研究並びに修養に資することを目的とする。

**（資料の範囲）**

第2条 この規程における資料とは次のものをいう。

1. 図書（電子図書を含む）
2. データ・ベース
3. 学術雑誌（学会誌を含む。なお、いずれも電子版学術雑誌を含む）
4. 一般教養雑誌（電子マガジンを含む）
5. 視聴覚資料（授業用資料および館内視聴用映画・アニメ・音楽等資料を含む。なお、いずれも電子資料を含む）
6. 新聞（電子版を含む）
7. 本学発行研究紀要等刊行物
8. 諸大学からの紀要等寄贈による刊行物
9. 大学院生の修士論文集
10. その他の資料（電子版を含む）

**（利 用 者）**

第3条 駅前図書室を利用できる者は、次のとおりとする。

1. 本学学生
2. 本学教職員（専任、特任、兼任）、役員・評議員、特別職員、派遣職員
3. 本学の科目履修生、聴講生、特別聴講学生
4. 本学附属認定こども園職員
5. 次の者のうち、本学図書館の利用登録を許可されたもの
  - ①本学卒業生
  - ②他大学等の教職員及び県内図書館職員
  - ③附属認定こども園保護者及び保護者に付き添われた園児（ただし3歳以上）
  - ④地域住民で図書館情報センター館長（以下「館長」という）が利用登録を許可した者
- 2 駅前図書室の利用者は、図書館情報センター宮代キャンパス本館（以下「宮代キャンパス本館」という）も利用できる。
- 3 学生及び教職員は、本館が加入する福島県内大学図書館の「横断検索システム」による相互貸借を利用できる。

**（開館時間）**

第4条 駅前図書室の開館時間は次のとおりとする。

- 平日は午前9時から午後8時まで。
1. 土曜日は午前9時から午後4時まで。
  2. 夏期・冬期及び春期の学生休業期間中は、平日午前9時30分から午後6

時まで  
土曜日は午前9時30分から午後2時まで。

- 2 学長の承認を得て、開館時間を延長または短縮することができる。

**（休 館 日）**

第5条 休館日は次のとおりとする。

1. 日曜日及び国民の休日  
ただし、学事日程において学生の授業日となっている日を除く
2. 学事日程において振替休日に指定した平日
3. 学事日程において学生の休業期間としている期間のうち、館長が学長の承認を得て休館とする日
- 2 館長は学長の許可を得て、必要に応じて随時に開館日及び休館日を定めることができる。

**（館内利用）**

第6条 利用者は、図書・雑誌等の資料については図書室内で自由に利用することができる。

- 2 インターネットの利用は申込制であり、カウンターにて申込用紙に記入の上職員に提示し、許可を得てから規定時間内で利用することができる。
- 3 ノートパソコンの持ち込み及び自習室でのインターネット接続を含む利用は自由にできる。

**（館外利用）**

第7条 図書・雑誌等資料を館外に貸出する場合は、カウンターにて利用者カードを提示し、所定の手続きをして借り受けるものとする。

- 2 学生が同時に貸出できる図書は原則として2冊までとし、貸出の期間は2週間以内とする。
- 3 指導教員の指導を受け、特に司書の許可を受けた学生は、10冊までを1カ月以内貸出することができる。
- 4 貸出中の図書等は、他の利用者が予約していない場合に限り、貸出期間を1回延長することができる。
- 5 夏期・冬期・春期休業中の貸出の期間は通常授業開始日までとする。
- 6 本学教職員及び認定こども園教職員が貸出できる期間は原則として、図書については1カ月、映像・視聴覚資料については1週間を限度とする。学外利用者はこれに準ずる。
- 7 教職員が退職・休職・転職の場合、及び学生が卒業・退学・休学する場合は、貸出資料を直ちに返却しなければならない。
- 8 前項による返却は事実発生の月の末日まで返却しない場合、第14条に基づき損害賠償の責めを負う。

**（禁帯出）**

第8条 次に掲げる資料は貸し出しすることができない。

1. あらかじめ貸し出しを禁止している資料
2. 館長が館外帯出を不適当と認めた資料

## 図書館情報センター宮代本館・ スタジオ・教材制作室使用細則

### (目 的)

1. 図書館情報センター宮代本館・スタジオ・教材制作室の使用は、教員の授業の準備や授業および学生の課外活動などでの実務訓練の場とすることを目的とする。

### (スタジオの使用)

2. スタジオでの授業の展開は、スタジオ内に設置（ビデオプロジェクターを含む）されている機材の範囲内（教材制作室照明装置を含む）において実施することができる。

### (教材制作室の使用)

3. 教員が自らによる授業の準備・教材制作については、入試広報部長の許可のもとに、教材制作室設置機材を使用することができる。

### (授業以外の利用)

4. 学生による、学校行事・クラブ活動等での利用については一週間前に入試広報課と協議の上、所定の手続き（教室使用願に必要事項を記入し、教務課に提出）をして、入試広報課の立会いのもと利用することができる。

### (保 全)

5. 使用者は、使用機材の保全につとめなければならない。

### (センター外での利用)

6. 授業の性質上、機材のセンター外での利用の必要が生じた場合、使用する日の一週間前までに入試広報課と協議の上、入試広報部長の許可を得ることとし、使用後は直ちに返却しなければならない。

### (教材制作室の取り扱い)

7. 教材制作室は、精密かつ高度機種が設置されているので、上記3を除き実習室（教室）としての取扱いをしない。従って、学生のみ個別又はグループで使用することはできない。

### (特別使用)

8. 上記以外で特別使用の場合は、入試広報課と協議をしなければならない。

退館を命じ、または一定の期間の利用を制限または停止する。

### (資料の選定)

第16条 購入資料の選定は次の種別により、本学の教育及び研究活動に対する有用性に充分留意して行う。

1. 学生用として学生の希望によるリクエスト
  2. 学生用として教職員による推薦
  3. 教育研究用として教員による推薦
  4. 図書室蔵書用として司書による選定
- 2 前項によって選定された資料の購入決定は、予算・収集方針・資料構成及び重複を考慮して館長が行う。

### (発注・登録)

第17条 資料の発注及び登録等の手続きは宮代キャンパス本館にて行う。

- 2 登録済みの図書等資料は両キャンパス間往復する定期便にて駅前図書室に届ける。

### (整理・保管)

第18条 前条の規定により登録された資料は、駅前図書室において整理し保管する。

### (点 検)

第19条 資料は原則として2年に1回点検する。ただし、宮代キャンパス本館の年間業務予定に合わせて実施する。

### (除籍・抹消・廃棄)

第20条 固定資産としての資料で次にあげるものは、学長の承認を得て、所定の手続きにより除籍する。ただし、除籍・抹消する為の手续及び作業は宮代キャンパス本館にて行う。

1. 不慮の事故、災害、その他により滅失したもの
2. 紛失資料で2年に1回の点検において4年以上所在不明となったもの
3. 破損・汚損・摩耗等が甚だしく補修不能なもの
4. 資料価値を失ったもの
5. その他館長が除籍を適当とみとめたもの

- 2 固定資産として計上しない資料は、前項各号を準用して登録簿から抹消・廃棄する。

## 附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は図書館情報センター業務課の所管とする。

3. その他特に指定した資料  
(転貸禁止)

第9条 資料は転貸してはならない。

### (利用に関するサービス)

第10条 駅前図書室は、利用者に対するサービスとして次のことを行う。

1. 学生に対する駅前図書室の利用に関する指導と相談
2. 駅前図書室の利用に関する情報の提供
3. 資料の所在、所蔵についての調査及びサービスの提供
4. 文献複写・相互貸借についての案内及びサービスの提供
5. インターネット利用に関する指導
6. 映像・視聴覚資料の活用に関するサービス
7. パソコン利用に関する情報処理技術の指導
8. その他のレファレンスサービス

### (複写・複写機の利用)

第11条 資料の複写及び複写機の利用は所定の場所で行うことができる。ただし、次のものは複写することができない。

1. 著作権法に抵触するもの
  2. 司書が不適当と指摘するもの
- 2 複写により著作権上の問題が生じた場合は、すべて当該複写の申込者がある責を負うものとする。

### (相互利用・地域開放)

第12条 他の図書館の利用については次のとおりとする。

1. 他大学図書館の利用は福島県内大学図書館間相互利用制度に則り実施する。
  2. 他館資料の文献複写等の利用により発生した経費は利用者負担とする。
- 2 学外者の駅前図書室の利用については次のとおりとする。

1. 利用者の範囲は本規程第4条の定めるところによる。
2. 第4条5～8の学外利用者については、身分証明書を提示した上、利用目的、利用期間等について申告し、利用カードが発行されてその日から利用できる。

### (館内規律)

第13条 利用者は次のことを守らなければならない。

1. 資料及び施設設備を大切にすること
2. 各コーナー等の備品は移動しないこと
3. 資料の閲覧及び学習・研究以外の目的のため自習室や閲覧席を利用しないこと。
4. 館内での喫食は禁止とし、飲料水（ペットボトルに限る）は可とする。

### (賠 償)

第14条 利用中の資料・機器を紛失、破損、または汚損した場合は、館長の指示に従い、これと同一の資料・機器もしくは担当の代価をもって弁償し、または原型に復さなければならない。

### (罰 則)

第15条 前条の規定に違反した者に対しては、

# 学生生活規程

## (目 的)

- 第1条 この規程は、学生生活に関し、福島学院大学大学院・福祉学部・短期大学部(以下「本学」という。)の学生(長期履修学生並びに科目履修生を含む。以下「学生」という)が守らなければならない事項を定めることを目的とする。
- 2 学生は学則及び諸規程に沿って、学生としての本分を守るよう努めるものとする。

## (地域貢献)

- 第2条 本学は積極的な地域貢献を目指している。まずもって近隣住民に不快な感情を与えることのないよう、学生は社会生活のルールを守るよう努めなければならない。
- 2 本学は地域の要請に応じて、本学の周辺地域の平穏な環境を確保するため、学友会と協議し、地域と必要な協定を締結し、もしくは必要な改善措置を講ずることがある。

## (誓約書)

- 第3条 新たに学生となる者は入学手続きのときに、所定の誓約書を教務課を経由して学長に提出しなければならない。

## (学籍記載事項の変更)

- 第4条 学籍記載事項のうち、本籍、保護者、姓名、住所に変更があったときは、直ちにその旨を所定の変更届により、教務課長に届け出なければならない。
- 2 外国人留学生で、在学身元保証人(日本人で日本に在住する者)に変更がある場合も前項同様教務課長に届け出なければならない。
- 3 福島駅前キャンパス在籍学生の前2項の変更届については、福島駅前キャンパス 事務室に提出するものとする。以下教務課長への願届について同様とする。

## (学生カード)

- 第5条 学生は所定の学生カードに住所、家族状況等本人の身上に関する事項を記入し、本人の写真を貼付して、学生課長に提出しなければならない。
- 2 学生カードの記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を学生課長に届け出なければならない。
- 3 福島駅前キャンパス在籍学生の前2項の届については、福島駅前キャンパス事務室に提出するものとする。以下学生課長、学生部長、学長への願届について同様とする。

## (学生証)

- 第6条 学生は学生証を常に携帯するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 学生証を携帯しない者については、教室、研究室、図書館情報センター、本学施設の使用を禁止することがある。
- 4 学生証は、入学時に交付する。
- 5 学生証を紛失汚損したときは、直ちに教務課長に届け出て再交付を受けなければならない。

なければならない。

- 6 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、教務課長に学生証を返還しなければならない。

## (服装)

- 第7条 学生の服装は、学生としての良識により、その品位を保つものでなければならない。
- 2 入学式、卒業式、その他本学で指定する式典及び行事出席の際、紺・グレー・黒のスーツに、男性はネクタイ着用及び黒の革靴、女性は黒のパンプスを着用しなければならない。
- 3 学生は第2項に定める服装の場合、所定の徽章を着用しなければならない。
- 4 実験・実習・実技(体育を含む)の授業における服装は、各授業担当教員の指示によるものとする。
- 5 通学及び授業の受講にあつては、草履・ゴム草履・下駄の履き物はこれを禁止する。ただし和装の場合はゴム草履を除きその限りではない。

## (健康診断)

- 第8条 学生は、本学が行う健康診断を受診しなければならない。
- 2 学生は、健康診断の結果について本学が行う指示に従わなければならない。

## (欠 席)

- 第9条 学生が疾病、2親等以内の親族および配偶者の慶弔もしくは事故等、やむを得ない事情により欠席するときは、その旨を速やかに教務課長に届け出なければならない。

## (政治意識と宗教的情操の涵養)

- 第10条 学生は、健全な政治意識と敬けんな宗教的情操の涵養につとめなければならない。

## (活動の制限)

- 第11条 学生もしくは、学生組織及び団体は、学内において特定の政党を支持し、またはこれに反対するなどの政治的活動、並びに特定の宗派に偏した排他的な宗教活動を行ってはならない。

## (学生組織)

- 第12条 学生の課外活動を促進し、学生生活の向上を図るため、全員加入制の組織として、福祉学部及び短期大学部第一部に学友会、短期大学部第二部にしらゆり会を置く。
- 2 前項の組織は本学教育方針に沿い、学生多数の意志を尊重して活動するよう努めなければならない。
- 3 学生組織の会則等については別に定める。

## (団体活動)

- 第13条 学生がクラブ、またはその他の団体(以下団体という)を設立しようとするときは、所定の学生団体設立願に、規約および会員名簿を添付し、学生課長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の団体の設立にあつては、3名以上の会員を必要とし、かつ本学の専任の教職員のうちから顧問を定めなければならない。

- 3 団体は、毎年3月末日までに所定の学生団体活動報告書、4月末日までに学生団体継続願を学生課長を経由して学長に提出しなければならない。その際提出のない団体は解散したもののみならず。
- 4 団体は毎年5月末日までに新入生を含む会員の名簿を学生課長に提出しなければならない。
- 5 団体が団体の規約、目的、組織、その他第1項に規定する学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは、所定の変更願を学生課長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 6 団体が解散しようとするときは、所定の学生団体解散届を学生課長を経由して学長に提出しなければならない。
- 7 第1項に定める設立願を提出できる学生団体とは宮代キャンパス、福島駅前キャンパスの双方、もしくはいずれかで活動する団体とする。

## (学外団体への加入)

- 第14条 学生もしくは団体が学外団体等に参加しようとするときは、あらかじめ所定の学外団体加入願に、団体の場合は第13条第2項に規定する顧問の署名捺印を受け、当該学外団体の規約、会員名簿、活動計画書、その他必要書類を添えて学生課長に提出し、学長の許可を得なければならない。

## (活動の停止又は解散)

- 第15条 団体が次の各号の一に該当するときは、学長は当該団体の活動の停止又は解散もしくは学外団体加入の禁止を命ずることができる。
- 法令、学則もしくは本規程、その他の規程に違反した活動を行ったとき
  - 団体活動中に事故が発生するなど団体の運営が円滑に行われなかったとき
  - 団体会員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき
  - 長期にわたって団体活動が行われなかったとき
  - 団体およびその行為が本学の機能を害し、又は学内の秩序を乱すおそれのあると認めるとき

## (集会、催し等)

- 第16条 学生もしくは団体が集会(集団行進を含む。以下同じ)、催し等(学内におけるクラスコンパを含む)を開催するときは、あらかじめ責任者を定め、所定の集会、催し等願を、開催の7日前(休日は期間に算入にしない)までに学生課長に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。
- 2 学生もしくは団体が集会および催し等により、本学の建物、施設又は物件を使用しようとするときは、予め教室等使用の許可を得なければならない。
- 3 前2項において許可を受けた学生もしくは団体は、本学の指示に従うとともに本学の教育研究に支障を生じさせ、

もしくは本学その他の施設設備、環境を損なうことがないようにしなければならない。

- 4 集会の責任者または参加者が学則もしくは本規程、その他の規程に違反した行為を行い、あるいは本学の指示に応じないときは、学生部長は、その集会、催し等の開催の禁止または解散を命ずることがある。

## (掲示の許可)

- 第17条 学生もしくは団体が文書、ポスター、立看板等(以下「文書等」という)を掲示しようとするときは、所定の文書等掲示願を学生課長(福島駅前キャンパスにおいては事務室長)に提出し、その許可を受けなければならない。ただし宮代キャンパスののぎく館1階掲示板及び福島駅前キャンパス地下1階の掲示板への掲示は原則として許可を要しない。
- 2 前項の規定により、学生課長(福島駅前キャンパスにおいては事務室長)が掲示を許可した文書等には、掲示承認印を押印して交付する。
- 3 文書等には、当該文書等を掲示しようとする者が団体であるときは、団体名および掲示責任者、その他の者であるときは掲示責任者の氏名およびその者が所属する学科名を明記しなければならない。
- 4 文書等の寸法は80cm×110cm(B判全紙大)以内とする。ただし特別に許可したものについてはこの限りでない。
- 5 文書等は、別に指定する学生掲示板に掲示しなければならない。ただし、特別に許可したものについてはこの限りでない。
- 6 同一の掲示板には、同一の目的の文書等を2枚以上同時に掲示してはならない。
- 7 掲示の期間は10日以内とする。ただし特別に許可したものについてはこの限りでない。
- 8 掲示の期間を経過した文書等は、当該文書等に係る掲示責任者が直ちに撤去しなければならない。
- 9 この規程に違反して掲示された文書等は、撤去を指示し、もしくは本学で撤去することがある。

## (出版、販売および寄付、募金等)

- 第18条 学生もしくは団体が新聞、雑誌、パンフレット、その他の印刷物(謄本印を含む)を刊行配布し、あるいは物品を販売しようとするときは、その印刷物、物品をあらかじめ所定の出版、販売願により、学生課長に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。ただし軽易なものについては学生課長(福島駅前キャンパスにおいては事務室長)が許可する。
- 2 金品の寄付を受け、もしくは募金を行うときも前項と同様とする。

## (拡声器使用)

- 第19条 学生又は団体が学内において拡声器を使用しようとするときは、所定の拡声



器使用願を学生課長（福島駅前キャンパスにおいては事務室長）に提出し、その許可を得なければならない。

**(合 宿)**

第20条 学生もしくは団体が合宿を行う時は、所定の合宿願を学生課長に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

**(対外的出場、出演、その他学外活動)**

第21条 学生もしくは団体が対外試合、学外の公演等に出場もしくは出演するときは、所定の学外活動願を学生課長に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

- 2 学生もしくは団体が本学の名称を使用して、学外で活動又は学外掲示等を行う場合も前項同様とする。

**(教室使用)**

第22条 団体が通常の活動のために教室を使用する場合は、所定の教室使用願を教務課長（福島駅前キャンパスにおいては事務室長）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び学生休業期間中に教室を使用する場合は、宮代キャンパスにあっては教務課長及び総務課長、福島駅前キャンパスにあっては福島駅前キャンパス事務室長の許可を得なければならない。

- 2 団体が学外団体と共同使用、もしくは団体または学生が学外者と共同使用する場合も前項同様の手続きとする。

**(諸施設の使用)**

第23条 学生もしくは団体が、体育施設、厚生施設、その他の諸施設を利用しようとするときは、当該施設の利用にかかる規程の定めるところに従わなければならない。

- 2 学外団体と共同使用し、もしくは学外者に使用させる場合も同様とする。

**(ロッカーの使用)**

第24条 学生は貸ロッカーを使用することができる。ただし、食物栄養学科生及び、福島駅前キャンパス学生は各々専用のロッカーを使用するものとする。

- 2 貸ロッカーの使用については別に定める注意事項を守らなければならない。
- 3 食物栄養学科生及び福島駅前キャンパス学生が卒業もしくは休退学するときは、ロッカーの鍵を返還しなければならない。
- 4 学生が鍵を紛失したときは鍵取替料を弁償しなければならない。

**(貴重品の管理)**

第25条 学生は貴重品を自ら管理しなければならない。

- 2 体育館や運動場を使用する場合は、前条第一項に定める貸ロッカーもしくは体育館の鍵付き貴重品ロッカーを使用することを原則とする。

**(学内飲食場所)**

第26条 学内における学生の飲食できる場所は次のとおりとする。

1. 宮代キャンパス
  - ①のぎく館（ただし2階学生会ミー

ティングルームは目的に応じた使用とする）

- ②のぎく館野外レストラン及びバーベキューコーナー
- ③カーサフローラ（スペイン広場、アンダルシア）  
ただし地下FCメイツは授業時担当教員が認めた場合、本学が行事等（クラス会、クラブ会を含む）で許可した場合は飲食を可とする。
- ④グラウンド脇パーゴラ休憩所
- ⑤ほっとぶれいす（ただし食物栄養学科の実習試食時を除く）
- ⑥グリンデルコーナー
- ⑦本館1階バリ風学生ラウンジ（ただし飲物に限る）
- ⑧カーサ21 1Fロビー（ただし飲物に限る）
- ⑨しらゆり館 第1、第2演習室  
ただし、授業時担当教員が認めた場合、もしくは本学が許可した場合に限る。
- ⑩教員の研究室  
ただし、当該教員が認めた場合とする。
- ⑪その他臨時的に学生部長が許可した施設

**2. 福島駅前キャンパス**

- ①教員の研究室  
ただし、当該教員が認めた場合とする。
- ②屋上踊り場喫食コーナー
- ③6階学生談話室兼喫茶室（E604）
- ④6階教室6（E605）  
ただし、昼食休憩時間に限る。
- ⑤6階小談話室（E607）
- ⑥5階教員控室・非常勤講師控室（E503）
- ⑦5階応接室（E502）
- ⑧5階セミナールームC、D（E507、E508）  
ただし、担当教員が認めた場合で、飲物及び菓子類に限る。
- ⑨3階大学院生研究室（E303）
- ⑩2階学生談話室（E210）
- ⑪2階教室1（E209）  
ただし、昼食休憩時間に限る。
- ⑫1階学生ラウンジ兼イベント用オープンスタジオ（E102）喫茶のみ  
ただし、学生の行事等で福島駅前キャンパス事務室長が認めた場合は飲食を可とする。
- ⑬1階学生談話室（E101）
- ⑭地階喫茶コーナー
- ⑮その他臨時的に福島駅前キャンパス事務室長が許可した施設

- 2 学内における学生の飲食は前項に定める場所及び条件によるものとし、それ以外の場所（教室を含む）での飲食は、本学が特別に許可した場合を除き禁止する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、授業中に学生が健康上の理由から、ペットボト

ル等により水分補給を必要とする場合は、事前に担当教員の許可を得て、その飲物を持ち込むことができる。ただし、机の上に置かず、自分の持物の中に収納しなければならない。

**(歩行飲食)**

第27条 学内及び本学周辺地域においての歩行飲食は、これを原則として禁止する。

**(喫 煙)**

第28条 学内における学生の喫煙は、次のとおりとする。

- (1) 喫煙は、法定年齢に達した者のみこれを認める。ただし健康と世間の情勢を踏まえ、禁煙に努めるものとする。
- (2) 学内での喫煙は、指定喫煙所のみとする。
- (3) 学内の喫煙所、注意事項、及び違反した場合のペナルティーについては別に定める細則によるものとする。
- 2 宮代キャンパス周辺地域での路上喫煙は自粛するよう努めるものとする。ただし、阿武隈急行線福島学院前駅、JR東福島駅、福島交通バス福島学院前停留所、及び近接の駅または停留所における喫煙は禁止する。
- 3 宮代キャンパスの周辺地域外においても喫煙所が指定されている場合を除き、公共的な場所、混雑した場所並びに道路歩行中の喫煙は、非喫煙者の嫌煙権に配慮し、かつ他者への傷害行為となる危険性を防止するため、本学の方針に基づき、これを禁止する。また吸い殻の投げ捨て等の行為を行ってはならない。
- 4 福島駅前キャンパス在籍の学生については前項同様の事由により、本学の方針に基づき中心市街地の路上全域において、路上喫煙を禁止する。

**(ゴミの廃棄)**

第29条 学内外において、ゴミ箱が設置されている場所以外での空き缶、空き箱、ガム等のゴミの投棄は、これを禁止する。

- 2 ゴミ箱に可燃物、不燃物等の分別表示がある場合はそれに従ってゴミを廃棄しなければならない。
- 3 アパート居住者においては、可燃物(生ゴミを含む)、不燃物、資源物等の分別回収に対応すると共に、定められた日時に指定の場所に搬出するものとする。

**(駐 車 場)**

第30条 学生が宮代キャンパスへ自家用自動車、バイク、自転車等の交通手段を用いて通学する場合は本学の学生用駐車場、駐輪場を利用することができる。ただし、本学の駐車場に余裕がない場合は近隣の貸駐車場を利用するものとする。

- 2 前項の他、自家用自動車、バイク、自転車通学については別に定める規程による。
- 3 本学周辺地域での路上駐車、及び他施設への無断駐車についてはこれを禁止

する。

- 4 福島駅前キャンパスについては専用の駐車場が設置されていないので、自家用自動車、バイク、自転車等で通学する場合は、各自の責任で貸駐車場もしくは公共の自転車駐輪場を利用するものとする。なお、本学駅前キャンパス事務室で貸駐車場及び公共の自転車駐輪場の情報を提供する。

**(生活騒音等)**

第31条 アパート居住者においては隣室及び2階建て以上の場合は上下階の部屋を含めて、テレビや音響機器、楽器、洗濯機、トイレ排水等の生活騒音及び同室者または来室者との甲高い話し声等で、他に迷惑をかけないよう充分注意するものとする。

- 2 アパートにおけるペット等の持込、飼育については、他室への迷惑となるのでこれを禁止する。ただし、ペット等の持込、飼育を認めているアパートである場合を除く。
- 3 本学は地域住民等からクレームがあった場合には、当該学生に学生課から注意を行うと共に、学生指導委員による巡回指導を行うことがある。

**(飲 酒)**

第32条 学内における飲酒はこれを禁止する。

- 2 前項にかかわらず、学内において行われる学科、クラス等の懇親会や送別会の場合で、第16条に定める「集会・催し願」を提出し、飲酒を許可された場合は、法定年齢に達した者について飲酒を認めることがある。飲酒を許可する場合、17:30以降の催しで、宮代キャンパスにあっては、スペイン広場およびFCメイツ、福島駅前キャンパスにあっては、学生ラウンジ兼イベント用オープンスタジオに限り認めることとする。ただし、飲酒を許可された場合であっても節度ある飲酒を心がけるものとし、飲酒をした者の自家用自動車・バイク・自転車の帰宅時使用を禁止する。
- 3 前項による場合及び学外のコンパ等において他の学生等に飲酒を強要することはこれを禁ずる。

**(通信機等の使用)**

第33条 授業中においては携帯電話・スマートフォン等通信機（以下、通信機等という）の電源を切るか、もしくは留守録モード又はマナーモードに切り替えるものとし、受・発信を行ってはならない。ただし、家族との緊急連絡等が予想される場合は、授業開始前に授業担当教員の許可を得た場合に限り、呼出しがあり次第、教室を一時退出の上、交信することができる。

- 2 試験の場合は通信機等の持ち込みを禁止する。
- 3 通信機等の使用にあたっては、他人に迷惑となる場所（図書館、千葉ホールなど）については無音化するとともに、迷惑とならない場所で受・発信しなければならない。

- 4 通信機等の充電のために本学の施設を使用することを禁止する。

(自転車通学)

第34条 学生が自転車で通学する場合は、特に届出を要しない。

- 2 駐輪場は宮代キャンパスにおいてはサイクルハウスとし、福島駅前キャンパスにおいては、隣接の地下もしくは福島駅周辺の公共駐輪施設を利用するものとする。それ以外に駐輪することを禁止する。
- 3 自転車通学に関する規程は別に定める。

(バイク通学)

第35条 学生がバイクで通学する場合は、特に届出を要しない。

- 2 駐輪場は宮代キャンパスにおいてはサイクルハウスとし、福島駅前キャンパスにおいては、隣接の地下もしくは福島駅周辺の公共駐輪施設を利用するものとする。それ以外に駐輪することを禁止する。

(自動車通学)

第36条 宮代キャンパスに在籍する学生が自家用自動車に通学する場合は、所定の自家用自動車通学許可願を学生課長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 許可なく本学構内に駐車することを禁止する。
- 3 宮代キャンパスにおける自家用自動車通学に関する規程は別に定める。

(学生の入退出時刻)

第37条 学生の構内入構及び退出の刻限は原則として次のとおりとする。

1. 宮代キャンパス

- (1) 平日は午前7時30分から午後9時30分まで
- (2) 土曜日は午前7時30分から午後1時まで。退出が午後1時以降に及ぶ場合には、当日午前中に総務課受付に届出ることにより、午後5時まで刻限を延長することができる。ただし、学校行事、学部・学科行事、専攻科行事、学友会行事で使用する場合は届出を要しない。

2. 福島駅前キャンパス

- (1) 平日は午前9時から午後9時30分まで。
- (2) 土曜日は午前9時から午後5時30分までとする。
- 2 日曜日及び祝日は構内への立ち入りを認めない。ただし、本学の行事、授業または公開講座が行われる場合、または本学が特に必要と認めた場合は、その定めた時間帯の施設利用を認めるものとする。
- 3 春期、夏期、冬期休業中の入退出時刻については別に定める。

(環境美化、設備保全)

第38条 学生は学内の環境美化および設備保全に協力し、いたずらに汚損、破損することなく、常に環境整備に努めなければならない。

- 2 校舎、工具、備品等を汚損、破損した場合は、その程度により復元に要する実費を徴収することがある。

(学生への伝達)

第39条 学生への日常の伝達事項は主として所定の掲示板に掲示して行う。また、併用して電子メールでの一斉送信を行う場合がある。

- 2 学生あての電話は、緊急の場合を除き取りつぎしない。

(他大学との合同活動)

第40条 学生の地域活動及びクラブ活動その他において、他大学学生や学外者と本学内での活動を行い、あるいは学内施設を利用する場合は、所定の合同活動願を学生課長に提出し、学生部長の許可を得なければならない。ただし、軽易なものについては、学生課長（福島駅前キャンパスにおいては事務室長）が許可する。

(コーチや講演者等の招聘)

第41条 学生もしくは団体が、学外からクラブコーチ、講演者等を招聘する場合は、5日前（休日は期間に算入しない）までに所定の招聘願を学生課長に提出し、学生部長の許可を得なければならない。

(アルバイト)

第42条 学生がアルバイトを行う場合は、本学が紹介したものを除き、所定のアルバイト届を学生課長（福島駅前キャンパスにおいては事務室長）に提出するものとする。

- 2 アルバイトに関する規程は別に定める。

(差別及びハラスメント)

第43条 学生は可能な限り、相互の人間関係の深化や円滑化に努めるものとし、差別的もしくはハラスメント（嫌がらせ）的な言動を行わないようにしなければならない。

- 2 学生間における差別とハラスメントに関する規程は別に定める。

(非常災害時)

第44条 学内において非常災害が生じた場合には、学生は自己の身の安全を確保することを優先し、教職員から指示があった際は、その指示に沿って迅速に行動し、避難、救急にあたるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。

## 喫煙に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、学生生活規程第28条に基づき、喫煙所における注意事項及び違反者への対応について定めることを目的とする。

(喫煙所および時間)

第2条 学内において法定年齢に達した学生が喫煙する場合は、下記の場所及び時間において認めるものとし、それ以外の場所での喫煙は禁止する。

宮代キャンパス

①屋外レストラン喫煙指定席

前期（4月1日～9月30日）

午前8時30分から午後6時まで

後期（10月1日～3月31日）

午前8時30分から午後5時まで

②カーサ21玄関南側ベンチ

午前8時30分から午後7時まで

福島駅前キャンパス

6階学生喫煙室

平日は午前9時から午後8時まで

土曜日は午前9時から午後0時30分まで。

ただし午後の授業が行われる場合は午後3時まで

(遵守事項)

第3条 喫煙所においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行喫煙の禁止
- (2) 所定の灰皿の使用及び吸い殻の投げ捨て禁止
- (3) 節度ある喫煙マナー
- (4) 清潔な喫煙環境の維持
- (5) 吸い殻の消火確認

(違反者への措置)

第4条 本細則に違反した場合、本学が委託する警備職員が、当該違反学生の学籍及び氏名を確認し、注意書を交付する。ただし、福島学院前駅もしくは中心市街地等の清掃ボランティアを志願し、指定された区画の清掃結果について「良」とされた学生については、注意書を2回返は取り消すことができる。

- 2 注意書を通算（前項ただし書きにより取り消された回数分を除く。以下同じ）3度交付された学生には、学生課長が呼び出し、嚴重注意書を交付する。
- 3 学生課長の呼び出しに応じなかった学生、及び注意書を通算4度交付された学生には、学生部長が訓告する。
- 4 学生部長の訓告に従わなかった学生、もしくは通算5度以上注意書の交付を受けた学生は、学長が教授会の議を経て懲戒に処する。

附 則

本細則は平成29年4月1日から施行する。

## 学生生活救急資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は福島学院大学の学生に急な出費（不慮の事故、送金の遅延、病気など）を必要とすることが生じた場合の、救急なつなぎ資金の貸付について定めることを目的とする。

(貸付予算)

第2条 貸付予算は毎年度予算に計上し、その予算の範囲内において貸付を行う。

(貸付限度額)

第3条 貸付金額の限度額は、1人50,000円とし、無利息とする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、原則として1ヶ月を限度とする。

- 2 返済方法は1回払いとする。ただし、返済困難な特別な事情があるものと認められる場合には5ヶ月を限度とした分割払いを認めることができる。
- 3 前第2項の期間は在学期間を超えることはできない。

(貸付手続)

第5条 貸付を希望する者は学生課長に申し出て所定の手続きを行うものとする。

附 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

## 宮代キャンパス自家用 自動車通学規程

(目的)  
 第1条 この規程は学生生活規程第36条の規定に基づき、宮代キャンパスにおける学生の自家用自動車通学（以下自動車通学という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)  
 第2条 自動車通学とは、通常自家用自動車を自ら運転し、本学駐車場を利用して通学することをいう。

(任意保険)  
 第3条 自家用自動車通学を許可する場合は使用車両に次の任意保険が付されていないなければならない。対人無制限、対物300万円以上、人身傷害3000万円以上。ただし、駐車場収容台数を超過する場合には、上記の条件を満たしていても自動車通学を認めないことがある。

(許可願)  
 第4条 自動車通学許可願は、別に定める様式により、学生課長に提出し、その許可を得なければならない。  
 2 許可願の受付は、次のとおりとする。  
 (1) 年間並びに前期利用は、4月以降とする。  
 (2) 後期利用の受付は、9月とする。  
 (3) 駐車場の収容台数に余裕がある場合、受付は随時行い、1カ月単位の許可願も受付ける。  
 3 許可の有効期限は次のとおりとする。  
 (1) 年間並びに前期利用は、4月から開始するものとし、その有効期限は、年間利用については2月末、前期利用については9月末までとする。  
 (2) 後期利用については、10月から開始し、2月末までとする。  
 (3) 1カ月単位の利用は、許可日から起算して1カ月とする。ただし有効期限が7月末もしくは2月末を越える場合は、その末日までとする。  
 4 許可を受けたものには駐車許可証を交付する。駐車の際は駐車許可証をダッシュボードの見えるところに提示しなければならない。  
 5 許可の記載事項に変更があった場合は、速やかに届けなければならない。  
 6 臨時に自家用自動車通学を希望するものは、臨時駐車場許可願を学生課長に提出し、その許可を受けるものとする。

(駐車場使用料)  
 第5条 前条第1項により自動車通学許可を受けた者は駐車場使用料を証紙にて学生課に納入しなければならない。  
 2 前項の使用料は、次の表のとおりとする。

東第2駐車場

期 間	使用料
年 間	20,000円
半 期	10,000円
1 カ月	2,000円

南第1駐車場

期 間	使用料
年 間	15,000円
半 期	7,500円
1 カ月	1,500円

3 長期履修学生の使用料については、前項の半額とする。  
 4 使用料は証紙を所定の用紙に貼付して納入するものとする。  
 5 一旦納入された使用料は解約の申し出があった翌月からの分を月割りで返還する。

### (駐車場・駐車許可証)

第6条 自動車通学者は指定された駐車場に駐車しなければならない。  
 2 学校行事その他本学の都合で駐車場を変更することがある。その場合は本学の指示に従わなければならない。  
 3 駐車許可証の有効期限が過ぎた場合は、駐車許可証を返却しなければならない。

### (事故の補償等)

第7条 駐車場においての盗難、破損および学内外の事故等による損害については、本学ではその補償等一切の責を負わない。  
 2 本学の施設等に損害を与えた場合は賠償するものとする。

### (安全運転の義務)

第8条 自動車通学者は道路交通法を守り、常に安全運転をしなければならない。

### (違反駐車)

第9条 無許可駐車その他本規程に違反した者については注意を行う。ただし2回以上の注意に従わない者は嚴重注意処分とする。また、呼び出しに応じない違反駐車に対しては車輪をロックする措置をとることがある。

### (所 管)

第10条 この規程の取り扱いおよび指導は学生課がこれにあたるものとする。

### (そ の 他)

第11条 この規程に定めるもののほかには、本学の指定するところによる。

## 附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

## 自転車通学規程

(目的)  
 第1条 この規程は学生生活規程第34条の規定に基づき、学生の自転車通学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)  
 第2条 自転車通学とは自転車を自ら運転し、通学することをいう。

(安全運転の義務)  
 第3条 自転車通学者は道路交通法を守り、常に安全運転をしなければならない。

(駐輪場の指定)  
 第4条 自転車通学生生の自転車は、宮代キャンパスにおいてはサイクルハウス内の自転車ラックに正しく駐輪しなければならない。福島駅前キャンパスにおいては、隣接の地下もしくは福島駅周辺の公共駐輪施設に正しく駐輪しなければならない。

(事故の補償等)  
 第5条 駐輪場においての盗難、破損および事故等による被害については、本学は補償等の一切の責任を負わない。

(違反駐輪)  
 第6条 第4条に規定する駐輪場以外に駐輪する者については注意を行う。ただし2回以上の注意に従わない者には懲戒処分を科すことがある。  
 2 懲戒の種類は、福祉学部では大学学則第52条及び短期大学部では短期大学部学則第53条に定める譴責とする。

(取扱および指導)  
 第7条 この規程に定める事項の取扱および指導は学生課がこれにあたるものとする。

(その他)  
 第8条 この規程に定めのない事項については本学の指定するところによる。

## 附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

## アルバイト規程

(目的)  
 第1条 本規程は学生生活規程第42条第2項に基づき学生のアルバイトについて定めることを目的とする。

(原則)  
 第2条 アルバイトを行う場合は学業の妨げにならないように充分注意しなければならない。

(職種制限)  
 第3条 つぎの職種についてはアルバイトを行うことができない。

- 危険を伴うもの  
 高所・水中等で行う作業、その他危険物を扱う業務等
- 人体に有害なもの  
 農薬・劇薬等の有害薬物の取扱、高(低)温度中の作業等
- 法令に違反するもの  
 営利職業斡旋業者への仲介斡旋、マルチ商法、ネズミ講等商法に関するもの、その他法令に違反するもの
- 人命に関わるもの  
 無資格の水泳指導員、その他命に関わることが予想される業務
- 教育的に好ましくないもの  
 風俗営業等
- 本学が好ましくないと判断したもの

(時間制限)  
 第4条 アルバイト時間については通算週20時間を超えてはならない。  
 ただし、学生休業中はその限りではない。  
 2 アルバイト時間については午後10時以降の深夜業務はこれを禁止する。  
 3 外国人留学生については別に定める。

(違反処分)  
 第5条 本規程に違反しアルバイトを行った場合は順次つぎの措置をとる。  
 1 説 諭  
 2 懲 戒  
 2 懲戒の種類は、福祉学部では大学学則第52条及び短期大学部では短期大学部学則第53条に定める譴責、停学とする。  
 ただし、特に学生の本分に反するものと思われる違法なアルバイトについては退学処分を科すことがある。

## 附 則

この規程は平成16年4月1日からこれを施行する。

# 学友会会則

## 第1章 総則

(名称および事務所)

第1条 本会は福島学院大学学友会と称し、事務所を宮代キャンパスにおく。

2 学科学友会の事務所については、福祉心理学科学友会、情報ビジネス学科学友会の事務所を駅前キャンパスに置き、その他の学科学友会は宮代キャンパスに置く。

(目的)

第2条 本会は本学の教育方針に則り、学生の自主的活動により教養を高め、相互の親睦を深め、以って学生生活の充実に向上を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 会員相互の教養ならびに親睦に関する活動
- 2 会員の心身の向上に関する活動
- 3 学習環境の美化に関する活動
- 4 その他前条の目的達成に必要な活動

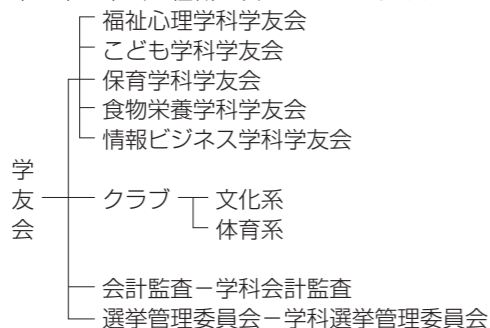
(会員)

第4条 本会の会員は、福島学院大学（以下大学という）の福祉学部および短期大学部（ただし保育科第二部を除く）に在学する全学生とする。

2 本会の顧問は学生部長を、また、学科学友会の顧問は当該学科の学科長および学生主任を以ってこれに充てる。

(組織)

第5条 本会の組織は次のとおりとする。



## 第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 役員
  - 会長（1名）
  - 副会長（2名）
  - 書記（2名）
  - 会計（2名）
  - 文化部長（正副各1名）
  - 運動部長（正副各1名）
  - 広報部長（正副各1名）
  - 厚生美化部長（正副各1名）
- 2 学科役員
  - 幹事長（各学科1名）
  - 副幹事長（各学科2名）
  - 学科書記（各学科2名）
  - 学科会計（各学科2名）
  - 文化委員長（各学科正副各1名）
  - 運動委員長（各学科正副各1名）

- 広報委員長（各学科正副各1名）
- 厚生美化委員長（各学科正副各1名）
- 3 クラス委員
  - クラス委員長（各クラス正副各1名）
  - 書記（各クラス2名）
  - 会計（各クラス2名）
  - 文化委員（各クラス2名）
  - 運動委員（各クラス2名）
  - 広報委員（各クラス2名）
  - 厚生美化委員（各クラス2名）
- 4 会計監査
  - 会計監査（2名）
  - 学科会計監査（各学科2名）
- 5 選挙管理委員
  - 選挙管理委員長（正副各1名）
  - 学科選挙管理委員長（正副各1名）
  - 選挙管理委員兼学科選挙管理委員（各クラス2名）

- 2 第1項第2号から第5号の規定に拘わらず、1学年1クラスの学科にあっては役員及び委員を各1名とすることができる。

(役員の選任)

第7条 役員の選任は、次のとおりとする。

- 1 学友会の役員、および会計監査は、会員の選挙によって選出する。ただし会長に欠員が生じた場合、副会長選挙の得票順位に基づき、委員総会の承認を得て、副会長が会長に就任するものとする。
- 2 学科学友会役員、および学科会計監査は、当該学科会員の選挙によって選出する。ただし、幹事長に欠員が生じた場合、副幹事長選挙の得票順位に基づき、副幹事長が幹事長に就任するものとする。
- 3 選挙管理委員は、各クラスにおいて2名を選出し、選挙管理委員長は委員の互選とする。学科選挙管理委員は、当該学科の選挙管理委員を以ってこれに充て、学科選挙管理委員長は委員の互選とする。
- 2 前条第1項第1号及び第2号に定めるほか、第6条に規定する学友会役員もしくは学科役員に欠員が生じた場合は、学友会役員会もしくは学科学友会役員会で後任を補充選任するものとする。

(役員の仕事)

第8条 学友会役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその仕事を代行する。
- 2 書記は本会の庶務を担当し、会計は本会の会計事務を担当する。
- 3 文化・運動部長は、各学科当該委員長と連絡、調整を図り、全学的な文化・スポーツ活動の企画、運営にあたるとともに、文化系・体育系各クラブの充実、向上に努める。また、文化部長は文化系、運動部長は体育系の各クラブ員の名簿を5月末日までにとりまとめ、学友会会長に提出する。

- 4 広報部長は各学科、各クラスの当該委員との連絡、調整を図り、広報活動および卒業アルバムの作成を担当する。
- 5 厚生美化部長は各学科、各クラスの当該委員との連絡、調整を図り、学内の厚生美化を担当する。

(学科役員の仕事)

第9条 各学科役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 幹事長は、当該学科学友会を代表し、会務を総括する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在のときはその仕事を代行する。
- 2 学科書記は当該学科の庶務を担当し、学科会計は当該学科の会計事務を担当する。
- 3 各委員長は、学友会の担当部長ならびに各クラス当該委員との連絡、調整を図り学科単位の当該活動を担当する。
- 4 幹事長は、当該学科の各クラス委員長と連絡、調整を図り、各クラス委員名簿をとりまとめ、5月末日までに学友会会長に提出する。なお、各学科学友会役員名簿は選挙後10日以内に学友会会長に提出する。

(クラス委員の仕事)

第10条 クラス委員の仕事は次のとおりとする。

- 1 委員長は、クラスを代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはその仕事を代行する。
- 2 クラス書記はクラスの庶務を担当し、クラス会計はクラスの会計事務を担当する。
- 3 その他のクラス委員は各々の担当業務を行う。

(会計監査および選挙管理委員の仕事)

第11条 会計監査および選挙管理委員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会計監査は本会の会計を監査し、委員総会に報告する。学科会計監査は当該学科の会計を監査し、学科総会に報告する。
- 2 選挙管理委員は、学友会役員、会計監査の選挙を管理するとともに、当該学科の学科学友会役員、学科会計監査の選挙も管理する。

(各役員、委員の兼任)

第12条 各役員、委員の兼任、再任の取扱いは次のとおりとする。

- 1 会長と幹事長は兼任することができない。
- 2 クラス委員と学科学友会役員との兼任は各学年1クラスの学科においてのみ認める。
- 3 クラス委員と学友会役員は兼任することができない。
- 4 第6条第1号から第3号および第6条第5号に定める役員、委員、ならびに第6条第4号に定める会計監査、学科会計監査はそれぞれ兼任することができない。
- 5 役員の再任は、1回に限りこれを認

めるものとする。ただし、クラス委員は重任を妨げないものとする。

(各役員、委員の任期)

第13条 各役員、委員の任期は次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号から第3号までの役員、委員および、第6条第4号に定める会計監査、学科会計監査の任期は、1カ年とする。
- (2) 第6条第5号に定める選挙管理委員兼学科選挙管理委員の任期は2カ年とする。
- 2 学友会役員、学科学友会役員、会計監査、学科会計監査の改選は、原則として11月とし、正副選挙管理委員長、および正副学科選挙管理委員長の改選（委員による互選）は、原則として4月とする。任期の開始は12月1日からとする。
- 3 クラス委員の選任は毎年次4月、選挙管理委員のクラスでの選任は、原則として入学時とする。

## 第3章 機関

(機関)

第14条 本会に次の機関を置く。

- 1 委員総会
- 2 学科総会
- 3 役員会
- 4 学科役員会
- 5 常置委員会
- 6 学科常置委員会
- 7 クラス会
- 8 選挙管理委員会
- 9 学科選挙管理委員会

(委員総会)

第15条 委員総会は本会の最高決議機関であって、学友会役員、および各クラスの正副クラス委員長を以って構成する。

- 2 委員総会は、定例および臨時の二種とし、定例総会は、春季（5月）、および秋季（11月）の2回会長がこれを召集する。
- 3 臨時委員総会は、会長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の要求があったとき開催する。
- 4 委員総会は次の事項を審議する。
  - (1) 本会の事業計画に関する事項
  - (2) 予算決算に関する事項
  - (3) 会費に関する事項
  - (4) 会則変更に関する事項
  - (5) その他必要な事項

(学科総会)

第16条 学科総会は、当該学科の決議機関であって、当該学科の全会員を以って構成する。

- 2 学科総会は、定例会（原則として4月および10月）ならびに臨時会の二種とし、幹事長が召集する。
- 3 臨時学科総会は、幹事長が必要と認めるとき、又は当該会員の2分の1以上の要求があったとき開催する。
- 4 学科総会は次の事項を審議する。
  - (1) 学科学友会の事業計画に関する事項

- (2) 学科学友会の予算決算に関する事項
  - (3) 委員総会に提出する事項
  - (4) その他必要な事項
- (役員会)**
- 第17条 役員会は、本会の執行機関であって、学友会役員ならびに学科学友会幹事長を以って構成する。
- 2 役員会は、原則として毎月1回定例会を開くものとし、会長がこれを召集する。
- 3 会長が必要と認めたととき、又は3分の1以上の役員が要求があったとき臨時に開催する。
- 4 役員会は次の事項を審議する。
- (1) 本会活動に関する事項
  - (2) 委員総会に提出する事項
  - (3) 予算配分に関する事項
  - (4) クラブの設置廃止に関する事項
  - (5) 会則変更に関する事項
  - (6) 各機関との連絡事項
  - (7) その他必要とする事項
- (学科役員会)**
- 第18条 学科役員会は、当該学科の執行機関であり、学科学友会役員を以って構成する。
- 2 学科役員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとし、幹事長がこれを召集する。
- 3 幹事長が必要と認めたととき、又は学科役員会3分の1以上の役員が要求があったとき、臨時に学科役員会を開催する。
- 4 学科役員会は次の事項を審議する。
- (1) 学科学友会活動に関する事項
  - (2) 学科学友会の予算決算に関する事項
  - (3) 委員総会、学科総会に提出する事項
  - (4) 各クラス会との連絡事項
  - (5) その他必要とする事項
- (常置役員会)**
- 第19条 常置委員会は、文化、運動、広報、厚生美化の4委員会とし、当該部長が委員会を召集する。
- 2 各常置委員会は、当該部長（正副）、当該委員長（正副）を以って構成する。ただし、文化、運動の各常置委員会については文化部、運動部それぞれのクラブ長も構成委員とする。
- 3 常置委員会で行う業務は次のとおりとする。
- (1) 文化委員会
    - ① 全学的行事の企画、運営に関する連絡、調整、協力に関すること
    - ② 研修行事、親睦行事の企画、運営に関すること
    - ③ 文化系クラブの設置、廃止、活動促進等に関すること
  - (2) 運動委員会
    - ① 全学的行事の企画、運営に関する連絡、調整、協力に関すること
    - ② 研修行事、親睦行事の企画、運営に関すること
    - ③ 運動系クラブの設置、廃止、活動促進等に関すること
  - (3) 広報委員会
    - ① 広報に関すること
    - ② 卒業アルバム作成への協力に関すること
  - (4) 厚生美化委員会
    - ① 校舎内外の清掃に関すること
    - ② 環境整備への協力に関すること
- 4 常置委員会は、必要により当該部長が召集する。
- (学科常置委員会)**
- 第20条 学科常置委員会は、広報、厚生美化の2委員会とし、当該委員長（正副）およびクラス委員を以って構成する。
- 2 学科常置委員会は、学科の当該活動に関する事項の審議ならびに実施に当たる。
- 3 学科常置委員会は、必要により当該委員長が召集する。
- (クラス会)**
- 第21条 クラス会は、クラスの全員を以って構成する。
- 2 クラス会は、クラスの諸活動を行う外、各会議に提出する事項について審議する。
- 3 クラス会は、第6条第3項の委員の外、クラスの活動に必要な委員を置くことができる。
- (会議の成立、議決)**
- 第22条 各会議は構成員の過半数の出席により成立する。議決は出席者の過半数の賛否による。ただし、会則の改正については別に定める。
- (実行委員会)**
- 第23条 本会の目的を達成するため、委員総会の議を経て、クラブ勧誘会、大学祭、卒業準備等の実行委員会を設置することができる。
- 2 実行委員は、当該活動に必要な数の委員を各クラスから選出する。
- 3 実行委員会は、当該活動の実施を担当する。
- 4 実行委員長は、副会長又は関係部長がこれに当たる。
- (学科実行委員会)**
- 第24条 学科独自の活動を実施するため、学科役員会の議を経て、必要な学科実行委員会を設置することができる。
- 2 学科実行委員会は、当該活動に必要な数の委員を各クラスから選出する。
- 3 学科実行委員会は、当該活動の実施を担当する。
- 4 学科実行委員長は、幹事長が学科役員会の議を経て指名するものとする。
- (選挙管理委員会・学科選挙管理委員会)**
- 第25条 選挙管理委員会は、各クラスから選出された選挙管理委員によって構成され、第7条第1号に定める選挙を管理する。
- 2 学科選挙管理委員会は、各クラスから選出された当該学科の選挙管理委員によって構成され、第7条第2号に定める選挙を管理する。
- 3 選挙に関して必要な事項については別に定める。

## 選挙に関する細則

### 第4章 会計

- 第26条 本会の活動に関する経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入を以って充てる。
- 2 予算の配分は、原則として学友会50%、学科学友会50%の比率とし、学科学友会においてはこの内20%を均等配分とし、残り80%を所属会員数の比率によって配分する。
- 3 本会の会計年度は4月から翌年3月までとする。
- 4 本会の会費は、委員総会において決定する。
- 5 その他会計に関して必要な事項については別に定める。

### 補 則

- 1 本会則の改廃は、委員総会の出席者の3分の2以上の賛成により、大学の承認を受けた後行われる。
- 2 会長は委員総会の議を経て、本会則の遂行に必要な細則の制定を行うことができる。

### 附 則

本会則は平成29年4月1日からこれを施行する。

- 第1条 本細則は、学友会会則第25条第3項に基づき、選挙を円滑に行うために定める。
- 第2条 学友会会則第6条第1項第1号の役員及び第4号の会計監査の選挙を実施した後、原則として1週間以上経過してから、第2号の学科役員および第4号の学科会計監査の選挙を行うものとする。
- 第3条 選挙管理委員会（第6条第1項第2号の学科役員および第4号の学科会計監査の選挙に関しては学科選挙管理委員会と読み代える。以下同じ）は、選挙日の15日前までに選挙に関する諸事項の公示を行わなければならない。
- 第4条 役員に立候補しようとする者は、全員5人以上の推薦を得て、選挙日の10日前までに文書で各クラス選挙管理委員会を通して選挙管理委員会あて届け出なければならない。
- 第5条 立候補を辞退しようとする者は、受付期間中に選挙管理委員会あて申し出なければならない。
- 第6条 立候補者の選挙運動は、公布の日から投票の前日まで行うことができる。
- 第7条 立会演説会は、投票の前日まで行うものとする。
- 第8条 投票は定められた期間内に、これを行わなければならない。
- 第9条 開票は即日開票とする。
- 第10条 役員に欠員が生じたときは、会長（学科にあっては幹事長）は学友会役員会（学科にあっては学科学友会役員会）の議を経て補充役員を任命することができる。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第11条 選挙当日に正当な理由により投票できない場合、立候補締切後投票日前日まで、不在者投票することができる。
- 2 投票用紙は、各クラスの選挙管理委員会を通して選挙管理委員会に提出する。
- 第12条 その他選挙に必要な事項は、選挙管理委員会（学科にあっては学科選挙管理委員会）が定める。

### 附 則

この細則は平成29年4月1日から施行する。

## クラブに関する細則

- 第1条 本細則は、学友会会則の補則の2に基づき、これを定める。
- 第2条 クラブを設立しようとするときは、次の事項を記載した「学生団体設立願」を文化部長もしくは運動部長を経由して会長に提出しなければならない。
- 1 クラブの名称、目的および規約
  - 2 希望する顧問の氏名
  - 3 予定するクラブ長の氏名および部員氏名
  - 4 クラブの活動計画
- 第3条 クラブ設置の認可は、役員会の議を経て大学の承認を受けなければならない。
- 第4条 クラブの設置および存続には、顧問(本学教職員) 1名と部員3名以上がなければならない。
- 第5条 各クラブは、年度はじめに「学生団体継続願」を文化部長又は運動部長を通じて会長に提出し、大学の承認を得なければならない。「学生団体継続願」には、次の事項を記載するものとする。
- 1 クラブ顧問ならびにクラブ長の氏名
  - 2 部員名簿(学年、クラス、氏名)
  - 3 前年度活動概況と本年度活動計画
  - 4 クラブ活動決算書、同予算書
- 第6条 顧問の変更、規約の改廃、クラブの廃止その他の変更があるときは、直ちにその旨を文化部長もしくは運動部長を通じて、会長に報告しなければならない。
- 第7条 その活動等が本会の目的に沿わないと認められるクラブは、役員会の議を経て、大学の承認を受け、解散させることがある。
- 第8条 会員の所属するクラブは、2クラブ以内とする。

### 附 則

この細則は平成29年4月1日から施行する。

## 学生間における差別とハラスメント防止に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、「学生生活規程」第43条第2項の規定に基づき、学生間の差別とハラスメント(嫌がらせ)の防止及び排除のための措置、並びに差別とハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において差別とは、次の言動や活動を指すものとする。

1. 性差による差別的言動
  2. 著しく合理性を欠く差別的言動
  3. 排他的なグループまたは団体活動
  4. 身体的な特徴に対する差別的言動
- 2 本規程においてハラスメント(嫌がらせ)とは、次の言動や活動を指すものとする。
1. 相手に正当な理由なく、不快感や嫌悪感を抱かせる言動
  2. 相手を正当な理由なく、中傷誹謗する言動やプライバシーを侵害する言動
  3. 周囲の者に不快感を与える身体的接触行為、もしくは儀礼的範囲を超える、あるいは信頼関係の範囲を超える身体的接触行為
  4. 相手が明確に拒否する性的言動
  5. 相手を正当な理由なしに威圧する言動
  6. 一方のみに迎合し、他方を疎んじ、もしくは故意に無視する言動
  7. 生活環境を悪化させる服装もしくは言動
  8. コンパ等で望まない他の者に飲酒等を強要する言動
  9. ストーカー行為(電話、メール、尾行もしくは執拗な追跡等の行為を含む)
  10. 体罰を与える行為、もしくは脅迫的な言動

### (本学の責任)

- 第3条 本学は、差別とハラスメント問題に対処するため、修学上の適切な措置を講ずるとともに、差別とハラスメント防止のために、学生に対する啓発活動を行うものとする。
- 2 学生に対する啓発活動については適宜学友会との連携を図るものとする。

### (差別とハラスメントの対応)

- 第4条 差別とハラスメント問題に対処するために本学内に差別とハラスメント対策委員会を置く。
- 2 差別とハラスメント対策委員会については、別にこれを定める。

### (加害者等に対する措置)

第5条 本学は差別とハラスメントを行ったと判断された者に対して、学内規程に照らして厳正に対処する。

### (被害者の救済)

第6条 本学は、学内において発生した差別とハラスメントの被害者に対して、

適切な救済策をとるものとする。

### (規程の改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、学生指導委員会及び教授会の議を経て行うものとする。
- 2 前項の改廃にあたっては学友会の意見を聞くものとする。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

## 学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則

### (趣旨)

第1条 この規程は、「学生間における差別とハラスメント防止に関する規程」第4条第2項に定める差別とハラスメント対策委員会に関する事項を定める。

### (一次的窓口)

- 第2条 差別とハラスメントに関する相談または苦情申し立ては、信頼できる教員もしくは学生課員に行うことを原則とする。
- 2 相談を受けた者は学生間における差別とハラスメント対策委員会委員長(学生部長)に報告書を提出しなければならない。

### (対策委員会)

第3条 学生間における差別とハラスメント対策委員会(以下「対策委員会」という)は学生部長を委員長として、各学科毎に教員1名、事務局職員から1名及び学友会役員から2名の委員によって構成する。

### (対策委員会の任務)

- 第4条 対策委員会は、学生にかかる次に掲げる事項を取り扱う。
- (1) 差別とハラスメント防止のための啓発活動
  - (2) 差別とハラスメントに関する調査
  - (3) 差別とハラスメント発生事案の検討

### (調査委員)

- 第5条 対策委員会は、第2条の相談または苦情申し立てについて、詳細な調査を行う必要があると判断した場合は、直接調査を行うか、申立人が所属する当該学科長に調査を依頼することができる。
- 2 前項の調査には学内の教員又は学外の専門家をあてることができる。
- 第6条 調査が終了し、対策委員会で判断した事項については、直ちに学科長に報告し、必要な措置をとるものとする。

### (再申し立て)

第7条 相談を受けた者もしくは対象者は、前項の措置に異議がある場合、対策委員会に対し当該事案の再調査を求めることができる。

### (守秘義務)

第8条 相談を受けた者、対策委員会委員及び調査委員並びにこの規程に基づいて差別とハラスメントに関する相談または苦情申し立ての報告を受けた者は、相談または苦情申し立ての内容に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

### (細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、対策委員会、及び教授会の議を経て学長が行う。

### 附 則

この細則は、平成16年4月1日より施行する。

# 福島学院大学 学生便覧 2017

2017年4月1日 発行

発行所



福島学院大学

[宮代キャンパス]

〒960-0181 福島市宮代乳兎池1-1

Tel. 024-553-3221

Fax. 024-553-3222

[福島駅前キャンパス]

〒960-8505 福島市本町2-10

Tel. 024-515-3221

Fax. 024-515-3225

制作・印刷



株式会社 民報印刷

〒960-2154 福島市佐倉下字二本榎前10-7

Tel. 024-594-2170

# CAMPUS LIFE 2017

**福島学院大学**

〒960-0181 福島市宮代乳児池1-1

TEL/024-553-3221

FAX/024-553-3222